第三部　勞働施設及對策

概說……三四一
第一篇　業主施設及對策……三四二
第一章　工・鑛・交通等資本家の施設及對策……三四三
第一節　慰撫的對策……三四三
第一　共濟組合……三四二
第二　扶助給與……三四三
第三　福利及慰安施設……三四四
第二節　協調的對策……三四五
第三節　對抗的對策……三四七
第二章　官公業當局の施設及對策……三四九
第一節　慰撫的對策……三四九
第一　共濟組合……三四九
第二　扶助給與……三五〇
第三　福利及慰安施設……三五〇
第二節　協調的對策……三五〇
第三節　對抗的對策……三五〇
第三章　農業地主の對策……三五一
第一節　慰撫的對策……三五一
第二節　對抗的對策……三五一
第三節　自棄的對策……三五二
第四章　其他の勞働者に對する業主側の施設及對策……三五四
第五章　中間階級者に對する業主側の施設及對策……三五五
第六章　婦人勞働者に對する業主側の施設及對策……三五五
第二篇　勞働及社會施設……三五五
第一章　一般勞働者に對する施設……三五六
第一節　一般的施設及其方針……三五六
第二節　對失業施設及職業紹介……三六一
第三節　對勞働災害及勞働衛生施設……三六七
第四節　生活費低減施設……三七〇
第五節　共濟的施設……三七三
第六節　社會保險施設……三七四
第七節　勞働者教育施設……三七七
第八節　社會施設資金貸與……三七九
第九節　其他の勞働施設……三八〇
第二章　農業勞働者に對する施設……三八二
第一節　政府……三八三
第二節　府縣……三八九
第三節　農會……三九一
第三章　中間階級者に對する施設……三九四
第四章　婦人勞働及職業婦人に對する施設……三九五
第五章　少年勞働者にする施設……三九八
第六章　海外移民に對する施設……四〇〇
第七章　移入民に對する施設……四〇〇
第三篇　勞働者運動對策……四〇一
第一章　工・鑛・交通業勞働運動對策……四〇一
第一節　勞働爭議對策……四〇一
第二節　勞働運動對策……四〇二
第三節　勞働組合對策……四〇四
第二章　農業勞働者運動對策（小作爭議對策）……四〇四
第三章　國際勞働協會……四〇五
第四篇　勞働問題及社會事業關係調査……四〇八
第一章　勞働者一般に關する調査……四〇八
第二章　工・鑛・交通業勞働に關する調査……四〇九
第三章　農業勞働に關する調査……四一〇
第四章　其他の勞働者に關する調査……四一一
第五章　中間階級者に關する調査……四一一
第六章　婦人職業に關する調査……四一二
第七章　少年勞働に關する調査……四一二
第八章　海外移民に關する調査……四一二
第九章　社會事業に關する調査……四一二
第五篇　勞働及社會事業立法……四一四

勞働施設及對策關係(丙)統計表

第一表　大正十二年度　大正十三年度　工場扶助給與統計
其一　大正十二年度全國工場扶助給與を受けたる職工數業務別
其二　大正十二年度全國工場扶助給與扶助期間業務別
其三　大正十二年度全國工場扶助給與扶助種類及歸鄉旅費業務別
其四　大正十三年工場種別扶助件數調
其五　大正十三年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數及歸鄉旅費調
第二表　大正十二年度　大正十三年度　官設工場に於ける扶助給與統計
其一　大正十二年度官設工場扶助給與を受けたる職工數
其二　官設工場扶助期間表
其三　大正十二年度官設工場扶助給與扶助種類及歸鄉旅費表
其四　大正十三年度官設工場扶助件數調
其五　大正十三年度官設工場扶助金額及休業扶助料支給延日數及歸鄉旅費調
第三表　大正十四年中鑛夫扶助給與額
第四表　官廳現業員共濟組合統計
其一　組合員數累年表
其二　官廳現業員共濟組合成績表
第五表　職業紹介に關する統計
其一　職業紹介所府縣別經營主體別表
其二　大正十五年中職業紹介所業態別取扱成績表
其三　大正十五年中職業紹介所紹介數月別表
其四　大正十五年中職業紹介所紹介數各月男女別表
其五　大正十五年中職業紹介所府縣別成績表
其六　大正十五年中職業紹介所日傭勞働紹介成績表
第六表　簡易保險統計
其一　簡易保險成績累年表
其二　簡易保險契約狀況
其三　簡易保險新契約及月末現在高月別表
其四　簡易保險死亡解約失効件數月別表
其五　簡易保險積立金運用累年狀況表
第七表　大正十三年恤救統計
其一　恤救人員及救助金
其二　養育に係る棄兒
其三　亡旅病人

概說

引續く經濟界における停頓不安が勞資の鬪爭を一層深刻化したことは第二部の記述によつて明かであるが、これらの事實は、鬪爭に直接關係なきが如く見ゆる勞働施設及對策にも反映せざるを得なかつた。

先づ業主の施設及對策について見るに、此のやうな事情の下では營業本位の足留策や溫情主義的福利施設や所謂、協調的對策やにおいてこれと云ふ進展のなかつたのは當然のことで、その代りにその對抗的方面が漸く濃厚になつて來、そして特にこれまで種々の他の目的のために成立つて居た全國的並地方的の業主の團體の對抗團體への轉化と、始めより對抗的目的を持つた業主の團體の創設と及これらの團體の官權との接近とが益々顯著となり來つた。これは都鄙の別なくすべての業態を通ずる本年における業主の施設對策の根本特徴と見られるが、その中でも、官公業特に陸海軍工廠及交通業における當局の態度と農村における地主の態度とにおいて最もよく具體化されてゐるかの如く思はれる。他方、業主側のかやうな態度に照應して、勞働者も亦共濟、扶助、其他の所謂慰撫的並に協調的對策を以て單なる恩惠と見、切離された個個の權利の伸張と見る代りに、漸次之を階級鬪爭に結びつけその部分的鬪爭目標と考へんとする傾向を增し來た。

同時に、經濟界の停頓と勞資對抗の深刻化とは第三者として國家及公共團體を促して一方では勞働大衆の生活の安定を保障し少くとも之の生活苦を緩和する又はすると稱する所謂社會事業及社會政策的諸施設の必要を高唱せしめ、幾分はそのお粗末な實行をよぎなくせしめたと共に、他方では進步的勞働者運動に對して直接間接の制限壓迫を策せしめた。其中第一のものについて本年度中重視すべきものは何といつても健康保險の實施であらう。この保險は諸種の方面から見て明かに多くの缺陷を持つてゐるにも拘らず、將來完成さるべき社會保險體系の第一步として、吾人はこの制度の實施を慶賀するものである。其他改正工場法及び工業勞働者最低年齡法の施行、不景氣の進展と共に益々增大する失業に對する施設就中職業紹介の整備擴張と知識階級者のそれに對する特別の注意、農村に對しては自作農創定維持政策の促進と小作法の制定準備、人口問題の喧傳と共に社會的に注目され出した海外移民奬勵策等、等、時勢の進展は國家公共團體を强制して嫌々ながらにも、場合によつて勞働者懷柔策として自ら進んで、不完全とは云へ、ともかく社會政策的施設の創成擴張に努力せしめつつある。他方においてこの同じ事情は政府及公共團體をして勞働者の進步的諸運動に對して極度に神經過敏ならしめ、これらの運動に對する諸種の對策の基調はその制肘彈壓以外の何者でもない。この點について本年度中注意すべき出來事は、勞働爭議調停法及同施行令が制定實施せられ

たことだ。これと共に久しく問題とされてゐた治警第十七條は廢止されたけれども、その代りに所謂暴力行爲取締法が出來て、勞働運動、農民運動、水平運動に對する脅威の役目を前者から引繼いだ。なほ、歴代政府の懸案たる勞働組合法案が進歩的要求を距る遠きにも拘らず、本議會において握潰しの運命を見たことも注意すべきであらう。終りに、公然に表明されたものではないが、政府は本年度において極左勞働運動に對して徹底的彈壓を加へるといふ根本方針を確立したと想像されるべき幾多の理由がある。

第一篇　業主の施設及對策

第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及對策

第一節　慰撫的對策

第一　共濟組合

經濟的政治的情勢の不安定と勞働者運動の生長とは、勞資間の抗爭を益々複雜ならしめた。即ち一方慰撫的溫情的設備の改善を以て勞働者の懷柔を圖るとともに他方勞働者の自覺的運動に對抗し壓迫するがため、資本家は自ら資本家團體の組織に力を注ぐに至るのを見られる。

工場鑛山等における共濟組合は大正八年末六百を算したるも、共濟組合が現在如何なる範圍まで活動して居るかは全國的調査を缺くが故にその詳細は知り得ない。こゝには愛媛縣の一例を擧ぐるに止めざるを得ない。

大正十三年末愛媛縣共濟組合狀況

工場數	四七	積立金	一七八、〇三四圓七一		
共濟組合數	七	會員	職工	九、一三五	
基金	銀行預金	四		共他	二八九
管理法	郵便貯金	六	會員計		九、四二四
	工場貯金	一八			

內主なる產業は

	組合數	組合員數	積立金	員數	支出金額
製絲	四三	三九一	三五、四一六・九七	九五	七八九・九〇
紡績	三	三六六	一三三、八三六・一〇	三	二四九・九八

共濟金科目別支出調

	員數	支出金額		員數	支出金額
死亡	一四四	一、八一三・二四	負傷	九五	七八九・九〇
脫退	一六二	一、四一五・二四	入營	三	二四九・九八
罹災	一四五	一、〇九三・五〇	結婚	一一八	五七二・五〇
疾病	三四、二五九	一四、八三二・三一	出生	三一五	二、五八〇・九七

其他	九八五	一、八二七・三四		
合計	三六、三五五	三五、一三五・一八	内	男 一、七七六　八、六〇八・九八
				女 三四、四七九　一六、五五六・二〇

第二　扶助給與

茲に取扱ふ扶助給與とは工場主及鑛山主がその使用人の業務上の負傷疾病その他に對して工場法又は鑛業法の定むる所に準據して給與するものを稱するのであるが、この扶助給與は大正十五(昭和元)年末限りその大部分は健康保險法による保險給付が之に代るに至つた。そしてこれに對して勞働者の不平盛におこり大正十五年秋より所謂健康保險ストライキの各所に頻發するを見たが、こゝには、大正十二、三　四年における扶助給與の概況を述ぶるに止める。

(工場法による扶助給與と健康保險との關係は第二篇勞働施設第一章第六節社會保險參照、健康保險ストライキについては第二部第一篇勞働爭議、第一章工・鑛・交通業勞働者の爭議參照)

工場における扶助給與　大正十一、十二、十三、十四年における件數及金額を比較すれば

	件數	金額	一件平均
	件	圓	圓厘
大正十一年	二六四、四七五	二、四八六、〇九二	九、四〇〇
大正十二年	二二一、九八一	二、三二一、三九一	一〇、四三二
大正十三年	一七八、〇一八	二、一六七、三三	三、一七四
大正十四年	二〇三、六九二	二、三九五、七三三	二、八二〇

即件數に於ては大正十四年再び上昇するを見たが一般に大正七年以來逐年減少しつゝある、かくの如く災害防止設備安全運動と衛生上の施設漸く多少見るべきものを得たるとともに負傷疾病を惹起すべき場合減少したるも、一方職工各自の自覺愈々進み來り、扶助料の請求につきて工業主に對して權利の主張を試み、扶助條件に多少の改善の見らるゝ所がある

(扶助の種類別件數並に支給額については、丙統計第一表其三及其五として掲載してある。)

次にこれを業務別に觀察するときはその主なるものゝ百分比は次の如くである　(丙統計第一表其五參照)

	大正十四年 件數	大正十四年 金額	大正十三年 件數	大正十三年 金額
機械器具工場	三二・七	五〇・七	五二・三	五三・四
染織工場	二〇・八	一八・六	二五・〇	一六・一
化學工場	一〇・五	一七・四	一〇・二	一九・二

工場法施行令第二十七條に基く歸鄉旅費支給は、大正十三年度に於て、その件數一四、九八七、支給金額五四、四〇一圓五五にして、大正十二年度に比して件數に於て、一、七一六件增加し、金額に於て二、四〇八圓〇八減少した、これを旅費を受くる職工種類別に見れば

大正十三年歸鄉旅費支給

	件數	金額	百分比 件數	百分比 金額	一件平均
		圓			
扶助を受くる職工	四五〇	三、一六六	三・〇	五・八	七・〇四
女	三、七一七	四七、八〇九	八四・九	八七・八	三、七六
子			三四三		

未成年者	一、八二〇	三、四七三	一三・一	六・四	一・九一
計	一四、九八七	五四、四四八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	三・六三

而して之を産業別に見れば、染織工場が件數に於て九八%金額に於て九二%を占めてゐる。これは該業中主要の位置を占むる製絲紡績工業は業務の性質上、女子を雇傭し遠隔の地より之を募集し來る關係により其數多きを見る、殊に製絲業に於ては冬期閉場し一旦職工を歸國せしめる慣習あるによる（丙統計第一表其三其五參照）

鑛山に於ける扶助給與　鑛山勞働者の業務上の傷害及疾病に對して鐵夫勞役扶助規則の規定に基き鑛業主の之を扶助せしものは大正十四年中に於て、人員二十二万三千二百三十六人、扶助料總額五百四十九万七千十三圓である。（扶助人員數については丙統計第三表參照）

大正十四年中鑛山における扶助給與（社會局調）

	人員	扶助料	一人當り平均	同大正十三年
		圓	厘	
療養費	二三三、二三六	一、五七七、三四九	七、〇六一	六、六七五
療養手當	二三三、二三六	二、八六五、〇八五	一二、八三四	一二、六三九
不具廢疾者扶助料	四、二七〇	六八二、九八五	一二八、四三五	一六〇、八三二
遺族扶助料	八四〇	三五二、六〇六	五四五、六五七	四八一、九七〇
葬祭料	八四〇	一七、九八七	三〇、九五八	二七、三三四
計	—	五、四九七、〇一三	二三、七〇五	二四、〇〇八

尙これを鑛山種別に見れば（社會局調）

	人員	扶助料	人員	扶助料
		圓	百分比	
金屬山	三〇、五三八	六九三、七二七	一四・七	一三・六
石炭山	一九〇、〇五二	四、七一五、一七八	八五・一	八五・八
石油山	一、二四二	六二、五八一	〇・六	一・一
其他非金屬山	一、四〇四	二五、五二七	〇・六	〇・五
計	二三三、二三六	五、四九七、〇一三	一〇〇・〇	一〇〇・〇

（尙詳細の統計は丙統計第三表參照）

第三　福利及慰安施設

職工福利及慰安施設に關しては一般的全國的調査の結果に接し得ないが故に、こゝにはその一二の例を掲ぐるに止めねばならない。各府縣における諸々の調査結果は毎年の社會局工場監督年報に掲載されてゐるから參照せられる事を望む。（尙工場診療施設については、第二篇　第一章　第三節勞働衞生について見られたい。）

【圖書閱覽室】　大正十五年一月協調會の調査によれば、五百人以上の職工鑛夫を有する工場鑛山（六百餘）の中、回答を得たもの二百十四中圖書閱覽室の設けあるものは、百三十工場（六〇・七五%）である。今これを冊數によつて分類すれば

	工場鑛山數	百分比率
百冊以內	六七	五一・六
百冊以上	一八	一三・八
二百冊以上	一〇	七・七
三百冊以上	七	五・四
四百冊以上	七	五・四
五百冊以上	一二	九・二
千冊以上	九	六・九
計	一三〇	一〇〇・〇

その中最多數は、鐘紡兵庫支店の六千餘冊、八幡製鐵所の一万餘冊である。次に種目不詳のもの一八を除き一一二につきて、その藏書種目を見るに、一万八千五百五冊中、小說類最多く、(二二・三%)修養書(一二・一%)文學書(七・七%)傳記類(七・四%)の順位をとり、次に工業に關するものこれに次ぐはこの種の圖書館の一特色と見ることができる。

備付雜誌を見るに二百四十餘種に上るがその中十工場以上に備付けられた主要なものは

勞力新聞、女の力、實業の日本、工手の母、人と人、婦女界、相愛、主婦の友、まどひ、婦人世界、キング、少女世界、講談クラブ、少女ノ友、勞働青年、善き娘、講談の日本、工場世界、つとめ、紡績界、文化の友、希望、科學知識、泉の花、戰友、少女倶樂部、つはもの、のぞみ、

の二十八種、內工場鑛山における勞働者を對象とするもの十三種、一般婦人少女雜誌八種、その他七種の割合である。

【補習教育、技術教育、女子技藝教育】 五百人以上を使用する工場鑛山中、補習教育については回答を得たる工場二百二十九の中、百工場(四三・六七%)職工技術教育にあつては、回答工場百九十八中四十九、(二四・七五%)女子技藝教育にあつては回答工場二百四十中四十九(二四・〇二%)である、使用教科書は大體に於て、中學校、女學校、實業學校、實業補習學校の教科書を使用しつゝあるが中には獨自の教科書を編纂使用しつゝあるものもある。

【職工住宅及寄宿舍】 次に所謂福利施設の中に算へられる職工住宅及寄宿舍を見るに「職工住宅に關して近時福利施設として普及し且改善せられる傾向がある、しかし猶一般に長屋式で一戸一室乃至三室十二三疊を普通とする。

「寄宿舍について見るに工場法適用工場總數二七、〇七六工場の內寄宿舍の設けあるは九、八三〇工場で約三五%强に當り染織工場最多く其六割强を占めてゐる。現在寄宿舍に收容せらるる職工數六三一・四二二人で職工總數の四割强に當り、而して其の八割三分は女工であつて主として染織工場に從事するものである、農村遠隔の地より女工を募集し之を寄宿舍に收容することは我國工業勞働の一特徵であつて我國產業の大宗たる製絲業織物業が是等女子の織手によつて營まれてゐるがためである。是等女工の起居する寄宿舍の設備は未だ滿足の域には達してゐないが近年の設置にかゝるものは概して採光換氣其他の設備も行屆いてゐるが生絲工場等に於て尙一人一疊以下なるものも少くない現狀で寢具、食物等の諸給與を衞生上より見て寒心に堪へざるものが少くない」(昭和二年三月勞働時報より)尙大正十三年度業務別寄宿舍統計は甲統計第二表其三として揭載してある。

第二節　協調的對策

【工場委員會】 勞資の協調機關としての工場委員會の沿革については既に大正十四年度本年鑑に揭載したから、こゝには略して、協調會調査について、工場委員會の近況概略を記述することにする。(協調會「我國における勞働委員制度」、大正十

二年十二月」發行―注意本節に於ては官公業における工場委員會も包含されてゐる。

大正十三年末社會局調査による百五十五委員會（これの設置年別及地域別に關しては十四年々鑑に載せてある）の中廢止及開會せざる三〇及び回答なく不明の者三三を除く九二と以後設置された二九との合計一二一についての調査の概略を以下に紹介しよう

▲設置年次別表

	明治三十三年	大正八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	計
民營	一	四	七	七	七		三	七九
官營			五	一		三	四	三三
公營					八		一	九
計	一	四	三	八	五	三	八	一三

▲所在地別表（官業、公營ヲ含ム）

東京	一五	京都	七	大阪	三七	兵庫	九		
群馬	二	茨城	一	栃木	一	三重	二		
愛知	四	靜岡	一	山梨	一	滋賀	一		
岐阜	一	長野	一	宮城	一	福島	二		
岩手	一	山形	一	石川	一	岡山	五		
廣島	三	山口	二	和歌山	一	德島	二		
愛媛	三	福岡	六	大分	一	長崎	一		
佐賀	一	熊本	二	鹿兒島	一	北海道	三		
合計	三								

▲產業別及包含從業員數（私營）

	男	女	計
染織工業	三五	九、八八九	三八、七〇五	四八、五九四
機械器具工業	二三	二九、二八七	九七八	三〇、二六五
化學工業	四	一、四八九	二一一	一、七〇〇
雜工業及ひ特別工業	六	三、八二一	八九六	四、七〇七
計	六八	四四、四七六	四〇、七九〇	八五、二六六
鑛業	二	二〇、七二一	二、〇二六	二三、七二七
合計	七九	六五、一八七	四二、八〇六	一〇七、九九三
官營	三	二〇三、二二七	二三、四一五	二二六、〇七二
公營	九	五、四一五	二	五、四一七
計	四二	二〇七、六三二	二三、八五七	二三一、四八九
總計	一三	二七二、八一九	六六、六六三	三三九、四八二

今この中調査不充分なもの三五及同一企業主に屬する企業場にして大體同一規定の下に實施されてゐるもの五〇を除き三六工場委員についてその概況を見る。

工業委員會をその組織形態によつて分ければ

一　元制（勞働者委員のみを以て組織するもの　三
　　企業者側參與員の加はるもの　一六）

二　元制（勞資委員同數のもの　一四
　　企業者側委員多きもの　二
　　企業者側委員少きもの　一）

これを產業別に見れば

	繊維工業	機械器具工業	化學工業	雜及特別工業	鑛業	官營	公營	計
一元制	一	五	〇	三	一	七	二	一九
二元制	一	九	三	二	二	〇	〇	一七
計	二	一四	三	五	三	七	二	三六

前記三十六委員會中、委員會における言論について地位保證の規定あるもの僅に六にして他は何等規定なく、勞働者委員の言論は何等自由を有しない。

大正十三年中に開催せられたる二十三工場委員會の協議事項は次の如くである。

事項	件數	百分比
勞働條件に關する事項	一一七	三一・六
福利施設に關する事項	一二五	三二・五
勞働委員會に關する事項	二二	五・九
共濟組合に關する事項	一二	三・二
作業監督(組長公選)に關する事項	五	一・三
雜(主として作業能率に關する事項)	九八	二六・五
合計	三七〇	一〇〇・〇

即ち前表に示す如く、勞働條件に關する事項と福利施設に關する事項が最も多く協議せられ、作業能率に關する事項が之に次いでゐる。しかし決議の採否は二三の委員會を除いては凡て企業者の自由裁量に委ねられて居り、工場委員會は依然協調機關、諮問機關たるの範圍を出てゝ居ないのである。

勞働組合との關係　現在の工場委員會は勞働組合を背景としない、むしろ横斷的勞働組合を忌避するの餘りその他の理由により縱斷的に共濟修養親睦等を目的とする團體乃至組合を認めその中樞機關をして委員會の實質を帶ばしめたものである。即現下の工場委員會設立の情勢は一般に勞働組合の存在を要件とせざるのみならず數多の實例によれば却つて勞働組合の勢力の傳播擴張を牽制し若しくは之によつて横斷組合の設立を阻止せんとするの傾向がある、今三十六委員會について見るに

	委員會數
從業の中心勢力が縱斷組合にあるもの	三
横斷組合にあるもの	六
二組合勢力對立せるもの	二
横斷組合の勢力相當にあるもの	四
横斷組合の勢力微弱なるか全然組合員なきもの	二
計	三六

第三節　對抗的對策

各地の工場主鑛業主の團體（工場懇談會、鑛山懇和會等名稱は區々である）は近年殊に大正五年工場法施行以來その發達を見るに至つたものであるが、大正十五年に於ては秋田島根鹿兒島縣等に於ても亦その設立あり現在計二百〇三團體であつて、今や工業盛ならざる十縣（長崎、岩手、青森、鳥取、香川、宮崎、熊本、沖繩）を除いては盡くこの種の團體の設立を見るに至つた。この團體の目的とする處は會員相互の親睦、經營改善勞資協調等であるといつてゐるが、それは緊密

ではなくとも資本家組合の性質を備へてゐるものである。

今これを設立年度別にして見れば

設立年度	府縣を範圍とするもの	その他のもの	計
自明治二十九年至大正八年	一〇	三七	四七
大正九年	四	二	一五
大正十年	二	七	九
大正十一年	四	三	三六
大正十二年	六	一九	二五
大正十三年	五	六	二
大正十四年	四	八	三
大正十五年	二	三〇	三
不明		一八	一八
計	三七	一六七	二〇四

この種の團體が如何に官憲との關係の密なるものかは事務所所々在地及代表者に關する次表を見て明である。

事務所所在地	(團體數)	事務所所在地	(團體數)
府縣廳內	三四	會長宅	三四
警察署內	三三	不定	二
村役場內	二	其他	二〇
會社工場內	九	不明	一三
商業會議所內			
同業組合事務所內	一	計	一五一
	三		

會長	團體數				
知事	一五	工場課長	一	不明	五
內務部長	一	警察署長	三七	缺	二
警察部長	六	其他	四	計	一五一

（大正十四年工場監督年報より）

次に今年度に於て最も注目すべきものは工場懇談會聯合會と實業懇談會の成立である。上記の如くこの種の團體は小數のものを除いては、廣くて一府縣、若くは一警察管內の資本家の團體であつたが、その相互連絡のため大正十四年十一月社會局內に產業福利協會なるものがつくられたが（大正十四年勞働年鑑三五九頁參照）大正十五年に入り三月十九日、東京工場懇談會主催各府縣工業懇談會全國大會開かれ、會するもの二十一府縣、可決されたる議事次の如くである。

一、各府縣工業懇談會聯合會を作り春期に大會を催すこと。二、各會の事業報告、參考資料勞働事情報告書等を交換すること。三次會大會は大阪府工業懇話會主催大阪に招集の事

次に十一月十五日京都に於て、職工就業規則作例問題を機會として全國の代表的商工團體十九集合して、懇談會を組織した。即これは「我々お互のため連繫を完全にし內に於てはその他に對しても目的を達」するため、（大阪工業會片岡安博士）「對政府對勞働者の問題のおこつた際我々の間に何等の連絡がなければ非常に不利益を來すものと思ひ」（紡績聯合會菊

池恭三）組織したる全國的資本家聯盟に外ならない。

右第一回懇談會當日の議案は、就業規則作例に對する陳情經過及結果報告に關する件　二、實業懇談會々則に關する件であり、會則は次の如く決定された。【實業懇談會會則】第一條　本會ハ實業懇談會ト稱ス　第二條　本會員ハ實業團體代表者及實業團體有志ヲ以テス　第三條　本會ハ實業上ノ諸問題ニ就キ意見ノ交換ヲナシ、兼テ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス　第四條　本會ハ會費ヲ徴集セズ、必要ナル經費ハソノ都度會員ニ於テ分擔スルモノトス　第五條　本會ハ毎年數回ノ會合ヲ開ク　第六條　本會ノ事務ヲ處理スルタメ幹事ヲ置ク　第七條　幹事ハ會合ノ都度之ヲ選定シ次回會合終了迄ノ事務ヲ處理ス　第八條　入會ノ申込ヲ受ケタル時ハ幹事ニ於テ詮衡ヲナシ之ヲ決定ス　第九條　各地ノ連絡ヲ保ツタメ委員ヲ置ク事ヲ得

大正十五年中に發會したものを擧ぐれば前二者を除けば次の如くである。

▲東京市内外電車連絡調査會四月　▲坂田工業會（滋賀縣坂田郡）四月　▲福岡縣鑛工聯合會六月　▲桐生工場會（群馬）八月　▲北葛工業協會（奈良縣高田署管内）十月　▲富山工業協會九月　▲濱松工業會十月　▲八尾工業協會（大阪府）十月　▲秋田縣工場懇談會十月　▲鹿城工場懇談會（鹿兒島警察管内）十二月　▲兵庫縣内に於て本年發會したるもの西宮姫路尼崎葺合以下計二十一團體。

右の企業者團體たる工場懇談會の他、工業主の本年度における對抗策には、在鄕軍人團工場分會の設立（例へば日本樂器工場）工場内青年訓練所の設置（日本毛織加印工場）御用組合の援助（例品川三共製藥有慶會、別子改善會、濱松日本樂器大日本勞働同志會、奥村電機公正會、その他東京日本ビール鑛泉、蒲田電鉄等の御用組合）等が見られる。

第二章　官公業當局の施設及對策

勞働者階級の運動の發展につれて、官公業當局も一方慰撫的設備を施して勞働者の歡心を求むるとともに、他方反動的色彩ありと認めらるる團體を組織する等益々對抗的方策の具體化に努め、加ふるに政府當局は軍事工業に爭議調停法の强制適用を定めるに至つた。（勞働者運動對策ノ章參照）

第一節　慰撫的對策

第一　共濟組合

官營事業從業勞働者は殆ど全部共濟組合に加入してゐる狀態であつて、大正十三年度末現在に於て、十一組合五十一万五千四百六十八人（内林野現業員共濟組合は大正十二年度末土木事業從業員組合は十四年度始）に達してゐるが前年より は六千〇八十四人の減少を見てゐる。これ等各共濟組合に關する諸統計は内統計第四表として收錄してある。

大正十五年度に於ても官業に於ける共濟組合は漸次その施

設及運用の改善されたるを見る、例へば專賣局共濟組合規則改正、（勤續二十年以上の職工に對する給料年額四分ノ一の年金支給制、職工評議會の設置）鐵道共濟組合規則改正（年金增額等）の如きこれである。

第二　扶助給與

官營工場における扶助給與に關しては丙統計表第二表、官廳現業員共濟組合による給與は丙統計第四表を參照せられんことを希む。

本年度における主なる規定改正は

▲製鐵所退職金設定（十月分）▲海軍職工年金制度改正▲横濱市瓦斯局從業員扶助規程改善

第三　福利及慰安施設

勞働者運動の擡頭とともに官公業當局も次第に從業員のため福利施設、衞生施設を施すの止むなきに至つたものの如くである。本年中の主なる施設は

▲製鐵所職工倶樂部設立決定（一月）▲廣島專賣局教育所及醫務所完成（二月）▲東京市電氣局立病院起工（四月）▲熊本專買局醫務所新設（五月）▲鐵道從業員倶樂部（東京）完成（八月）

第二節　協調的對策

官營工場における工場委員會に關しては本篇第一章工・鑛・交通業資本家の施設及對策第一節協調的對策に於て概略これを述べたから、こゝには省略する。右參照せられんことを希む次に官公業に於て工場委員會の勞働組合化の傾向著しきものあり、例へば大阪市電自助會の如きは本年に入り全く勞働組合化してしまつた。（勞働組合の章參照）

第三節　對抗的對策

大正十五年度における官業當局の對抗的對策の顯著なるものを擧ぐれば次の如くである。

一、千葉運輸事務局長の選擧干涉—鐵道現業委員會第七回委員總選擧（八月三日）の際千葉運輸事務局長は無競爭の候補者二名を勞働運動に關係あるを理由として選擧前夜突如無警告他所に轉勤を命じ、資格を消失せしめた。

二、吳海軍工廠專屬青年訓練所設立（七月）他工廠もこれに從ふ。

三、海軍にては工廠勞働者の勞働運動取締のため、經政本部に一課を新設して統轄することになつた、（十二月）

公營事業大正十五年における公營事業の對抗策の主なるもの——市電當局の對抗策に關してのみ述べる。

一、名古屋市電は三月四日　中央交通勞働組合切崩のため對抗的右翼組合を發會せしめた。

二、六大都市電氣局長の會合、東京大阪京都神戸名古屋横濱の六大都市電氣局長は五月二十一、二兩日大阪に會して勞働者側の交通勞働總同盟に對抗すべく經營者側の共同戰線のため協議した。

三、東京市電幹部の電車運轉練習、東京市電にてはストライキに備へるため夏期休暇をさいて大道局長始め七十七名の課長掛長

等電車運轉を練習。その中年齢制限に達しない二十名は運轉手免狀を下附された。（九月）

四、大阪市電從業員修養團　大阪市電は自助會の勞働組合化に對抗して對抗團體として「市電從業員修養團」を援助し、その費用の大部分を供給す。會長平沼騏一郎。市電課長級も團員となつてゐる。

第三章　農業地主の對策

農業地主の對策として本年度特に注目されるものは大日本地主協會の積極的活動と土地會社の設立に指を屈すべきであらう。大日本地主協會は昨冬十月の創立であるが本年は第一回全國大會を大阪に開催し爭議對策及小作法に就て階級的農民組合に對し抗爭的態度を示し、他方土地會社は諸地方に增設され、其內容も次第に充實し恒久性を帶びるに至つてゐる。

これら以外の慰撫協調的對策等に至つては何等嶄新なるものなく自棄的對策としての離村は僅かであるが問題視されてゐる。要するに地主の對策として纏つた調査なき爲めに全國的傾向を知り得ざるも、從來の溫情的態度より一變し漸次抗爭的態度を示し來つたことは否むべからざる事實であらう。

第一節　慰撫協調的對策

從來慰撫的對策として奬勵米給與、表彰慰安會、農產物品評會、農具貸與等が行はれたのであるが、爾餘の對策として本年度特に擧ぐべきものはなかつた。

次に協調的對策としては地主小作を組合員とする協調組合及び共同經營である。前者は農林省の調査によれば大正十五年末の組合數は一、四九一にしてその員數は一六四、五八五を算し每年增加を示してゐる。後者にして本年度に發生したものは次の如くである。

▲京都府愛宕郡大村に於ける共同經營組合（三月）▲島根縣能義郡宇賀莊村大字野外に於ける共同經營組合（五月）▲奈良市芝辻町に於ける共同耕作（五月）▲千葉縣長生郡土睦村に於ける共同經營（七月）

第二節　對抗的對策

小作爭議の直接的對應策として立毛差押、立入禁止等の所謂地主の法廷戰は既に本年鑑第二部第一篇第二章中で記述した如くである。今左記に記する處は一般的小作問題及び小作運動に對する地主の積極的對抗策の事例中主要なるもののみに過ぎない。

一、地主組合及土地會社設立

【地主組合】▲岐阜縣地主共濟組合岐阜市今小町（二月三日）▲嵯峨地主會　京都嵯峨公會堂（二月五日）▲岡山縣農事協會　岡山市新西大寺町（三月十八日）▲京都府聯合地主協會　京都伏見町公會堂（四月十四日）▲南浦地主聯盟會　新潟縣南浦原郡加茂町（四月二十五日）▲村松鄉地主協會　新潟縣村松町（七月三日）

【土地會社】（大正十五年一月現在の會社名、所在地、及事業種類）▲服部合資會社（岡山市富田町）有價證券及土地の買得又は借入買得又は借入れたる動産不動産の管理及び處分上必要なる行爲▲邑久農事株式會社（岡山市富田町）農場經營、所有地の賃貸、農業倉庫の經營、農業生産品の加工、土地の管理、農業資金及肥料の土貸付。▲岡永土地合資會社（岡山縣邑久郡牛窓町）土地の使用收益、土地の所有。▲上道農事株式會社（岡山縣上道郡西大寺町）地の所有及耕作、耕作請負、模範農場經營土地の賃貸。▲備南土地株式會社（岡山縣兒島郡灘崎村）不動産及び不動産に關する權利の取得並賣買。不動産の管理經營及び其の附帶事業。▲足守農事株式會社（岡山縣吉備郡足守町）不動産及不動産に關する權利の取得及賣買不動産の管理經營及び附帶事業。▲奬農土地株式會社（岡山縣都窪郡倉敷町）不動産の賃貸借寄託に關する利用。不動産の賣買及仲立。不動産を擔保とする貸金。農業資金及農業用物品貸付。農産物の加工及農業用物品並に農産物の賣買。農事に關する調査施設。前各項に關聯又は附帶する事業及行爲並施設。▲佐久間株式會社（岐阜縣海津郡海西村）土地の賣買。土地の所有及管理。土地の開墾▲讃岐土地株式會社（香川縣仲多度郡琴平町）土地建物の建設經營管理賣買賃貸借。倉庫業。運送等。保險其他代理業。其他穀物の賣買精搗等附帶事業。▲相樂土地株式會社（京都府相樂郡上狗村）小作爭議防止。土地建物の賣買並に賃貸。土地の耕作。農産物の賣買。▲小牧殖産株式會社（愛知縣東春日井郡小牧町）土地及産業利用改良及收益の增進に適切なる施設に關する事業。不動産其他財産の取得及不動産の貸借に關する業務、農事上の金融に關する業務。財産の管理處分。貸借及債權の取立に關する代理業務其他附帶事業▲新政興農合資會社（愛知縣海邊郡烏飛村）土地並に小作地の管理委任を受け之を管理利用改良する事及其他之に附帶する事業。土地の賃貸利用收益。捉米債權讓渡又は委任を受け取立をなすこと。▲植田土地合資會社（奈良縣生駒郡片桐村）植田家々族家産の安固を期する事。▲醍醐農業合名會社（奈良縣高市郡鴨村）地主の親睦を圖り一致協力して農業上の施設及政策を遂行する事。▲倉治土地合名會社（大阪府北河内郡交野村）土地の所有賣買。賃貸耕作。小作米債權の取立。▲野々宮土地合名會社（大阪府三島郡宮島村）土地の賣買貸借耕作。小作米債權取立。▲甲可土地合名會社（大阪府北河内郡甲可村）借地借家の經營。土地の管理、賣買賃貸。有價證券の賣買並財産の管理。資金の融通、日用品の賣買。

二、地主會議

▲大日本地主協會淡路聯合會第一回大會—郡公會堂—四月十一日【決議事項】一、本會は左傾的過激分子を農村より驅逐せんことを期す。一、本會は小作爭議を絶滅し農村の平和を期す。一、本會は地主小作の融和協調により農村の振興を期す。一、本會は輿論に愬へ政府を督勵して適切なる農業政策の確立を期す

▲大日本地主協會第一回大會—大阪中央公會堂—四月二十二、二十三日。【宣言】近時農村のこと吾人實に之を默視するに忍びざるものあり、地主は苛税に泣き田園は荒廢に委し之に加ふるに小作爭議は年と共に深刻を加へ危機眞に目睫の間にあり、正に是れ吾人が手に唾して蹶起すべき秋に非ずや。吾人は名譽ある君民一致の國體に鑒み光輝ある國運發展の歴史を顧み勞資の協調を力説

し地主小作間の平和を高唱し以て農村の振興を企圖せんとするものなり、何處の狡兒ぞ火事なきに漫りに警鐘を亂打して階級闘爭を鼓吹し小作人を煽動して地主に對する敵意を挑發せんとは、斯の如くにして底止する所を知らずんば遂に我國家の前途を如何せん。想ふに農業は國民食糧の根源にして一國の運命は之を託して農村に在り、しかも當局の施設動もすれば農業を輕視し農村を閑却するの傾向あるは誠に恨事とする所也、吾人は廣く天下の同志を糾合し大に輿論を喚起し以て適切なる國策を樹立せん事を期す。天下憂を同ふする士希くは吾人と共に農村振興のために努力せられんことを。【決議】 一、本會は左傾的過激思想を防遏せんことを期す、一、本會は地主小作間の融和協調を圖り農村の平和と振興とを期す、一、本會は廣く天下の同志を糾合し以て輿論を喚起せんことを期す。【議案】 一、大日本地主協會發展に關する件 二、勞資協合に關し地主の採る可き對策 三、農村振興に關する國策徹底の件 四、農業金融改善に關する件(本部) 五、大日本地主協會聯合會設立促進に關する件 六、小作料不納地に於ける公課延納に關する件 七、地租輕減に關する件(淡路) 八、小作問題に關する判決促進の件(京都) 九、小作調停法運用に關する件(兵庫縣) 一〇、小作法及び小作組合法反對聲明に關する件(奈良縣) 一一、土地に關する負擔調査の件(大阪府) 一二、大日本地主協會活動の件(廣島縣) 一三、土地賃貸價額調査會に地主を參加せしむる樣政府に建議する件(三重縣) 一四、小作爭議に當面せる地主相互救濟に關する件(鳥取縣)

▲大日本地主協會第二回大會—大阪中之島公會堂—十月廿、廿一日【決議】 一、本會は地主小作人の共存共榮を期す、二、左傾的過激思想の撲滅を期す 三、公正妥當なる小作法の制定を期す【議案】 一、小作法對策に關する件 一、地租延納請願に關する件 一、小作爭議に關する訴訟促進の件 一、小作料帶納に基く假差押の件 一、小作證券に關する件 一、米收穫高調査機關設置に關する件

▲北海道地主協議會—札幌電氣軌道會社樓上—十一月二十二日。

▲朝鮮大地主懇談會—本朝鮮總督府第二會議室十二月二十日。

第三節 自棄的對策

不斷の小作爭議、地價の逐年遞減等々に基因煩瑣に堪へずとする地主中の或る者は自棄的態度を採るに至る者もある。その主なるものを列擧すれば左の如くである。

一、小作人へ土地分讓

▲愛知縣名古屋納屋橋高松定一氏八町歩分讓(一月)▲岡山縣眞庭郡木山村妹尾與志夫氏二十餘町歩分讓(二月)▲山形縣飽海郡酒田町本間光彌氏分譲耕地面積不明 四月)▲滋賀縣野洲郡守山町南龍太郎氏二町四反分讓(五月)▲三重縣桑名郡桑名町諸戸家十二町九反分讓 五月)▲德島縣板野郡下三木與吉郎外二氏百二十九町歩分讓(八月)埼玉縣北埼玉郡太村田島竹之助氏二十餘町歩分譲(十月)埼玉縣那須郡西那須野村、田島彌三郎氏七十町歩分讓(十一月)▲德島市末廣町末廣、金澤仁兵氏二十七町歩分讓(十一月)

二 其他

土地分讓以外の自棄的對策として爲されるものは地主の離

村移住であるが、最近京都府綴喜郡三山木村及久世郡佐山村には田租滞納を以てする新奇の者が生ずるに至つた。

第四章　其他の勞働者に對する業主側の施設及對策

前記以外の勞働者、即ち自由勞働者、商業使用人、漁業勞働者等々に對する業主側の施設及對策はその勞働狀態の異る如く、雜多にして或は施設と稱すべき者なく且何等まとまつた調査もなく、その實狀を知ること頗る困難であるが故に何等こゝに記載すべき材料をも得られなかつた事を遺憾とする。

第五章　中間階級者に對する業主側の施設及對策

中間階級者の自覺とともに、本年に於ても多少の勞働組合運動が勃興する樣になつたことは前述の通りである。これに對して業主側の執りつゝある一般的對策に就ては之を明かにすることは困難であるので、こゝでは政府並に公共團體の使用する官公吏及雇傭員に對する施設對策を摘錄するにとゞめる。

一、政府

官吏待遇改善　行政調査會總會は、八月、幹事會の報告になる官吏待遇改善案を可決したが、その大要は次の如くである。——(一)奏任文官を勅任官待遇となす制度の改善。加俸制度改善。退官者待遇制の新設。(二)官業制度改善。判任文官の昇進機會を多くすること等々。

各省雇傭員の給料統一　行政調査會では各省下級官吏の待遇を改善するため、六月、大藏省で作製した雇傭員の給料現在表を基礎として、各省の雇傭人を統一した給料單價を決定した。即ち

各省が現在支給しつゝある給料を平均したものであつて、先づ雇傭人を事務と技術とに分ち、更に之を十階級に分類して給與率が定められたものである。尚ほこの雇傭人の給料値上は逓信、內務、司法省に於ては明年度より五、一五二、〇〇〇圓を計上して實施することになり、その他の省に於ては既定經費を節約し得たる金額を以て充つることになつた。試みに逓信省に於て決定された給料額は次の如くである。

雇員	增額標準高	現在豫算額(年額)
雇員	四二〇	三二六
通信事務員(甲)	四三〇	三二六
通信事務員(乙)	三八〇	三二四
技術雇	六三〇	三二四
船長	九〇〇	五三三
給仕	一八〇	一二四
守衛巡視	四二〇	三六一
電話交換手	三二〇	二二〇

通信工夫	三五〇
一二等郵便局集配人	三八九
三等郵便局集配人	三一三
小使	二四二

遞信省從業員會　一月二十五日設立、從業員の共同福利相互親睦、業務改善等を目的とし、その權限は單に所屬上級官吏に建議し得るに止まり、役員は二ケ年以上遞信部內に勤務するものに限られてゐる。

下級武官の待遇改善　行政調査會の決議によれば、陸軍下士出身士官にして下士任命後滿十二年を終へたる者に對して本俸の外に生活費補助として特別手當を支給し、又准士官以下營外居住下士卒の給與を增額し、その現給料を營內居住者の給料と同一となし、別に營外手當を支給する事になつた。

二、府縣公共團體

岡崎市雇傭人扶助令制定計畫　市に於て道路、上下水道工事に直接使用する雇傭人が作業により死傷した場合に支給せんとするものである。

廣島縣の町村吏員隱退料規程獎勵　現在廣島縣に於ける町村吏員に對し隱退料の規程あるものは四市二十二ケ町村であり、殘りの大部分三百七十四ケ町村は未だこの規程がないために縣當局は之等の町村に對し規程を設けるやう獎勵してゐる。

尙ほ岡山縣邑久郡各町村、其他にも退職給與金支給規程のない所では吏員共濟の目的の爲めに自助會設立の計畫を進めてゐるところがある。

第六章　婦人勞働者に對する業主側の施設及對策

婦人勞働者中その大多數を占むるものは既に述べたごとく染織工場に於ける女工である。而してそれら染織工場主の施設を見るに、積極的のものとしては殆んどなく、唯社會的變化に伴ひ、婦人勞働者の自覺に促され、夫等業主は餘儀なく福利施設を考ふるの止むなきに至つてゐる狀態であるに過ぎない。從つて玆に特に記述すべき本年度の新施設は殆んど何物もないといふことを遺憾とする。

第二篇　勞働及社會施設

第一篇に於ては使用者側としての施設及對策の一般を記述したのであるが、本篇に取扱はんとするものは所謂第三者の立場に立つ者、卽ち官公廳又は公共團體が勞働者階級の狀態改善に關する所謂社會政策的施設及對策の概況である。最近

救濟事業が社會事業と變り、その範圍も救貧施設から防貧施設へと變つて、社會事業を廣義に解する場合には、この勞働施設は社會事業の取扱ふ重要なるものの一でなくてはならなくなつた。だから、從來當研究所は、日本社會事業年鑑中にも亦本篇に相當する事項を取扱つて來たのであるが、本年度から日本社會事業年鑑の編纂が廢められたので、本勞働年鑑に於ては從來よりも多少その取扱範圍を廣めたのではあるけれども、大體に於ては從來と異るところはない。

第一章　一般勞働者に對する施設

第一節　一般的施設及其方針

大正十四年後半期に於ける我財界は、多少安定しつゝあるかに見えたけれども、またこれを安定しつゝあると云ひ得るとしても、この安定は單なる一時的の安定であつて、大局は已然として不安の內に彷徨しつゝあつたし、本年の財界も同樣であつた。かくの如き經濟界の情勢は、政府をして生產增加並に貿易發展に努力せしめると共に他方に於ては勞資協調を高調せしむることは當然である。從つて政府は一般勞働者に對する社會政策的施設を行ふことを重要なる政務の一としてゐる。而して本年第五十一議會の協贊により公布されたる勞働法規は次の如くである。

▲三月二十七日　健康保險特別會計法　法律第二十六號。▲同健康保險法中改正　法律第三十四號。▲六月三十日　健康保險法施行令　勅令第二百四十三號。▲七月一日　健康保險法施行規則　內務省令第三十六號。▲四月八日　勞働爭議調停法　法律第五十七號。▲六月二十三日　勞働爭議調停法施行令　勅令第百九十六號。▲四月八日　治安警察法中改正　法律第五十八號。▲四月九日　暴力行爲處罰法法律第六十號　▲六月五日　工場法施行令中改正　勅令第百五十三號　▲六月七日　工場法施行規則中改正　內務勅令第十三號。▲同　工業勞働者最低年齡法施行規則同第十四號。▲六月三十日　傭人扶助令中改正　勅令第二百三十九號。▲六月二十四日　鐵夫勞役扶助規則中改正　內務省令第十七號。▲十二月二十一日　土木事業從事員共濟組合規則中改正　同　第五十六號。

尙ほ政府の一般勞働者に對する施設方針は、議會での首相の施政演說中に、地方長官會議に於ける內相の訓示演說中に學務部長會議に於ける社會局長官の訓示演說中にそれぞれ窺ふことが出來るし、又勞働施設行政の大部分が內務省社會局の管掌するところであり、其他の方面の施設はそれぞれの方面に於ける豫算狀態によりて、その大體を推知し得るものと考へらるゝが故に、大正十五年度豫算中、勞働施設として特に設けられた歲出豫算高、並びに社會局官制一覽を揭げて以てそれを知るの便に供しようと思ふ。

一、一般勞働施設に對する政府の施政方針

1 加藤首相の第五十一議會に於ける施政方針演說

「…政府は今後國民の經濟的、社會的生活の充實安定を圖る上に專ら力を注がなければならぬと思ふのであります。而して是が爲に各種産業の發達に努力すべきは勿論でありますが、同時に又諸般の社會政策的施設を行ふことを必要とするのであります、是を以て政府は一面に於て生産の增加並に貿易の發展に關し、或は從來の施設を擴張し、或は新なる計畫を立て、種々畫策する所がありますが、他の一面に於きましては久しく問題となつて居りまする健康保險法の實施を期しまして、所要經費を來年度豫算に計上致しました、而して新に勞働組合法勞働爭議調停法の制定並に治安警察法の改正の必要を認め、それぞれ該法律案を提出することに致して居ります、蓋し勞働問題は內外の狀勢に伴うて近年著しく重要の度を加へまして、是が對策は緊要なる政務の一であります、而して是等の立法は申す迄もなく社會上、經濟上、將た思想上に影響する所甚大でありますから、其制定に付ては徒に外國の事例にのみ依ることは出來ませぬ、必ずや我國情に適合すべき妥當なるものでなければならぬのであります、仍て政府は是が立案に付きまして各種の行政機關をして反覆調査せしめ、愼重審議を盡さしめたのであります。…」

2 內相の地方長官會議に於ける訓示要旨

「社會政策を實施して國民生活の向上と安定とを圖るは時勢の推移に伴ひ寔に刻下緊切の事に屬するを以て政府夙に力を此の方面に致し幸にして今期議會に於ては健康保險法の實施、勞働爭議調停法の制定、治安警察法中改正、稅法の改廢等諸種の重要なる社會政策的問題の解決を見た…。健康保險法は來る七月一日より其の一部を施行して健康保險組合の設立其の他準備に必要なる事項を實施し明年一月一日より保險給付、保險料に關する事項其の他の規定全部を施行し政府も健康保險組合も一齊に保險の實務を開始することとなり、之が實施機關としては社會局に新に保險部を設くるの外十月一日よりは各地に保險官署を設置して本法趣旨の徹底並に保險給付保險料の徵收等に關し必要なる準備を爲さしむるの豫定である。……勞働爭議の發生は現時の産業界に避くべからざるものであるが、爲に蒙る經濟上の損失は頗る巨額に上り…直接公衆の日常生活を脅かすこと殊に深刻なるものがある、…政府は…爭議を圓滿迅速に解決し、以て産業界の平和社會生活の安全を確保するの緊要なるを認め、今期議會に勞働爭議調停法案を提出して其の協贊を得た、世間或はこの法律に於て調停に對し法律上の强制力を付與せざるにより、之が効果を疑ふものありと雖も、事の性質上然らしむるものであつて、調停委員會が公平なる第三者として作成したる調停案の勞資兩當事者に對する精神的効果と其の社會的意義とは頗る重大であり、以て爭議調停の目的を達し得ることを信ずる…本法實施當初に於て調停機關に對する勞資の理解と信賴とを失墜するが如きことあらば、將來本制度の成績に影響する所大であらう……以て實施上遺漏なからんことを…治安警察法第十七條第三十條の廢止は…勞働爭議又は小作爭議に

關し此の如き刑罰法規を存置するは、勞働者の感情に逆ひ其の行動を反て矯激ならしむるものと認めたるに由る、…要は…勞働者の思想を緩和し其の行動を穩健に導かむとするに外ならない。勞働問題解決の爲には一面工場法健康保險等の如き勞働者保護立法を爲すと共に他面には勞働者自助の方法に依て其の經濟的又は社會的地位の向上を圖ることを認めなければならぬ、因て政府は勞働組合法を制定し、法律上勞働者の團結を公認すると共に勞働組合運動に依るべきの基準を與へ、其の運動を秩序的ならしむるの緊要なるを認め、今期議會に提出したるも不幸通過を見なかつたのは甚だ遺憾である。…政府は今回議會の協贊を經て暴力行爲等處罰に關する法律を制定し、近く之を施行せむとするものであるが、其の趣旨とする所は現行法規の不備を補ひ不逞の徒輩に其の非望を遂ぐるの餘地なからしめ、以て社會民衆の保護を完からしめむとするに在る。…社會運動の取締に關しては、…彼の勞働者小作人等が生活の安定と地位の向上とを圖らむとする運動の如き或は偏狹なる階級上の因襲を打破し社會的待遇の衡平を求めむとする運動の如き、必ず正當なる理由の存するは認むべきも…所謂社會運動中、現狀に對する不滿より往々常規を逸し矯激に渉り暴行脅迫等の破壞的手段に出で、社會の平和なる狀態を攪亂し、その健全なる進展を阻害するの虞あるが如き運動は、之を排除して社會の不安を一掃し共同生活の安全を保持し其の堅實なる發達を期さなければならぬ。…夫れ國運の消長は國民精神の弛張に基く、…爲政者は常に周密なる注意を此點に加へ、進んで思想の善導に勉め、力を堅實なる民風の作興に致すべきである、政府が勸儉奬勵の運動を提唱せる所以のものは、…舉國肅然勤儉力行に勇み以て經濟力を充實し國力の恢復に資せむとするに外ならず。…

3 社會局長官の學務部長會議に於ける訓示要旨

「現下社會の情勢は愈々社會事業に新生面を開き、之が施設の整備促進を要求するの切なるものあるを認め、本年七月新に社會事業調査會を設置するに至つた。而して該調査會に提出した事項は兒童扶助制度、不良住宅地區改良事業、感化法改正及社會事業體系整備問題である、…調査會に於ては既に之等に關し夫々答申を得、當局に於ては國家財政を考慮し、適當の時機に於て之が實現を見る樣最善の努力をなしてゐる。…輓近産業交通の發達に伴ひ、各種の社會的缺陷は主として都市に於て發生し、之が匡救を目的とする社會事業亦郡市を中心として勃興したのは自然の趨勢であるが、時勢の推移と人口の都市集中とは漸次農村に對しても經濟的社會的の變動を及ぼし、幾多の社會問題を醸成するに至り、從つて各般の社會施設を講ずることが頗る必要となつた。…就中福利教化保健等の方面に於ける施設の如きは其の最も緊要適切なるものと信ずる。…斯業が唯消極的に社會の缺陷を匡救するに止まらず更に積極的に民衆生活の向上改善に資し以てその終局の目的たる社會共同福利の理想を實現せんには民衆の穩健なる思想を涵養し健全なる國民精神の向上を圖ること亦極めて緊要である。故に眞に社會事業の本領を發揮せんには社會教化方面に付ても決して之を閑却せず…勤儉奬勵に關しては…詔書の御趣旨を奉體し、勤儉力行の美風を振作し能率を高め生産を進め消費を節

約し資金の充實を圖るに努めねばならぬ。……國民の偕和協調は國家隆昌の根幹であり又社會和平の基調である此に於て政府は大正十二年八月特に融和促進の訓令を發し、爾來一層中央地方戮力して趣旨の普及徹底を圖りつゝあるが要は積年の弊習を打破し國民各自の覺醒を促し以てその融和偕調の途を講ずるに在る。

二、各省事業及官制

1 勞働施設に關する各省歳出豫算額

（單位圓）

	大正十五年度	大正十四年度
▲行政及一般的のもの		
社會局（內・經）	四〇八、〇七五	二五六、一〇五
鑛山監督局（商・經）	五四〇、七四七	五四〇、六四七
失業統計調査費（大・經）	三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
家計調査費（大・臨）	七五、八四九	
▲職業紹介に關するもの		
職業紹介事務局（內・經）	一四〇、一四九	一四一、一四九
職業紹介所費補助（內・經）	一五七、〇〇〇	一五七、〇〇〇
船員職業紹介事務費補助（遞・臨）	七二、五〇〇	七二、五〇〇
▲勞働衞生に關するもの		
工場災害豫防並に工場及鑛業衞生調査費（內・經）	三一、〇二八	三一、〇二八
健康保險實施準備費（內・經）	三四八、八六七	二五、二九〇
保健衞生調査奬勵諸費（內・臨）	六八、四五七	六八、四五七
▲商工に關するもの		
産業奬勵費（商・臨）	四、〇一六、六八六	六、四五六、三一〇
貿易振興費（商・臨）	六七〇、三八五	二、九八二、〇六〇
震災地産業復興助成費（商・臨）	五九七、六四六	一、四九〇、〇〇〇
補助費（商・經）	二六、九四七	四六五、四九一
鑛山監督局（商・經）	五四〇・七四七	一三〇、五八四
▲農村關係のもの		
産業奬勵費（農・臨）	九、八三七、九〇二	
農村振興費（同）	三、七〇〇、六八〇	
震災地産業其他復舊及復興助成費（農・臨）	一、一九七、〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
補助費（農・經）	五一〇、九九一	一三〇、〇〇〇
開墾監督費（內・臨）	一三〇、五八四	一〇〇、〇〇〇
▲移植民に關するもの		
移植民保護及奬勵費（內・臨）	一、四六三、〇〇〇	
移民保護奬勵費（外・臨）	二六〇・九四〇	八八五、八六〇
在外兒童教育費補助（外・臨）	二五〇、〇〇〇	二四、六六九
▲教育教化に關するもの		
普通教育費（文・經）	七八、四六三、九六二	四五、三六二、三七八
青年訓練費補助	一、〇〇〇、〇〇〇	
實業教育費（文・經）	八〇二、七四六	
實業教育調査費（文・臨）	二四、六六九	二四、六六九
成人教育施設費（文・經）	五〇、九〇〇	七八、〇七五
社會教育奬勵費（文・經）	七八、〇七五	五〇、〇〇〇
教化事業調査及奬勵諸費（內・臨）	五〇、〇〇〇	一三、五〇〇
海員養成補助（遞・臨）	二〇、〇〇〇	

盲唖教育費（文・經）　二九、七〇〇

▲社會事業に關するもの

社會事業調査及奬勵諸費（內・臨）　一三〇、〇〇〇　一三〇、〇〇〇

國立感化院（內・經）　五三、六〇六　五三、六〇八

地方感化院補助費（內・經）　一二、七六〇　一二、七六〇

精神病院費補助（內・經）　二七一、五三四　一九七、五一七

廢兵院（內・經）　一二、三八七　一二、三八七

軍事救護費（內・經）　九六六、二七六　九六六、三八七

地方改善費（內・臨）　五八五、五〇〇　五五四、〇〇〇

勤儉奬勵費（內・臨）　二四八、〇五〇　二四八、〇五〇

貯金奬勵費（遞・臨）　八〇、〇〇〇　八〇、〇〇〇

水難救濟補助（遞・臨）　三〇、〇〇〇　三五、〇〇〇

釋放者保護事業奬勵費（司・經）　四〇、〇〇〇　四〇、〇〇〇

郵便年金事業實施準備費（司・臨）　一五、八八一

（備考）　內—內務省、外—外務省、大—大藏省、商—商工省、農—農林省、遞—遞信省、經—經常費、臨—臨時費を示す

社會局部課事務分掌一覽

▲庶務課

一、機密に關する事項
二、人事に關する事項
三、長官の官印及局印の管守に關する事項
四、文書の接受及發送に關する事項
五、文書の編纂及保管に關する事項
六、經費及諸收入の豫算決算及會計に關する事項
七、營繕に關する事項

▲勞働部

勞務課

一、勞働爭議調停に關する事項
二、勞働事情の調査に關する事項
三、其の他勞働に關する事項

勞政課

一、勞働法制に關する事項
二、國際勞働に關する事項

監督課

一、工場法の施行に關する事項
二、工場勞働者最低年齡法の施行に關する事項
三、鑛夫に關する事項

▲保險部

監理課

一、健康保險組合に關する事項
二、保險官署の事業監督に關する事項
三、健康保險審査會に關する事項
四、社會保險の調査に關する事項但し失業保險に關する事項を除く
五、保險統計に關する事項
六、他課及出張所の主營に屬せざる社會保險に關する事項

經理課

一、健康保險特別會計に關する事項
二、保險官署の設置及會計監督に關する事項
三、保險官署の職員の養成に關する事項
四、人員の配置の調査に關する事項

醫療課

一、醫療の計畫に關する事項
二、醫療事務の監督に關する事項
三、保健施設に關する事項
四、醫療に關する技術上の調査に關する事項

大阪出張所

一、健康保險組合の監督に關する事項
二、保險官署の監督に關する事項
三、保險官署の職員の養成に關する事項

▲社會部

保護課

一、罹災救助窮民救助其の他賑恤救濟に關する事項
二、軍事救護に關する事項
三、感化院に關する事項
四、兒童保護に關する事項
五、他課に屬せざる社會事業に關する事項
六、震災救護殘務に關する事項

福利課

一、住宅供給改善に關する事項
二、公設の浴場質屋及簡易食堂宿泊所其の他福利增進に關する事項
三、社會教化事業に關する事項

職業課

一、職業紹介其の他失業の救濟及防止に關する事項
二、失業保險の調査に關する事項
三、移植民の保護奬勵に關する事項

第二節　對失業施設及職業紹介

第一　施設概要

我國の失業狀態は前述の通りであるが、この失業に對する施設對策として擧げ得るものは、現在では唯職業紹介事業あるのみと云つても決して過言ではない。職業紹介法による職業紹介所數は、大正十五年六月三十日現在に於て總數一八八を數へ(丙統計表第五表參照)本年一ケ年の取扱數は求人數七二九、七七〇、求職者數(登錄數)七八〇、六〇八、就職者數二二三、〇〇一であつて(丙統計表第五表參照)、之を前年に比すれば次表の如く減少してゐる。

	求人數	求職者數			就職者數	雇傭率	就職率
		登錄數	再來數			%	%
大正十四年	八五二、九五〇	八七七、九八二	二六三、一七二		二八三、五九八	三五	二七
同　十五年	七二九、七七〇	七八〇、六〇八	二五九、七五一		二三三、〇〇一	三一	二一

けれども日傭勞働の紹介數に在つては、これとは反對に本年は昨年の二倍に近い即ち次の如くである。

	求人數	求職者數	紹介件數	雇傭率	就職率
大正十四年	一、三五六、八七六	一、六二六、一四三	一、三六六・三二六	九八%	七八%
同　十五年	二、五三三、一七四	二、七九三、三八四	二、四七七、七八二	九七	八九

昨年六月職業紹介法施行令の改正により日傭勞働者の賃銀立替を實施してゐる職業紹介所は、京都市を除く五大都市の市立紹介所、二二ケ所市町村立にあらざる函館、廣島の紹介所二ケ所合計二四ケ所であつて、大正十四年並に同十五年の上半期に於ける狀況は次の如くである。

	市立紹介所 立替延人員	市立紹介所 金額	市立紹介所 一日平均金額	其他 立替延人員	其他 金額	其他 一日一人平均金額
	人	圓	圓	人	圓	圓
大正十四年	七二七、六〇六	一、二七四、〇七六・二三	一・六三	二、四六四	三、〇七一・九四	一・二三
同　十五年	一、一三〇、三二八・九五	二、〇〇〇、九二三・二一	一・七二	一、〇四八・〇〇	一、八〇二・〇八	一・六八

備考　大正十四年横濱市八四月ヨリ六月マデ立替中止大正十五年八上半期ノ成績

職業紹介所を通じての失業對策は、大體に於て前年と異るところはないが、知識階級失業者の職業紹介に關する要綱を確定したこと、海外に於ける職業紹介に留意したこと、職業紹介事業講習會を開設したこと等々は、本年に於ける新施設の主要なるものとして擧ぐべきものである。

第二　政府

名古屋地方職業紹介委員會成立　昨年四月開設された名古屋地方職業紹介所事務局に、同地方職業紹介委員が組織され一月十三日委員の任命があり、二月二十三日第一回の委員會を開催して內務大臣の諮問事項「名古屋地方職業紹介事務局管內ニ於ケル職業紹介事業ノ普及並ニ之カ經營上施設改善ヲ要スル事項ニ付其ノ會ノ意見如何」を審議し、答申をなした。委員氏名――(會長)山脇春樹、田坂千助、上遠野富之助、二木千年、松尾松之助、朝倉每八、富永高義、松永米次郎、今村奇男、齋藤亮(幹事)川村秀文、齋藤亮

少年求人求職者取扱並就職後の指導保護要領　「少年勞働者に對する施設」事項につき見られたし。

知識階級失業者職業紹介施設改善要綱――昨秋第一回失業調査の結果に鑑み、政府は俸給生活者の失業對策を定めるために十一月中央職業紹介委員會に對して諮問をなしたのであるが、中央委員會は本年三月三十一日これに對し答申をなした。諮問事項及その答申は次の如くである。【諮問事項】　知識階級ニ失業者多キ現下ノ情勢ニ鑑ミ職業紹介事業經營上改善又ハ施設ヲ要スヘキ事項ニ關スル其ノ會ノ意見如何。【答申】知識階級失業者職業紹介ニ

關スル施設改善要綱。（第一）知識階級ニ屬スル失業者ノ爲メ左ノ趣旨ニ依リ職業紹介事業ノ改善ヲ行ヒ其機能ヲ充分ニ發揮セシムルノ必要アリト認ム。一、將來適當ノ時期ニ於テ國立知識階級專門職業紹介所ヲ設クルヲ理想トスルモ差當リ主要都市ヲシテ知識階級專門職業紹介所ヲ設置セシムルコト。二、知識階級專門職業紹介所ノ設置ニ就テハ特ニ左ノ事項ニ留意スルコト。イ、專門職業紹介所相互ノ聯絡ハ素ヨリ其ノ他ノ職業紹介所トノ聯絡統一ヲ圖リ全國的ニ需要供給ヲ調節スルノミナラス廣ク海外ニ於ケル職業紹介ニ努ムルコト。ロ、專門職業紹介所ハ豫メ求職者ノ身許、性行、技能、經驗等ヲ調査シ其ノ求職票、履歷書其ノ他必要ナル書類ヲ求人者ニ送附シ以テ求人ノ開拓ニ努メ適確ナル職業紹介ヲ期スルコト。ハ、專門職業紹介所ハ各種學校ト緊密ナル聯絡ヲ圖ルコト。ニ、知識階級ニ屬スル失業者ニ適當ナル內職ヲ調査シ之カ周旋ヲ爲スコト。三、知識階級專門職業紹介所ノ活動ヲ助成スル爲メ職業紹介委員ヲ設置セシムル外商業會議所及各種實業團體、學校、官公署其ノ他求人、求職關係者ヲ網羅セル委員會ヲ組織セシムルコト。四、知識階級ニ屬スル失業者ノ職業轉換ヲ容易ナラシムル爲メ主要都市ニ職業紹介所ト聯絡シ再教育機關ヲ設置セシムルコト。五、新ニ就職セムトスル青少年ノ爲メ適當ナル職業選擇指導ノ制度ヲ設クルコト。六、官公署雇傭員ハ勿論其ノ他ノ職員ノ採用ニ就テハ努メテ職業紹介所ヲ利用セシムルコト。（第二）政府ハ失業者救濟ノ爲メ速ニ國營失業保險制度ヲ確立スルノ措置ヲ講シ且現今ノ共濟組合制度ヲ改善シ保護監督ノ方途ヲ講シ之カ助長策ヲ圖ルコト。（第三）知識階級ニ失業者多キ現在ノ狀態ハ現行ノ教育制度及ヒ方針ニ基因スルモノ尠カラス之カ改善ヲ講究スルコトハ刻下ノ急務ナリト認ムルヲ以テ政府ハ高等教育制度ノ根本方針並ニ職業教育ノ完備ニ就テ愼重調査ヲ遂ケ適當ノ具體的改善方法ヲ講セラレタキコト

而して政府は五月十三日六大都市に、特に知識階級職業紹介に關する委員會の組織並に再教育機關の設置及利用に關する施設を講ずる樣夫々の知事宛通牒を發した。

知識階級者の海外職業紹介斡旋——六月十四日社會局長官より外務次官並海外駐在大公使領事宛左記の如く知識階級者の職業紹介斡旋の依頼をなした。

輓近我國ニ於テハ行政及財政ノ緊縮並ニ一般財界不況ノ後ヲ承ケ各方面ニ亙リテ失業者尠カラス殊ニ知識階級ニ屬スル者ニシテ就職ノ機會ヲ得サル者漸ク多キヲ加ヘムトスル傾向有之職業紹介機關ノ活動ヲ促シ極力之カ就職ノ斡旋ニ努メシメ居候處單ニ國內ニ止マラス廣ク海外ニ於ケル求人ヲ開拓シ堅實ナル思想ヲ有スル適材ヲ紹介シテ就職ノ途ヲ得シムルハ啻ニ本人ノ幸福ナルノミナラス我國民ノ海外發展ヲ促シ國運ノ伸張ヲ期スル上ニ於テ極メテ緊切ナルコトト被存候間貴管下日本人倶樂部又ハ日本人會等各種團體トモ聯絡ヲ圖リ就職ノ斡旋ニ努力致度候就テハ特ニ貴官ノ御盡力ヲ相煩シ度此段及御依頼候

第一回職業紹介事業講習會——六月二十二日から八日間、內務省社會局に開催その目的とするところは「…（社會局長官訓示の一節）…若し求職者にして就職の機會を得る能はざるときは個人的には生活上の脅威を受け國家的には生產力を減退し產業の衰

徴を醸成するに至る許りでなく國民の思想上に及ぼす影響は蓋し甚大なるものがある、從つて職業紹介事業は一面には產業問題として一國產業の運命を支配し他面には風敎問題として國運の進展上重大な交渉を有する事業として認めらるゝに至つた…」ので、現在職業紹介事業に從事しつゝある者の知識の向上を圖り併せて職業紹介所の開設を必要とする市町村吏員其他將來職業紹介事業に從事せむとする者の養成に在る。而して講習員は一四五名であつた。

職業紹介に關する會議——十一月二日、三日社會局に地方職業紹介事務局長會議を召集し「失業救濟事業」「知識階級職業紹介」「少年職業紹介」「職業紹介所相互ノ聯絡」等に就き、その實施若くは施設改善に關する審議をなしたが、指示事項注意事項に就ては特に注意を要するものはなかつた。

中央職業紹介事業研究會——從來東京市及び附近所在の紹介所職員有志によつて組織されてゐた職業紹介事業研究會は、更に斯業研究を系統的に大成せしむる目的を以て、十一月新に組織を改めて中央職業紹介事業研究會と稱し、顧問に社會局長官、會長に中央職業紹介事務局長を置き、事務所は中央職業紹介事務局内にある。

郡廢に伴ふ吏員の失業對策——六月末日を以て郡制が廢止され、同時にその吏員約三千人が解職された。これが對策としては內千五百人は府縣吏員として採用することになり、殘る千五百人中約七百人は土地賃貸價格調査のため全國稅務署に臨時雇傭することになつたが、この轉職者に對する時期並に賜金に對しては次の如く決定した——(一)轉職の時期は六ケ月を經過せざるも差支へなきこと、(二)勤續賜金及び轉職賜金は七月一日の退職に際しそれ〳〵下附すること、(三)六ケ月以內に轉職する者は轉職賜金の內殘部の半額を國庫に返納すること。

第三　府縣

府縣の施設は前に述べた政府の施設方針に從つてなされるものであるが、本年は特に述ぶべき新事項はなく隨時職業紹介所協議會を開催するに留まつた。尙ほ東京府、北海道、岡山縣では昨年末公布された營利職業紹介事業取締規則の施行細則が公布され、明年一月一日から實施されることになつた

勞働者募集取締——大正十四年三月一日から實施された勞働者募集取締令により、同年中に屆出たる募集從事者は一九、九三九人であつて、その業務別は製絲業一三、三九八人、紡績業四、三六三人織物業一、七四四人、其他染織工場二四一人、土木建築其の他の事業一九三人である。而して同年中同令違反數は戒告三三六件、處罰五三〇件、許可取消六人であつた。而して是等募集員の募集したる總人員は二五三、八六七人であつて、之が事業別及性別を示せば次の如くである。

	鑛山			工場									
	石炭山	金屬山	計	製絲	紡績	織物	其他染織工場	染色工場以外ノ工場	計	土木建築	其他	總計	總數ニ對スル百分比
男	八、二三八	三四四	八、五七二	七、二一三	二、八八一	一、八八一	二〇八	二三二	一二、四一五	一三、八三八	二、一二四	三六、九四九	一四%
女	五六	—	五六	一一〇、五一二	八六、三七四	一八、二五五	一、一〇五	五三六	二一六、七八二	七五	五	二一六、九一八	八六%
計	八、二八四	三四四	八、六二八	二一七、七二五	八九、二五五	二〇、一三六	一、三一三	七六八	二三九、一九七	一三、九一三	二、一二九	二五三、九六〇	一〇〇%

第四　公共團體其他

本年中公共團體其他の失業對策施設の主なるものは次の如くである。

知識階級者就職斡旋協議會——十月二十日、神戸市主催、協議の結果決定されたる聯絡要綱は次の如くである。一、學校と職業紹介所との就職斡旋聯絡は、今後新舊卒業生に及びて持續發展せしむるものとす。二、職業紹介所に宛たる採用申込のうち學校との斡旋聯絡を必要とするとき、或は求人側よりその要求あるときは學校に對し就職志望者銓衡方を依頼し當所にまで推薦を求めること。三、學校に於ては卒業生中就職志望者にして就職の運びに至らざるものあるときは直に職業紹介所に斡旋方を依頼すること。四、直接學校への採用申込に對し、學校に於て適當なる候補者を物色し得ざるときは直に職業紹介所に斡旋方を依頼すること。五（職業紹介所の手續書類）——略。六、毎年新卒業生就職及び一般聯絡打合のため左の會合を開く、但し出席學校は便宜上主として神戸市及びその附近に所在するものとす。A、學校及び職業紹介所よりなる協議會（本年は十月）B、官公衙、諸會社その他事業主學校及職業紹介所よりなる協議會（本年は十一月）七、學校と職業紹介所との聯絡は神戸市及びその附近に所在する學校のみならず廣く縣内外にも及ぶものなれども稍もすれば地方青年の大都市集中を助成する虞れあるを以て地方中等學校より職業紹介所に對し卒業生の就職斡旋方を依頼さるゝ場合或は職業紹介所より地方中等學校に對し就職志望者銓衡方を依頼する場合この點特に注意すること。

少年職業紹介就職斡旋協議會——政府の方針に基き各都市其他で之に關する協議會が開催されたが、茲には神戸市の協議會を掲げて置く。——十月二十一日神戸市主催の協議會に於て、次の如き各學校職業紹介聯合に關する申合が決定された。【申合】第一條　神戸市内各小學校兒童ニシテ修業中又ハ卒業後直ニ就職希望ノモノニ對シ市立中央職業紹介所ト聯絡シテ其ノ事務ヲ採ルタメ各校ニ一名乃至數名ノ職業紹介聯絡委員ヲ置クコト　但シ神戸市近接ノ市町村各小學校ニシテ前條ノ聯絡必要アル場合ハ本條ニ準據シテ聯絡委員ヲ置クコトアルヘシ。第二條　各小學校長ハ毎學年ノ始メ四月十日迄ニ其校職員ニシテ職業紹介聯絡ノ任ニ當ルヘキモ

ノヲ選定シ其ノ氏名ヲ市立中央職業紹介所長ニ報告スルコト但シ委員氏名ノ報告期日ハ本年ニ限リ十一月十日迄トス。第三條　各校職業紹介聯絡委員ハ九月末日迄ニ翌年三月卒業生及修業生ノ就職希望兒童名簿ヲ別記樣式ニヨリ調製シ之ヲ市立中央職業紹介所長ニ提出スルコト。第四條　各校職業紹介聯絡委員會は年二回又ハ三回之ヲ開クコト　但シ必要ニ應シ臨時ニ開會スルコトアルヘシ。第五條　略。第六條　求人者ヨリ直接學校ニ採用ヲ申込ミタル場合其校ニ適任者ナキトキハ直チニ職業紹介所ニ求人者ト其ノ求人條件トヲ通報スルコト。第七條　各學校ニ於テ直接求人者ヘ兒童ヲ紹介セシ場合ハ可成其都度職業紹介所ヘ通報スルコト。第八條　各校職業紹介聯絡委員ハ一學期ニ一回宛其學期間其校ヨリ直接紹介セシ就職者ノ顚末調査ヲ行ヒ、其ノ結果ヲ市立中央職業紹介所長ヘ通報スルコト。

市町村職業紹介委員設置——九月十四日九龜市、十一月十一日秋田縣土崎港。

日傭勞働者失業救濟事業實施——昨年同樣六大都市に於て實施されたが、登錄者數は東京市を除いては何れも昨年より增加し一日平均使用人員は昨年より全體に於て減少した、即ち次表の如くである。

公共團體名	登錄者數 本年度	登錄者數 前年トノ比較	一日平均使用人員 本年度	一日平均使用人員 前年トノ比較	超過數 本年度	超過數 前年	本年度事業豫算 千圓
事業開始日							
東京市（十二月十六日）	一三、七〇一	△二、九六六	二、一三三	△三、一七四	一〇、五七九	一〇、三七一	一、一六二
大阪市（七二月十日）	七、五三〇	四、〇四六	二、四二七	△九五四	五、一〇三	一〇三	九一三
京都市（十二月二十二日）	五五二	六一	二六一	五四	二九一	二八四	六三
名古屋市（十二月二十日）	四、三六三	三、二〇七	九九八	四三八	三、三六五	五九六	二六四
神戸市（十二月十一日）	二、二五三	一、〇九四	九二一	一〇三	一、二四二	三五一	三九八
横濱市（十二月十三日）	二、五七二	二四三	一、三二七	△三二〇	一、三五	六七六	四四一
合計	二九、九七一	五、六八五	八、〇五六	△三、八五四	二一、九一五	一三、三八〇	三、二四一

國際勞働協會の失業防止策要綱——一月同協會失業委員會に於て可決されたる失業防止策要綱は次の如くである。一、失業防止根本策の範圍——現在我國に於ける失業の根因は大體に之を次の二つに大別することが出來る。（一）景氣、不景氣の動搖に基くもの。（二）根本的に產業能力に比し人口の過多なることに基くもの。從つて此際根本的に失業を防止せんとするには、この兩者の原因を除かねばならないことは云ふ迄もない。然るに（二）の原因を除かんとするには、尠くとも次の諸點を解決せねばならない。

(イ)資源の開發――科學及技術の進歩、産業組織の改善等によつて生産費を低下し、今日利用し得ざる、乃至は利用の餘地少き我國の自然を新に有利に利用し得るやうにすること。(ロ)低廉なる原料の輸入と海外販路の擴張。(八)人口問題の解決――或は移民問題の解決により、或は産兒調節により或は勞働時間の短縮によつて(イ)及(ロ)によつて解決し得ざる過剰人口を處分すること。しかしいま玆にこれ等の問題にまで觸れることは、問題を餘りに廣汎にして却つてその決議の實行性を稀薄ならしむる憂ひがあるので、こゝには專ら(一)の景氣不景氣の動搖防止を目的とする諸案に就て其要綱を述べることにする。

二、景氣不景氣の動搖最少化の要綱――(イ)不健全なる投機の抑制、(一)金融制度を改善して、資金の統制を十分ならしめ、投機の勃興を防ぐこと、(二)經濟統計を完成して、物資の需要供給狀態を明かにし、需要供給に關する觀測の錯誤、即ち不健全なる投機の起る根源を無にすること。(三)營業公開の原則を確立して産業に於ける生産高、手持高、注文殘高、生産能力、現在生産能力運用率、雇傭狀態、賃銀賣上高、生産費等、必要なる報告を少くとも月に一回以上定期的に公表せしむること。(四)不健全なる企業の勃興を防ぐため企業發起人乃至贊助員の引受持株は、一定期間(例へば五ヶ年)轉賣を禁止すること。(ロ)需要供給の平均化(一)勞力利用の平均化(生産と需要を平均するため)、(イ)時間外及夜業の制限及禁止、(ロ)解雇に對し嚴重なる制限を附することによつて少し儲かるといつては多數の勞働者を傭入れ、少し儲からねば之を直ちに解雇するといふが如き動搖を最少化せしむる。(八)同上の趣旨に基き賃銀引下に對し制限すること。(二)以上の立法を有效にするため必要なる行政機關を設け勞働組合之に參與せしむ。(二)財政による調節。ハ、物資及勞力の管理(一)恐慌、天災、戰爭、其他の原因により、物資勞力の需給に激變を起せる際には、政府は必要なる物資勞力又は生産及輸出入を管理して、生産と消費との調和を最も合理的方法によつて行ひ、物價の暴騰暴落を防止すること。(二)市民の有能なる專門家より或る經濟審議會を常設して、物資需給の調和狀態を調査公表し以て間接にその偏傾を防ぐと共に、他方長期資金を管理して、右の調査に基きその資金の使途を限定せしめる。

第三節　對勞働災害及勞働衛生施設

第一　政府

改正工場法施行――七月一日から實施されることになつたが、その勞働災害及勞働衛生に關する改正要點は次の如くである。適用範圍擴張――十五人使用工場を十人以上使用工場とし、危險なる若くは衛生上有害な事業二十種を六十種に增加し、幼年者の就業禁止を總ての工場に及ぼした。扶助に關する事項――從來職工に重大過失あるときは全然扶助をなさなかつたのを、重大過失の存在に付地方長官の認定を受けたる場合に限り扶助料の支給を要せざることとし、更に扶助料の增額をなした、因に改正工場法によりその適用を受ける工場數四六、三六七、職工數一、六三六、五三五である。

工場監督官會議――六月開催、議案は(一)勞働者の疾病豫防、(二)工場災害豫防に關する件、(三)職工および歸鄕女工の健康調査に關する件、であつたが、第三項に就ては國民保健衛生上最も重要なものであるから、內務省社會局で至急調査することに決定し、其他勞働者前借制度も實情調査の上實施することになつた。

災害豫防勞働衛生講習會――勞働力を保全し產業の健全なる發達を圖る爲め、產業福利協會主催の下に工場勤務者を集め、十月二十五日から社會局に第一回の講習會を開いた。

工場附屬寄宿舍規則案要綱――我國に於ける工場勞働者百四十九万餘の中その約四割は工場附屬の寄宿舍に起臥しつゝある狀態であるから、寄宿舍設備の改善は職工保護上極めて重要であるとして、社會局では從來この寄宿制度の調査をなしつゝあつたが、九月その草案要綱を作製して參與會議に諮問した。該要綱は(一)火災の場合の避難、(二)寄宿職工の衛生、(三)寄宿職工の自由の保護を主たる眼目としたものである。

【工場附屬寄宿舍規則案要綱(社會局私案)】　一、本則ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ附屬スル寄宿舍ニ之ヲ適用スルコト、本則二乃至四、五ノ第一項六、七、九、十及十二乃至十四ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舍ニハ之ヲ適用セザルコト。

二、寄宿舍ノ新築、增築、改築、移轉、大修繕又ハ大變更ヲ爲サウトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘキコト。建築物ノ用途ヲ變更シテ寄宿舍ニ使用セムトスルトキ亦同シキコト。前項ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準ズル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂ヒ、大變更トハ壁體、柱、床、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フコト。三、寄宿舍ノ寢室ハ爆發性、發火性若ハ引火性料品又ハ多量ノ易燃性料品ヲ取扱フ作業場、又ハ瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル作業場ト適當ナル間隔ヲ有スル別建物トスヘキコト。但シ火災其他ノ危害ニ對スル適當ナル豫防設備又ハ避難設備アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラサルコト。四、耐火構造ニ在ラサル建築物ノ三階以上ヲ職工ノ就寢ノ用ニ供スルコトヲ得サルコト、但シ本則施行前ニ設ケタル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト。耐火構造ノ建物トハ外壁、床、屋根、階段及柱カ市街地建築物法施行規則第一條ノ耐火構造ト爲シタルモノヲ謂フコト。五、寢室ヨリ屋外ニ通スル廊下ノ出入口ノ戶ハ外開戶又ハ引戶ト爲スヘキコト。但シ本則施行前ニ設ケタル宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後一年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト、職工寄宿舍ニ在ルトキハ外部ヨリ門戶ニ鎖鑰ヲ施スコトヲ得サルコト。火災避難其ノ他緊急ノ必要アル場合ニ於テ何時ニテモ容易ニ外部ニ出テ得ル樣ニ爲シ置クヘキコト。六、寄宿舍ノ寢室、食堂、病院其ノ他職工ノ居住ノ用ニ供スル室ノ天井ノ高ハ七尺以上トスルコト。但シ本則施行前ニ設ケタルモノハ此ノ限ニ在ラサルコト。七、寢室ニハ天井ヲ設クヘキコト。但シ本則施行前ニ設ケタル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後五年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト。八、

寢室ノ外窓ニハ障子及雨戸ヲ取附クルカ又ハ硝子戸ヲ取附クヘキコト。寢室ト廊下トノ間ニ壁體若ハ戸障子ノ區劃無ク又ハ區劃ニ紙障子ヲ使用シタル場合ニ於テハ其ノ廊ト外側ニハ雨戸又ハ硝子戸ヲ取附クヘキコト但シ本則施行前ニ設ケタル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後一年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト。九、食堂及炊事場ノ床ハ板敷、石敷又ハ叩ノ類ト爲シ土間ト爲スコトヲ得サルコト。但シ本則施行前ニ設ケラレタルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後一年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト。十、寢室ニハ室面積三坪ニ付四人ノ割合ヲ超エ職工ヲ收容スルコトヲ得サルコト、但シ本則施行ノ際三坪ニ付四人ノ割合ヲ超エ收容スル宿寄舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後二年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト。十一、寢室ニハ一室ニ付十六人ヲ超エ職工ヲ收容スルコトヲ得サルコト、但シ本則施行ノ際一室ニ付十六人ヲ起エ收容スル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラサルコト。前項ノ適用ニ付室トハ窓、出入口及押入ヲ除クノ外壁其ノ他ノ適當ノ仕切リアル室ヲ謂フコト。寢室ニハ其ノ入口ニ之ニ收容スル職工ノ氏名ヲ掲クヘキコト。十二、寄宿職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ寢室ハ各組毎ニ區別スヘキコト。交替就業ヲ爲ス者ト交替就業ヲ爲ササル者トニ付亦同シキコト。十三、工業主職工ニ寢具ヲ供スル場合ニ於テハ職工各自ノ專用ニ必要ナル組數ヲ備ヘ置クヘキコト。但シ本則施行ノ際寢具ヲ共用セシムル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後二年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト、寢具ハ其ノ襟部ヲ白布ニテ被包シ且ツ敷布ヲ附シ使用者ヲ更ムル毎ニ少クトモ其ノ白布及敷布ヲ洗濯スヘキコト、寢具ハ常ニ清潔ニ保チ時々日光ニ曝スヘキコト。十四、食堂ハ職工ヲシテ座食ヲ爲サシムル場合ノ外必要ナル箇數ノ腰掛又ハ椅子ヲ備附クヘキコト。但シ本則施行ノ際立食ヲ爲サシムル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後一年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト。十五、寄宿職工ノ共用スル椀、皿、箸ノ類ハ使用後煮沸シ又ハ熱蒸氣ヲ以テ消毒スヘキコト。但シ本則施行ノ際其ノ消毒ノ設備無キ寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ本則施行後二年間ハ此ノ限ニ在ラサルコト。十六、食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八條第一項第一號乃至第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得サルコト。十七、寄宿舍ニ收容セラルル職工ニ對シ一年二回ノ健康診斷ヲ施行スヘキコト。前項ノ健康診斷ニ關スル記錄ハ其ノ施行後三年間ハ之ヲ保存スヘキコト、十五及前二項ノ規定ハ當時職工五十人未滿ヲ寄宿セシムル寄宿舍ニ付テハ之ヲ適用セサルコト。十八、靜養ヲ要スル傷病者寄宿舍ニ在ルトキハ病室ヲ定メ之ニ收容スヘキコト。十九、女子用便所ハ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ在リテハ寄宿舍ニ收容セラルル女子三十人ニ付一箇以上其ノ他ノ場合ニ在リテハ二十人ニ付一箇以上ノ割合ヲ以テ設クヘキコト、但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラサルコト作業場附屬便所ニシテ寄宿舍ヨリ容易ニ利用シ得ルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ前項ノ規定ノ適用ニ付之ヲ算入シ得ルコト。二十、寄宿舍ニ收容セラルル職工ノ外出ニ付制限ヲ定メタルトキハ遲滯ナク地方長官ニ屆出ツヘキコト。地方長官ハ必要ト認ムルト

キハ前項ノ制限ニ付變更ヲ命スルヲ得ルコト。二十一、寄宿舍ニ在ル職工ニ對シ其ノ父兄又ハ保護者ノ面會ヲ妨ケ又ハ當該職工ノ意思ニ反シテ立會ヲ爲スコトヲ得サルコト。二十二、工業主寄宿職工ノ荷物ヲ管理スル場合ニ於テ職工又ハ其ノ代理人ヨリ返還ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ遲滯ナク之ヲ返還スヘキコト。二十三、寄宿舍ニ收容セラルル職工健康上ノ理由ヲ以テ休業又ハ歸鄕ヲ申出タルトキハ休養又ハ歸鄕ニ必要ナル措置ヲ採ルヘキコト二十四、本則竝本則第二十二ニ依リ定メラレタル外出ノ制限ハ寄宿舍ノ見易キ場所ニ掲示スヘキコト。二十五、天災事變其ノ他緊急ノ必要アル場合ニ於テハ本則三、四、六乃至十五ノ規定ニ依ラサルコトヲ得ルコト。此ノ場合ニハ遲滯無ク其ノ旨地方長官ニ屆出ツヘキコト。二十六、地方長官ハ寄宿舍設備カ衞生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲メ必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ、必要ヲ認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得ルコト。二十七、本則ノ適用ニ付テハ徒弟ハ職工ト看做スコト。二十八、本則中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トスルコト。

【附則】　二十九、本則ハ大正　年　月　日ヨリ施行スルコト。三十、本則施行ノ日ヨリ二月以內ニ三乃至十一、十三乃至十五又ハ十九ノ規定ニ依ル許可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得ルコト。三十一、當時職工十人未滿ヲ收容スル寄宿舍當時職工十人以上ヲ收容スルニ至リタルトキハ本則ノ適用ニ付テハ其ノ日ヲ以テ本則施行ノ時ト看做スコト。常時職工五十人未滿ヲ寄宿セシムル工場カ常時職工五十人以上ヲ寄宿セシムルニ至リタルトキハ十五、十七及三十ノ適用ニ付亦同シキコト。三十二、現行ノ廳府縣ノ命令ハ本則ノ規定ニ抵觸セサル限リ本則施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナキコト、以上。

第二　府縣

各府縣に於ける施設の主なるものは次の如くである。

▲二月、德島縣工業懇話會講習會　▲四月、東京府工場懇話會主催、各府縣工場懇話會大會　▲五月、兵庫縣工場安全週間　▲七月、大阪府工業懇話會安全旬間　▲九月、群馬縣工場協會の工場管理講習會　▲十月、新潟縣工場協會安全週間　▲十一月、京都市工場安全週間　▲同、福岡縣工場課主催安全デー　▲十二月埼玉縣工場課主催工場安全週間。

第四　生活費低減施設

現在、生活費低減策としての施設は、住宅、公設市場、公設質屋、簡易食堂等であるが、之等の施設は主として最近の施設であつて、その經營主體、經營方法等が雜然としており、その機能を發揮し能率を擧げることが困難であるとして、政府は社會事業調査會に、その體系を確立すべく諮問するところがあつたが、その答申は次の如くであつて、それは生活費低減施設に對する政府の方針を示すものである。

【答申】（經濟保護施設體系）——第一　住宅、我國に於ける一般住宅の現狀に鑑み差當りその數的調節及び質的改善上公私の施

設に關し特に次の事項に留意すること、(一)地方公共團體、公益法人、住宅組合、産業組合その他適當なる機關の住宅建設の助成並に監督に關する制度を確立すること、(二)行政廳その他適當なる機關に依る小住宅監督制度を樹立すること、(三)不良住宅地區改良事業並にこれが國庫補助に關する制度を樹立すること、(四)農漁村住宅改善に關する助成方法を講ずること。第二公益市場、公益市場の經營に付ては市場販賣人の選定取締販賣品の品質斤量價格等の監督並に生産者および中央市場等の聯絡にもつとも力を用ゆるの要あり、かつこれが利用者の信頼はその公營なる事の點に懸れるもの大なるをもつて公益市場は原則としてこれを市町村營となしその創設費に對しては低利資金融通等の方法によりこれを助成すること。第三共同宿泊所、共同宿泊所はその設備及經營について多大の經費を要し旦宿泊者に對しても相當の取締監督を要するを以て原則としてこれを市町村營と爲しその創設費に對しては低利資金融通するの外事情に應じ國庫において相當の補助をなすこと。第四簡易食堂および公益浴場、簡易食堂および公益浴場は市町村の經營によりて設備および經營の改善に關し模範的施設をなすの要あり、而してこれが創設費に對しては低利資金融通等の方法により助成をなす事。第五公益質庫　公益質庫はその事業の性質並に利用者の信頼等に鑑み原則としてこれを市町村營となしこれが經營に關しては適當なる監督を加へ十分公益的機能を發揮せしめ一面その創設費に對し國庫において相當補助をなすの制度を設くると共にその運轉資金に對しては低利資金を融通すること。

而して之等の施設に關し本年の主たる事項を擧ぐれば、

住宅――大正八年以來政府は公營住宅及住宅組合の普及發達を助成し、その資金融通額は既に約八、二二二万圓、建設住宅數は約四万戸に達したが、最近我國に於ける住宅問題對策の中心が、量的不足の對策より質的改善方策に轉換しつゝある。

即ち政府は不良住宅地區改良法を制定し、これに依つて住宅の質的改善施設を行はんとし、社會事業調査會に對し、これが質問をなした。社會事業調査會に於て決定されたるその要旨は次の如くである。

不良住宅地區改良法案要綱――(一)不良住宅は居住の用に供する家屋にして衛生上有害又は保安上危險と認めらるるものたること。(二)不良住宅地區は不良住宅密集し衛生、風紀、保安等に關し有害又は危險の恐れありと認むる一團地にして一定の手續を經て主務大臣の指定したるものたること。(三)不良住宅地區改良事業は次に掲ぐるものたる事、(イ)不良住宅地區内の土地の區劃形質の變更、道路等の築造その他地區の整理、(ロ)地區内居住者に對する一時收容施設、(ハ)地區内居住者に供給すべき住宅の建設並にその附屬工事、(ニ)前號の住宅建設敷地の造成および衛生防火並に福利施設、(四)不良住宅改良事業は命令の定むる所により行政廳これを執行する事、(五)主務大臣特別の必要ありと認むるときは命令の定むる所により行政廳に非ざる者に對し本事業の一部の執行を特許ずることを得ること、(六)主務大臣行政廳の地區指定の申請ありたるときは關係市町村の意見を徵し内閣の認定を經て地區の指定をなすこと、(七)行政廳は不良住宅地區改良事業施行

のため必要あるときはこの地區内居住者の一時收容設備を設くること、(八)行政廳不良住宅地區改良事業を施行せんとするときは必ず地區内居住者の居住に充つべき住宅を建設すること。(九)不良住宅地區改良事業に要する費用は公共團體を統轄する行政廳これを執行する場合にありてはその公共團體(例へば市長が執行する場合においてはその市)行政廳に非ざる者これを執行する場合に在りてはその者の負擔とすること、(十)前項の費用および第十二項による補償費は命令の定むる所によりその二分の一以内を國庫より補助すること、(十一)行政廳は不良住宅地區改良事業施行のため必要なる不良住宅地區内又は地區外の土地、建築物その他の工作物を收用又は使用することを得ること。(十二)土地建築物その他の工作物の收用又は使用に付ては特別の定めあるものの外土地收用法を適用することとの場合においては土地收用法に依る事業の認定と看なすこと。(十三)建築物その他工作物に對し改築除却、使用禁止、使用停止その他必要なる處置を命ずるときは公共團體は命令の定むる所によりその損失を補償すること、(十四)補償金は補償審査會これを決定すること。

而して政府は第五十二議會に提出し、明年度より十ケ年の繼續事業として、先づ六大都市にこれを實施せんとして補助費豫算として百二十万圓を計上した。

住宅事務講習會——七月五日から五日間内務省社會局に於て開催。

公設市場——中央卸賣市場法による六大都市の中央卸賣市場建設計畫は夫々進捗し、名古屋市を除いては何れも本年中に工事に着手することになつてゐる。名古屋市では既に具體案の作製を終り、當業者に諮問することになつたが、熱田魚市場其他の卸賣業者は再びこれに反對し、中央卸賣市場に對抗して營業を繼續する模樣であるので、市當局も少なからずこれに惱まされてゐる。尙ほ市町村營市場は本年も各地に新に開設され或は計畫されてゐる。

公益質屋——庶民金融機關として政府は大正元年から公益質屋の制度を認め、これを經營する公共團體に對しては低利資金を融通してその助成を計つたのであつたが、大正十四年六月現在に於て公益質屋の總數は四五(内臺灣四)、貸付總額百十四万圓となつた。けれども更に勞働者階級の經濟的保護の實を全ふするために、大藏省金融制度調査準備會の決議に基き來議會に公益質庫法案を提出し、以てこの庶民金融機關の積極的助成方法を講ずることになつた。

【公益質庫法要綱】(一)公益質庫の經營主體は公共團體社會事業團體及其他の公益法人に限定す、(二)貸付一口の制限高十圓とし一世帶五十圓以内とす、(三)貸付利率は月二歩以内とし利子算定に就ては民營質屋で行ひつゝあるオドリを全廢すること。(四)質物の處分に就ては原則として流質制度を認めるが流質期限は四ケ月(現行法)は短きに失するを以て之を六ケ月に延長すること(五)質置主のため質物處分につき質置主に對して事前に通知する制を採り流質後と雖も質置主に買戻しの優先權を與ふること、

(六)公益質庫の用に供する事務所の建設費は二分ノ一を國庫の負擔とすること。

【相互金庫法要綱】(一)相互金庫法は現在獨逸に行はれて居るミニツツワールの制度を採り我國現行市街地信用組合を改善して作製すること、(二)現行市街地信用組合は產業組合法に依り規定せられ相互金庫は組合法と關係無く獨自の觀念の下に單行法を制定すること、(三)市街地信用組合運用規定は現在制度に從つて作製された定款に依ることとなつて居るが相互金庫法に於ては定款全廢し總て法律又は規則に依つて制定し以て取締を嚴格に規定すること、(四)相互金庫に於ては組合加盟者以外よりも預金を吸收し當組合員及組合員外の人々にも貸付る。

尙ほ本年中に新設された公益質屋は岐阜市(四月)、大阪市(五月)吳市で、計畫中のものは富山、千葉、青森、鳥取、山形等の諸縣及名古屋、甲府、高知の諸市である。

簡易食堂——本年新たに開設された簡易食堂は、吳市社會事業協會、及び小樽市の二ヶ所であるが、横濱市、小倉市、高松市、大阪婦人ホーム等にも開設計畫がなされてゐる。

第五節　共濟的施設

第一　政府

本年中に於ける共濟組合の成績は既に述べたところであるが、其の規定の改正されたるものは次の如くである。

▲專賣局共濟組合規則中改正——滿二十年勤續者に對する年金支給制の制定、職工評議會の設置。

▲鐵道省共濟組合規則中改正——年金增額。

▲尙ほ行政調査會は政府の使用する雇員に對する共濟的制度を設ける爲め雇員扶助令草案を可決した。

第二　公共團體

大正十三年に設立された大阪市勞働共濟會は、昨年その組織を改善しその福利範圍が擴張されたが、本年は同會に健康信用共濟規程が設けられ、「大阪市立職業紹介所ノ紹介ニ依リ本市內ニ於テ就職ノ者ニ限リ(日傭勞働者及身元保證ノ要ナキ健康保險法ノ被保險者ヲ除キ)」次の如き勞働者の健康及信用の共濟を行ふことになつた。

【共濟の種類及金額】一、健康共濟(一)醫療費——疾病のための受療者一日に付入院者一圓五十錢以下、院外五十錢以下。(二)保養手當——疾病受療のため服務不能のとき休業一日に付五十錢以下。(三)分娩費——助產による分娩は二十圓以下。(四)出產手當——分娩により服務不能のとき休業一日に付五十錢以下。(五)葬祭料——死亡二十圓以下。二、信用共濟、補償金——雇傭主に對し過失に因らずして財產上の損害を加へたるときは五十圓を限度とする損害實額。三、健康及信用共濟——健康共濟及信用共濟の全部。【共濟金を支給せざる場合】(一)第三日目迄の醫療費保養手當、(二)加入後一年を通じ三十日分を超ゆる醫療費保養手當、(三)加入後六月未滿の分娩費及出產手當、(四)分娩四日以前及分娩十六日以後の出產手當、(五)國又は公私團體の救療を受

くる場合、(六)出産手當を受くる期間内の保養手當、(七)俸給、給料其の他之に類する報酬を受くる場合の保養手當及出産手當、(八)加入三日迄の行爲に因る補償金。【掛金】一、健康共濟又は信用共濟加入者は一圓、健康及信用共濟加入者は一圓五十錢。【加入者の資格喪失の場合】(一)掛金納付後一年に達したるとき、(二)加入當時の雇傭先を退職し又は休職となりたるとき、(三)健康共濟加入者にして健康保險法の規定に依る被保險者となりたるとき、(四)死亡のとき、(五)詐欺其他不正の行爲に依り共濟金の支給を受け又は受けむとしたるとき。【加入者資格停止の場合】(一)軍事に徴集又は召集せられたるとき、(二)雇傭主の都合に依り市外に勤務場所の變更したる場合、又は引續三日以上の旅行の場合、(三)自己の都合に依り旅行又は歸省した場合、(四)公の處分に因り留置又は拘禁せられた場合。

尙ほ埼玉縣は縣吏員其他の勞務員の爲に勞務員共濟組合を、京都市は一般市民にして國及公共團體の規定により救助し難き窮民のために市民共濟會を設立し、東京市は下級吏員優遇の目的を以て「東京市雇員用人特別給助規程」を立案中であつて、共濟組合制度により明年一月から實施する計畫がある。

第六節　社會保險施設

社會保險施設として、本年から實施されるに至つた健康保險法は本年度の全勞働施設中特筆すべき施設の一である。即ち同法は既に大正十一年に公布されたのであるが、財政上の關係で今日まで實施されなかつたものである。けれどもこれが實施されることとなり、施行令が公布されるやこれに對する勞働組合側の反對は可なりに强く、爭議をさへ惹き起した。このことに就いては、「勞働者運動」の部に於て既に述べられたところである。尙ほ本年はこの外に保險の一種である郵便年金法が制定實施された。以下社會保險施設の本年度に屬するものを略述しよう。

第一　簡易保險

簡易保險成績　當局の宣傳に依つて簡易保險の成績は次第に發展しつゝあるが、本年の新契約件數は昨年よりも約六%減少して二、三四四、一二〇件であり、年末現在に於ては件數九、四八九、七八五件、契約保險金高一、二二三、三八三、三三一圓に達し、昨年よりも件數に於て一四%、契約高に於て一六%の增加となつてゐる。又死亡率は昨年より高く、失效解約率は低下してゐる。これらの累年表、本年の成績表等は丙、統計表第六表として收錄してある。

簡易生命保險に關する法規の改正　三月、從來の保險金額の最高制限三百五十圓を四百五十圓に改め本年五月一日から實施された。六月、積立金運用規則中を改正し年賦及半年賦償還貸付の期間二十年内を二十五年内に改められた。

尙ほ簡易保險健康相談所の設置は本年二十五ケ所に增設す

ることに決定したので總計四十八ケ所となるわけである。

第二　郵便年金

我國に於ける郵便年金制度の調査は簡易生命保險制度と同様に、日清戰役終了後郵便保險年金の調査をなしたるに始り明治四十四年一月遞信省内に設けられた郵便保險年金制度調査委員會によつて、簡易保險と共に立案されたが、先づ簡易保險のみを實施することとなつた。けれども最近社會一般の狀勢から見てこれが實施を適當なりとし、本年三月第五十一議會に郵便年金法案及郵便年金特別會計法案を提出して協贊を經、三月之を公布し、十月一日から實施することとなつた。郵便年金法は「保險の一種に該當する年金制度であつて主として活動力を奪はれた人の生活費、或は寡婦や遺族などの生活費に充てるため豫め準備する相互扶助組織制度である」――賴母木政務次官の說明――。而してこの郵便年金事業は政府の管掌するところであり、年金額の最高額を二千四百圓とし、年金を受取るべき權利は差押ふことは出來ないし、契約の權利義務は第三者に繼承せしむることが出來る樣規定してある。尙ほ詳細に就ては附錄一に收錄した同法の條文に就て看られたい。

第三　健康保險

大正十一年公布されたる健康保險法（同法要綱は本年鑑大正十一年版「社會保險」一三七頁）及同法議會提出前後の經過に就ては同十二年版「勞働立法」（四三九頁）の各項參照）は、財政上施行されず荏苒今日に至つたのであるが、愈々今第五十一議會の協贊により健康保險特別會計法及健康保險法中改正法が公布され七月一日から實施されることになつた。但し保險給付及費用の負擔に關する規定は明年一月一日から施行されることになつてゐる。

一、本法施行に關する主要法規（「附錄一勞働法規」參照）

▲健康保險特別會計法　法律第二六號　三月二十九日公布、▲健康保險法中改正法　法律第三四號　三月二十九日公布、▲保險施行令　勅令第二四三號　六月三十日公布、▲健康保險法施行規則　內務省令第三六號　七月一日公布、▲健康保險署官制　勅令第二七二號　八月七日公布、▲健康保險署處務規程　內務省訓令第一五號　十月一日公布、▲健康保險法第十四條第一項第四號ノ事業指定　內務省告示第一五六號　十月十九日公布、▲同第十四條第一項第六號ノ事業指定　同第一五七號　同日公布、▲健康保險料率規程　同第一五九號。

二、健康保險施行令の要點

第一、被保險者――强制被保險者と任意被保險者とに分たれ、前者は工場法及鑛業法の適用工場又同工場に使用される年收千二百圓以下の（臨時使用人を除く）ものであり、後者は事業主がその使用人半數以上の同意を得て內務大臣の認可を受けたときその事業に使用されたる者全部が被保險者となる場合と、自由意志により任意に被保險者となる場合とである。

第二健康保險組合――保險者には政府及健康保險組合の二種があるが、組合はその組合員たる被保險者の保險を管掌する公法人であつて、組合を組織するものは事業主、使用される被保險者及任意被保險者とである。組合の設立は內務大臣の命令による場合と、被保險者常時三百人以上ある事業の事業主が、その二分の一以上の同意により、設立の許可を受けた時に成立する。組合には議決機關として組合會（定員十二人以上、その半數は事業主の選定により、他の半數は被保險者たる組合員の互選による）執行機關として理事（定員四人以上、その半數は事業主の選定により、他の半數は組合員の互選による）がある。

第三保險給付――（一）疾病又は負傷に關する療養給付の範圍は診察、藥劑又は治療材料支給、處置、手術その他の治療（必要と認めた場合）、看護、被保險者移送（必要の場合）に限られ、その費用は一回二十圓以下のものに限る。（二）傷病手當金。疾病又は負傷のため勞働に從事し得ない場合に、本人及びその家族の生計費として、業務上の傷病には即日より、業務外のものにはその第四日目より報酬日額の六割を支給する。（三）分娩に關する給付。分娩給付の前提條件として分娩前一年內に百八十日以上被保險者たることを必要とする（但し資格喪失後百八十日以內に分娩すれば分娩の給付を受け得る）が、その種類は分娩費（二十圓、必要ある場合は產院又は產婆を派遣し得るが、この場合は分娩費は十圓に減額する）、出產手當（產前產後の休業中生計費に充てる爲め、分娩前二十八日、後四十二日以內において、勞務に服さなかつた期間報酬日額の六割を支給する）とである。（四）死亡給付。被保險者死亡のとき被保險者により生計を維持したる者にして埋葬を行ふものに對し埋葬料を支給する。

第四費用の負擔――保險給付に要する費用は、勞働者事業主及び國家の三者がこれを負擔する。「保險料は一日につき各被保險者の標準報酬日額に保險料率を乘じて得た額であつて、その額を半分づゝ事業主と勞働者側とで負擔する。（事業主は勞働者に支拂ふ報酬から前月分の保險料を控除し得ることになつてゐる）けれどもこの半額負擔の原則に對し三つの例外がある。「保險料率」は被保險者總てが同一なるを原則とするが、業務の種類に從つて異る率を定め得る。「國庫負擔金」、國庫は被保險者一人當二圓の限度で政府及び健康保險組合の保險給付に要する費用の十分の一を負擔することを原則とする。

第五官業に關する特例――官業には共濟組合が存在するから、その被傭者が組合より保險給付に相當する給付を受くるときはその重複部分に付ては保險給付を支給しない。

第六爭議の審査――保險給付に關する決定は第一次健康保險審査會、第二次健康保險審査會に審査を請求し、その決定に不服あるときは更に通常裁判所に出訴し得る。「健康保險審査會」は內務大臣の監督に屬し、第一次審査會は保險署の所在地に、第二次審査會は東京、大阪に、第三次審査會は東京に設置される。委員は各次審査會を通じて、（イ）官公吏又は學識經驗ある者、（ロ）事業主、（ハ）被保險者の三種があり、其數は同數になつてゐる。而して會長は第一次は委員中の官公吏又は學識經驗ある者から、第二次は內務部內の高等官中より、第三次は社會局長官を以つて任命する。

三、健康保險署

九月三十日付內務省告示第四十四號を以て北海道四ケ所、各府縣一ケ所合計五十ケ所の健康保險署設置が公布された。

四、健康保險審査會

十一月二十日付內務省告示第百七十四號を以て第一次審査會五十ケ所、第二次審査會二ケ所、第三次審査會一ケ所設置が公布された。

五、健康保險醫療契約

政府と日本醫師會との健康保險醫療に關する契約は十一月四日に調印されたが、その主要點は次の如くである。

(一)政府が直接官公立病院に委託するものの外は被保險者一切の醫療を日本醫師會に委託すること。(二)其の委託の條件としては私法人の經營する醫療機關は固より凡ての開業醫師にして健康保險の診療を擔任せんと欲する者を醫療擔當者とすること。(三)醫療擔當者の擔當する被保險者の範圍は大體府縣を單位とし被保險者は其の範圍內に於ては自由に醫師を選擇し得ること。(四)日本醫師會の引受くる醫療の報酬は人頭割とし被保險者一人に付き一定の年額としたこと。

六、健康保險被保險數

內務省社會局調査に依れば(十月)、被保險者總數一、八九七、七七一人、卽ち六月末現在工場鑛山勞働者總數の約四〇%に當り、このうち强制的に保險組合を組織すべき人員九二九、〇九九人、任意的に保險組合を組織すべき人員一四〇、一九四人、政府直轄の被保險者八二八、四七八人である。

第七節　勞働者教育施設

此處に勞働者教育として述べんとする範圍は、一般無產者を對象として行はるゝもの、及び勞務者の短期の訓練を目的とする公共團體の講習會等に限つて居る。而して所謂勞働學校なるものは漸次公共團體によつて經營さるゝ傾向に赴きつゝあるけれども、現在に於ては尙ほ勞働者自身の教育運動が其の主なるものと成つてゐると考へらるるが故に、之に就ては今年も亦一括して勞働運動篇中に記述して置いた。

第一　政府

文政審議會　大正十三年設立された同會は、本年は青年訓練所・師範教育等に關する諮問案並に義務教育年限延長の實施建議案に對し審議するところがあつたが、青年訓練所に關するものは可決され、其他は審議未了である。

義務教育年限延長建議案――義務教育年限の延長は主義としては何れの方面よりも一の異議なき處、唯國庫並に市町村の財政上の關係より多少の考慮を要することあるのみ。然るに內外の國情は一日も其の實施を遲くすべからざるものあり、一面國庫の義務教育費負擔金の增加に依り市町村の財政は著しく緩和せらるゝあり、今や特に實施の機熟せるものありといふを得べし、且つ其の實施に當り數年の猶豫期限を附して地方によつては其の期間內に於て徐ろに施行せしむることゝせば圓滑に之を實施するを得ん。政府は速に義務教育年限延長の方法を講ぜられんことを玆に建議

す。

小學校令改正と幼稚園令制定　さきに樞密院で可決された高等小學改善並に幼稚園令制定等に伴ふ小學校令改正勅令および小學校令施行規則改正省令等が四月二十二日の官報を以て公布された。

その改正要旨は時代の情勢は益々高等小學後の重要の度を増して來る故その制度を改善し内容を充實せしむるのは急務である、義務教育年限延長に就き熱心なる主張があるに拘らずこれを實行することを得ないのは遺憾であるが高等小學校制度の改善はこの年限延長を促進しかつ圓滑にこれを實施し得ると共に中等學校入學難の弊害を救濟する一助となることが出來る。而して教科目の内容を改善してその教育を實際的ならしめ、直ちに社會の實務に從事し得るやうにし、特に修身及國史の教授に最善の道を講じ、以て國家觀念を強固ならしむるに在る。又幼稚園令の制定は――社會生活が日々に複雜を加へ一家の事情意を子女の教養に專らにすることが出來ない者が多いので、家庭教育を行ふことの困難なる者の多數居住する地域に幼稚園を普及發達せしむるに在る。

市町村義務教育費國庫負擔法中改正　從來實施されてゐた義務教育費國庫負擔は毎年度四千万圓を下らざるものであつたが、本年四月一日よりこれを「七千万圓」を下らざるものに改正實施された(大正十五年三月法律第四三號)。而してこの改正額によれば交付金一戸當り市郡三圓、町村七圓三十八錢となり、從前より市郡は一圓三十六錢、町村は三圓十六錢の增額となる。

義務教育年限延長反對　義務教育年限延長に關しては文政審議會に於ても議會に於ても問題となつたが、議會に於ける文相の答辯に依れば、この問題は既に議論の時代でなく、財政上の都合さへつけば實施すべきものであると。而してこの年限延長に對して全國町村長會から反對論が出たが、その理由書は七月文相に提出された。その理由とするところは次の如し。

「本年度から三千萬圓の國庫負擔金が增額されたけれども、その一部は他に流用される上、青年訓練の經費が意外に多く、全國的に通算すれば八百萬圓位は地方の負擔となり、三千萬圓の增額も實際は町村財政に何等の恩惠も與へず、故にこの上一千萬圓位增額されて二ヶ年も年限を延長されては町村財政は破綻に陷り……實施の場合には猶豫期間を定め可能の町村から實施してゆくので貧乏町村の兒童はその機會を遲らされることになる。……

社會教育主事會議　四月十日文部省は各府縣及六大都市社會教育主事を招集し、本年度の社會教育打合會を開催し、青年訓練實施、成人教育實施等に就き協議をなしたが、これに關する當局の意見は次の如くである。

(一)青年團との關係は青年團幹部を指導員その他に活用し、又訓練を受くるものを青年團に入團せしむることを勸誘する等密接なる關係を保ちたい。(二)成人教育施設はなるべく府縣を主催とし、都市においては勞働者に適切なる講座を設け、講師派遣に對

しては文部省で適當な處置をとる。

その他文部省は帝國教育會に「窮貧兒の育英」に關する諮問を發し、三月には全國育英事業關係者の大會を開き、十月には各府縣に對し小學校卒業者育英事業助成に關する通牒を發した。そして本年も亦文部省は實業補習教育振興に關する費用三百万圓を要求したけれども削除された。

第二　府縣及公共團體其他

勞働者に對する短期の教育施設乃至社會教育は、前にも述べたやうに漸次府縣及公共團體其他によつて施設されるやうになつた。今大正十五年中に行はれた斯種の教育施設中主なるものを數ふれば左の如くである。

▲東京市社會局の勞働者教育——二月　▲福岡縣工場鑛山勞働者教育講習會——三月　▲日本勞働者教會の勞働者教化運動協議會——三月　▲鳥取縣農會の農村大學——四月　▲盛岡市メソヂスト教會の勞働夜學校開設——四月　▲協調會及岐阜縣社會事業協會の社會政策講座——四月　▲廣島縣廣村の成人教育講座——四月　▲横須賀海軍工廠勞務者講習會——四月　▲大阪市社會部の九條勞働學校開設——五月　▲東京市社會教育課の勞働學院開設——五月　▲東京市社會教育課の勞働婦人に對する日曜講座——五月　▲群馬縣工場協會の勞働者講習會——五月　▲東京市社會教育課の市民講座——五月　▲東京市社會教育課の母の講座——五月　▲和歌山縣勞務者講習會——七月　▲大阪市社會部長柄勞働學校開設——七月　▲義濟會第二回實業講習會(在鄉將校に對し)——十月。

第八節　社會施設資金貸與

預金部の社會事業資金貸付　預金部運用委員會は本年度内に於て社會事業資金に一千万圓、中央卸賣市場に七百万圓の貸付をなす決議をしたが、十一月各府縣の資金融通申請總額五六、九四四千圓に對し、八一七万圓を融通した。

簡易保險積立金貸付　本年度の簡易保險積立金貸付は五〇五件に對し三二、七四〇千圓であつて昨年度よりも約百七十万圓を減少してゐる。その貸付狀況は次の如くである。尚ほ貸付の累年狀況は丙統計表第六表其五として收錄した。

大正十五年度簡易保險積立金貸付狀況

	件數	金額(圓)
簡易食堂	一	三五、〇〇〇
公益市場	六	一、一〇六、〇〇〇
實費診療事業	二	三七五、〇〇〇
產院	一	八三、〇〇〇
公立結核療養所	一	三四、四〇〇
公設職業紹介所	一	五五、〇〇〇
公設質屋	三	五三、一〇〇
下水道	二五	二、一三六、二〇〇
汚物掃除施設	三	二六一、〇〇〇
共同農具牛馬購入	八	三〇、五〇〇

小學校	二九	一〇、六二一、一〇〇
實業補習學校	一	四三、〇〇〇
公立病院	九	四〇一、五〇〇
上水道	六二	五、二六二、一〇〇
漁業共同施設	三	三五、四〇〇
市町村廳舍	一三	一八二、一〇〇
三等郵便局舍	二	五七、六〇〇
合計	五〇五	三、七四〇、〇〇〇

備考　件數中六七件は舊債償還資金の分（この金額三、八七六、九〇〇圓）

第九節　其他の勞働及社會施設

以上述べた勞働施設の外に、特に社會事業施設として取扱はれてゐる兒童保護の施設、恤救規則による救助の概要並に社會事業施設統計表を擧げておく。

第一　兒童保護施設

從來、兒童保護事業といへば主として孤兒棄兒の育兒事業、不良少年少女の感化事業を指したのであるが、最近に到つてはこれが幼兒死亡防止或は母親の勞働時間中幼兒の委託を受ける等の幼兒保護事業に變つた。從つて現在の兒童保護事業中大なる努力が拂はれてゐるのは幼兒保護の施設に對してである。今、本年中の本施設に關する主たる事項を擧ぐれば次の如くである。

兒童扶助法案要綱　內務省社會事業調査會に於ては「現下の社會狀態に鑑み兒童扶助法制定の必要を認む」との決議に對し、左記の如く同法案要綱を決定した。

一、扶助の範圍――イ、貧困のため生活困難なる寡婦およびその兒童。ロ、その夫が疾病または老衰のため生活上困難なる妻およびその兒童。ハ、遺兒（捨子）、迷子、孤兒。二、經費の負擔――イ、原則として市町村の負擔とすること。ロ、國庫及府縣から一定額の扶助をなすこと。三、扶助の事務――イ、被扶助者の住所地の市町村長にとらしめること。ロ、住所地不明の被扶助者に關する事務は居住地の市町村長に委せること。四、救護の方法――現行軍事救護法の規定に準じ現金、現品の給付並に醫療を施すこと。

而して社會局はこれが基礎材料として六大都市に於ける寡婦並にその子女の調査をなしたが、その結果は次の如くである。

	市部	郡部	計
寡婦	四、九一三	二六、二一七	三一、一三九
同子女	九、八七四	五六、一〇五	六五、九七九
準寡婦	一、五三	八、四二六	九、九四八
同子女	三、三八	一七、四四五	二〇、六七三
其他	九一〇	四、六〇九	五、八一九
計	二〇、四四六	一二三、一四二	一三三、五八八

託兒所　託兒所の施設は、從來主として都市の工業地域に

設けられるのが普通であつたが、最近は所謂「農繁期託兒所」として農村に一時的の施設をなす地方が多くなつた。本年は例へば兵庫、京都、新潟、宮崎の府縣に新設され、其他の府縣に於ても奬勵若くは計畫されたところが多かつた。

感化院法改正諮問　内務省は九月の社會事業調査會に對し「不良少年漸增の現況に鑑み感化法改正の要ありと認むこれに關しその意見を求む」との諮問をなしたが、本年中には決定に到らなかつた。而してその改正要點は、不良少年少女の數の增加に對し從來採つてゐた院内保護範圍を擴張して院外保護の途を開き、併せて感化機關の充實を計るにある。

岡山孤兒院の解散　四十年の歷史を有する我國有數の岡山孤兒院は十月愈々解散され、新たに石井記念協會を組織して、石井氏の事業を經營することとなつた。この解散の報道が新聞紙に傳へられるや朝野を通じて解散の可否が大きな問題となつたが、孤兒院の發表した解散理由の大要は次の如くである。

明治二十年本院創立以來今日まで前後四十年間、兎も角も國家社會のため幾分の働きをさせて戴いたことは感謝の外ありませんん、大正三年一月石井が病沒した時既に役員間には「本院は宜しく石井君一代をもつて解散すべきものである」といふ說も出たが何分多くの子女や仕掛つた仕事が殘つており急にどうすることも出來ず、今日まで繼續して來ました。故人の目的は「弧兒院といふやうな形のものを全然廢止したし」といふにありました、故人が理想として晩年の心血を注いだ約三十戸の獨立農業者の新しい茶臼ケ原村が出來たので、岡山弧兒院といふ看板を外して故人の理想を實現することゝなり、茶臼ケ原を中心に石井記念協會を新設して故人の事業を經營することとなりました。

第二　官公恤救統計

恤救規則に基く國庫及地方費の救助、棄兒養育米給與方に依る棄兒の救護並に行旅病人及行旅死亡人取扱法に依る行旅病人同死亡人に關する累年の統計は次の如くであるが、大體に於て恤救規則に依る救助數は累年增加し、其他は減少しつゝある。

	恤救規則によるもの		棄兒、行旅病人、同死亡人の救護並取扱		合計	
	人員	救助費（圓）	人員	救助費（圓）	人員	救助費（圓）
大正七年末	七、五五六	三三、〇五五	七、四五三	三〇六、一〇〇	一五、〇二九	五二八、一五五
大正八年末	七、八八〇	三二四、五六二	七、一六〇	三六五、四五一	一五、〇四〇	七〇〇、〇一三
大正九年末	七、五六五	四二七、〇三三	六、四九四	四二五、六一〇	一四、〇四九	八五四、六四三

大正十一年末	七、六〇八	四四三、三九五	六、〇一五	五四〇、八七一	一三、九二三	九八四、二六六
大正十二年末	七、五七四	四三一、四九三	七、五一〇	五三〇、四八八	一五、〇八四	九六一、九八一
大正十三年末	八、一二一	四四六、七六三	六、六八二	五九二、五〇三	一四、七九三	一、〇三八、三〇六

尙ほ大正十三年末現在の細目に就ては丙第表を參照されたい。

第三　社會事業施設統計表

(大正十二年)	事業數	經費其他	救助人員其他
社會事業援助施設	一六	二七、一七九、九九三圓	八、七一七戸
社會事業統制機關	四二	二五四、〇一四	—
軍事救護施設	一五	六、九四一、二六二	二九、一二八人
一般救護施設	九〇	四、一六一、三一八	六四、四五〇
經營保護施設	一、〇二四	二、一六一、三九六	—
醫療保護施設	一三三	四、三八七、二一五	六、一〇三、八三八人(延)
兒童保護施設	五〇二	三、三一七、九七一	六四、八六二人
隣保事業	一三	一三一、九六〇	五四、一二五人(延)
婦人保護施設	一〇	四一、一八三	二、八六四件
人事相談施設	一六	一九四	三、八二一
其他	六〇	三六八、二三一	—
計	一、九〇〇	四九、〇一四、八四九	五四〇、八七一

備考　救助人員中一般救護施設ニハ外ニ一五八、四六五件、(方面委員)、四〇、一一七(行旅病人延人員)の取扱がある。

第二章　農業勞働者に對する施設

本年度に爲された農業勞働者施設としては何等擧げるべき新施設を見ない。尤も政府當局としては小作法制定を急ぎ調査會を設置してその答申を得、農業漁業等の保險制度創設を計劃し、水田開墾國營を企圖して調査に着手、小麥稅關引上を審議し乃至資本金五百万圓を以て鮮米增殖の大會社を創設する等諸種の劃策は爲されたが、何れも社會政策のお題目として稱へられたに過ぎず何等實施を見たものはない。只漸く數年來唱へ來つた唯一の對策とする自作農創定維持の補助規則が公布されたのみで他は凡て從來の施設を繼續踏襲するに過ぎぬのである。然も計劃し調査し實施されんとしてゐる處のものも、それが果して農業勞働者の福利施設か或は又地主階級の利權擁護に終るものであるかは多くの疑問なきを得ない處であらう。以下施設の個々に就て略述しよう。

第一節　政府

1　小作法制定準備

政府は小作爭議の根本的解決の爲めに小作法、小作組合法等の所謂小作立法制定の必要より今次議會に於て小作制度調査會設置費の協贊を經たので、五月廿五日小作制度調査會の官制を公布し各調査委員は六月三十日第一回總會を開催するに至つた。調査會は特別委員會を設けて審議し、特に九月に至つて次の三項に就て地主、小作、中立側の意見を聽取した。即ち一、各地方に於ける小作慣行　二、地主及小作人の間に於ける關係　三、小作立法に對する希望等である。而して十月漸く審議を終へ左の答申案を得るに至つた、其の要綱を擧ぐれば

一、小作契約の第三者に對する効力。現在の小作慣行は所有者の變更あるも新所有者は從前と同樣の小作關係を以て從來の小作人をして小作せしむるを普通とするも現行民法においては小作契約の登記を爲し置かざるときは小作地の所有者變更の場合において新所有者は隨意に返地せしめ得べく然も小作契約は從來一般に登記せらるゝことなき實情なるを以て小作人の地位の安定を害することなきに非らずよつて小作契約の登記なきも新所有者は當然に從前の小作關係を承繼するものとしなほ小作地に付て地上權等の權利を取得したる者に對する關係においても小作地賃借權はその効力を害せられざるものとすることを要す。

二、小作地賃借權の讓渡。小作地賃借權の讓渡に付ては地主の承諾を要することを原則とする現行民法の規定の儘とするを可とすただ地方に依り地主の承諾なくとも讓渡し得るの慣行なきに非ざるを以て斯の如き場合に付ては特に例外を認むることを要す。

三、小作地の轉貸借　小作地の轉貸借に依りて中間利得を取得するは自ら小作人の負擔を重からしめ且小作關係を複雜ならしむる結果小作爭議發生の原因となるを以て小作地の賃借人は地主の承諾あるも之を轉貸し得ざるを原則とし、ただ兵役疾病その他止むことを得ざる事由に因りその小作地を自ら耕作すること困難なるときに限り之をその事由の繼續する間一時他人に轉貸し得るものとすべく、また產業組合その他營利を目的とせざる團體がその名義を以て賃借したる小作地をその團體員の使用に供する場合はこに所謂貸借と認めざることとするを要す。從來より存する轉貸借に對し本項を直に適用するは從來の小作關係に著しく變動を與ふることとなるを以て本項に關する立法の際現に存する轉貸借に暫くその効力を認め成る可く一定年間に之を整理するの方策を採るを可とす。

四、小作地賣却の通知。地主が小作地を賣却せむとするときは成る可くその土地の小作人に之れが買取の機會を與ふるを適當とするが故に地主は先づ小作人に對し一月を下らざる期間及價額を定め買取の希望あらばその期間內に買取るべき旨を通知すべきものとし右の期間內に小作人が之を買取らざるときは地主は他に賣却するも差支なきものとするを可とし若し地主が小作地を一括して賣却するのやむを得ざる事由ある場合に付てはその土地の小作人

全部に對し一括して右に準ずる取扱をなすべきものとすなほ自作農創設事業のため必要なる小作人の先買に就てはこれに關する制度の審議の際關聯して別に考慮するを可とす。

五、小作契約の期間　現行民法

(一)定期小作契約の期間にては小作契約の期間には別に最短期間の制限を置かざるも極めて短き期間を定むるは小作人の安定上農事の改良上不適當なるを以て小作契約の期間を定むるものは五年を下ることを得ざるものとし五年より短き期間を定めたるものは之を五年とすることを要す、尙小作契約の期間を五年以上と限定せるも兵役疾病等の爲自作地を一時小作せしむる必要なる場合作物の性質上連作を不適當とする場合、土地使用目的の變更其の他將來小作契約を更新し得ざる特別且明確なる事由存する場合に限り更に短期の小作契約を認むるの必要あるが故に此の如き場合には特例として五年以下の期間を認むるを妥當とす(二)定期小作契約の更新小作契約期間滿了の場合において當事者の一方がその更新を希望せざる時は期間滿了の日より少くとも六月前にその旨を相手方に通知すべきものとし、もしその通知を爲さざる時は契約は同樣の條件を以て更新せられたるものと看做すを可とす。尙右の通知あるも相手方において小作關係の繼續を希望し調停の申立を爲したるときはその調停終了する迄は期間滿了するも小作契約は尙存續するものとすることを要す。(期間滿了前調停不成立に終りたる場合に在りては期間滿了の時期間滿了後調停不成立に終りたる場合に在りては調停終了の時に小作關係消滅するの趣旨なり)(三)不定期小作契約の終了現在行はれつつある慣行に依れば期間を定めず不都合なき限り永く繼續する小作關係少からず此の種の小作關係に付ては現行民法は一年前の豫告を以て解約し得るもかくの如きは小作人の安定上及農事の改良上不適當なり然れども今遽にこの種の小作關係を律するに一定の期限を以てするときは小作人に對し著しき損害を及ぼし紛爭を來すの虞れあるを以て期間の定なきかまたは特に契約の更新手續を採らずして年々小作關係を繼續する小作人に關しては地主は主たる作物につき收穫を終りたる後次の耕作に著手する迄の間に於て一定の賠償金を支拂ふことを條件とし一年以上の豫告期間を以て小作關係の消滅を請求することを得るものとしこの場合において小作人が小作關係の繼續を希望し調停の申立を爲したるときはその調停終了する迄は小作關係は尙存續するものとすることを要す。なほ右の賠償金額に付協定成らざるときは當事者はその金額の決定を裁判所に請求することを得べくこの場合において裁判所は鑑定委員會の意見を聽きて左の事項を斟酌して小作料一年分以下に相當する額の範圍内において賠償を決定すべきものと爲すべし。(イ)小作人の被るべき實害　(ロ)地主が消滅請求を爲すに至れる事情　(ハ)小作地の平年收穫高　(二)小作料の額　(ホ)小作關係の繼續したる年限　(ヘ)作物賠償の有無及多寡

以上の趣旨に依り期間の定ある場合と定めなき場合との間には法律の取扱上差異を生ずることとなるが爲個々の小作關係に關し實際上果して期間の定あるものなりや否やに付爭を生ずることなきを保し難きを以て此點に付て疑あるときは不定期小作契約と推定することを要す。(四)債務不履行に因る解約　現行民法に依るときは小作人の債務不履行ある場合においては相當の期間を定めて

その履行を催告し若しその期間内に履行せざるときは直に解約を爲すことを得べくその結果聊かたりとも小作料の滯納あるときは容易に解約せらるることとなり小作人をして著しく不安ならしむると共に農事の改良上　も不利少なからざるを以て一年分の小作料を一年間滯納したるとき引續き三年度にわたり各年の小作料の一部分を滯納したるときまたは滯納が二年度以上にわたりその總額が一年分に達したるときにおいて地主は小作人に對し二月を下らざる期間内に支拂を爲すべき旨を催告し若しその期間内に支拂なき場合に於て初めて小作契約を解除し得るものとすることを要す。然れども小作人が惡意を以て小作料の滯納を爲すが如き背信行爲のありたる場合においては以上の猶豫を認めず二月の豫告を以て直に解約し得るものとするを可とす。右の外小作人が小作地を荒蕪せしめたる場合、小作地を契約又はその用法に從ひて使用せざる場合等の如きは民法（六百十六條、五百九十四條、五百四十一條　の規定に依り解約し得るを以て新に定むるを要せざるべし

（五）權利行使の制限　以上の諸場合において地主は解約を爲しまたは契約更新の拒絶を爲し得べきも小作人において小作關係繼續の希望を有し且つ何等の背信行爲なきに拘らず濫りに小作人を變更する等不當の目的を以て解約を爲しまたは契約更新の拒絶を爲すが如き權利の濫用は徒に小作問題を紛糾せしむる原因となるを以てかくの如き行爲を爲し得ざるものとすることを可とす。

かく答申案を得たのであるが、しかし其結果は餘り好評でなく地主側は大體賛意を表したが、尙ほ地主協會に於て修正案を提出し、小作側は强硬に反對を稱へてゐるので結局之等を參考として農林省獨自の見解の下に小作法の制定を見るに至るものと思はれる。

2　自作農創定維持

本年度に於ける自作農創定維持資金として簡易保險局運用資金總額四千二百万圓中より貸附額は

一、農林省から年一分三厘の利子補給を爲すもの七百万圓

二、右以外各府縣から一分五厘以上二分五厘の利子を補給するものに對する貸附金額百五十万六千圓

合計八百五十万六千圓を運用委員會の決議に依つて貸附に決定した。併し各府縣に對する貸附成績に就ては未だ本年末に未發表であつた。

農林省は五月二十一日次の如く自作農創設維持補助規則を公布した。

自作農創設維持補助規則

第一條　農林大臣は自作田畑の創設持維を行ふため左に掲ぐる資金を借入れその貸付を行ふ道府縣に對し本則により毎年度豫算の範圍内において補助金を交付す、但特別の事情ある場合においては市町村產業組合およびこれに準ずべきものに對しこれを交付することあるべし。

（一）簡易生命保險積立金　（二）償還方法貸付利率その他貸付條件が前項の資金に類似する資金にして農林大臣の適當と認むるもの

第二條　補助金の交付を受けたるものは前條の資金の貸付を受け

左の事項を行ふものの負擔を輕減するためこれを使用することを要す

（一）自作田畑となすべき土地の購入　（二）農林大臣に於て適當と認むる自作田畑の維持（自作田畑として土地を購入したるにより生じたるその土地の抵當債務の借換）

第三條　補助金の交付を受けんとするものは申請書に左の書類を添附し二月末日までにこれを農林大臣に提出すべし

（一）事業計畫書　（二）事業に關する收支豫算書　（三）貸付に關する規定　（四）樣式第一號による借入調書　（五）地方自治團體にありては起債決議書および組合規約のあるものはその規約の謄本、產業組合および產業組合聯合會にあつては定款借入額最高限度決議書の謄本最近年度事業報告書財產目錄および貸借對照表尙起債に關し監督官廳の許可を要するものにありては許可證の謄本を添付すべし、但許可申請中のものにありては許可せられたる時これを農林大臣に提出すべし。

第四條　補助金交付の申請をなしたるもの前條第一項第一號乃至第四號の書類に記載したる事項及び第五號の書類に記載したる事項中事業施行に關するものを變更したる時はその旨農林大臣に屆出づべし

第五條　補助金の交付を受けたるもの前條の事項を變更せんとする時は農林大臣の認可を受くべし、但し輕微なる事項を變更せんとする場合はこの限りにあらず、前項但書の場合においてはその變更したる事項を農林大臣に報告すべし

第六條　補助金の交付を受けたるもの自作田畑として土地を購入しまたは維持せんとするものに對し第一條の資金の貸付を行ふ場合においては左の各號によることを要す。

（一）借受人は現に小作に從事し自作田畑の經營を持續し得る見込みあるものなること　（二）借受人は購入せんとする土地が小作地なる場合においてはその土地の小作人なること、但し購入につきその土地の小作人の同意を得たるものなる時はこの限りにあらず　（三）購入せんとする土地の價格は借受人自作田畑としてその土地の經營を持續し得るため附錄に定むる算式により標準價格及び當該地方の土地の普通價格を越えざるものなること　（四）小作權賣買の慣行ある地方において土地購入に際しその土地の小作權を合せて購入する場合においては土地の購入價格に小作權の購入價格を加算したるものが前號の標準價格及び土地價格を越えざるものなること　（五）維持せんとする土地の抵當債務額は第三號の標準價格及び普通價格を越えずその購入價格は購入當時における第三號の標準價格を越えざるものなること、（六）購入しまたは維持せんとする土地はその上に自作の障碍となるべき權利存在せざるものなること（購入せんとする土地の上に存在する抵當につきまた同じ）（七）購入しまたは維持せんとする土地の價格は四十圓を超えざるものなること、但し現に田畑を所有するものに對する貸付にありてはその田畑（維持せんとする田畑を除く）の價格と購入しまたは維持せんとする土地の價格との合計額四千圓を越えざるものなることを要す　（八）貸付金額は四千圓以內とし土地の購入價格又は土地抵當債務額の全額とすること、但し全額未滿の貸付を受けんとす

るものに對する貸付金額はその要求額とす　(九)貸付利率は年三分五厘以下据置期間は一年以内とし償還期間は農林大臣の適當と認むる場合を除く外二十四年を下らざること　(十)貸付は年賦償還または半年賦償還の方法により元金と利息とを合せ計算し毎期同一の金額を償還せしむること　(十一)借受人前號による償還金額の外未償還の金額を償還せんとする時はこれを認むること　(十二)購入しまたは維持したる土地の收穫不可抗力により著しく減少しまたは皆無となりたる時は借受人の事情に應じ償還方法を適當に變更すること　(十三)購入しまたは維持したる土地の全部の上に貸付金の擔保として第一抵當權を設定せしむること　(十四)借受人は償還をはりたる時といへども貸村の際決定せられたる償還期間内及び第十二號により變更せられたる償還期間内は貸付者の承認を得るにあらざれば自作をなさずまたは第十三號の抵當權を除くのほかその土地の上に抵當權を設定せしめざること　(十五)借受人は前項の期間内その土地を讓渡することを得ざるものとすること但貸付者の定むる制限に從ひその土地を貸付者に、または貸付者を經てこれを第三者に讓渡す場合はこの限りにあらず　(十六)前號の規定により貸付者を經て第三者に讓渡す場合においてはこの讓受人は第一號の資格を具備しかつ田畑を所有せず又は第七號但書に該當するものにして借受人の債務を引受くるものたること　(十七)前號の讓受人なき場合においてその他の者に土地を讓渡したる時は讓渡の際借受人をして未償還金額を返還せしむること　(十八)借受人前數號の規定に違反したる時は違約金を徴收しかつ

貸付人に未償還金額を一時に返還せしめ又は左の全額をもつて土地を先賣し得るものとすること　(イ)購入價格の全額に相當する金額の貸付をなしたるものにおいては償還を受けたる金額中元金に相當する金額　(ロ)購入價格の一部に相當する金額の貸付をなしたる場合又は維持のため貸付をなしたる場合においては償還を受けたる金額おけるその土地の價格購入の場合にありては購入價格と貸付金額との差額を加算したる金額

第七條　補助金の交付を受けたる者その借入れたる第一條の資金を市町村産業組合又はこれに準ずべきものに轉貸し自作田畑の創設又は維持を行はしむる場合においてはその轉借者をして前條各號により貸付をなさしむることを要す

第八條　補助金の受付を交けたる者および前條の轉借者は土地價格その他重要なる事項の評定につき農林大臣の適當と認むる機關を設置し調査審議せしむることを要す

第九條　補助金の交付を受けたるものはその交付を受けたる日より三月以内に第六條の貸付を了し又は第七條の貸付を了せしむることを要す、但し農林大臣の認可を受けたる場合はこの限りにあらず

第十條　補助金の交付を受けたるもの第六條の貸付を了し又は第七條の貸付を了せしめたる時は遅滯なく樣式第二號による貸付調書を農林大臣に提出すべし

第十一條　補助金の交付を受けたるものは翌年度六月三十日までに事業に關する收支決算書及び樣式第三號による事業報告書を

農林大臣に提出すべし

第十二條　左の各號の一に該當する場合においては農林大臣は補助金の全部もしくは一部の還附を命じ又は補助金の交付を停止することあるべし

（一）本則の規定に違反したる時　（二）補助金交付の條件に違反したる時　（三）事業施行（第七條の轉借者の事業施行を含む）の方法不適當と認めたる時

第十三條　本則により農林大臣に提出すべき書類は地方長官を經由すべし

第十四條　本則は自作田畑の創設または維持を行ふものこの事業に附隨して第六條の資格を有するものの爲めに必要な宅地の創設または維持、を行ふ場合にこれを準用す、但宅地として購入しまたは維持せんとする土地の面積は現に所有する宅地（維持せんとする宅地を除く）の面積を合せ五畝以内とすその價額及び貸付金額は五百圓を超ゆることを得ず

附則　本令は公布の日よりこれを施行す、第三條二月末日までとあるは大正十五年度に限り大正十五年六月二十日限りとす、

附錄第六條第二號の算式（略）

備考　（一）小作料は平年作における實納小作料によること、但し小作料の定めなき土地にありてはその土地に類似せる土地の小作料によること（小作料が平年作における收穫高の五割五分その五割五分に相當する價額を以て小作料に代ふること）（小作料が平年作における收穫高の四割以下なる場合においては農業經營費比較的多からざる土地その他特殊の事由なき時は收穫高の四割までの範圍において適宜の程度に認定したる價額を以て小作料に代ふることを得ること）（二）小作料及び收穫高を價額に換算する場合に於てはそのものの價額は當該地方における最近五年の平均價格を用ふること　（三）小作權賣買の慣行ある地方において土地の購入に際しその土地の小作權を併せて購入する場合においては小作料は小作權の賃借料（又小作料）を含むを以てすること。

2　農業倉庫

昨年度に於て農業倉庫法改正準備會を組織し、その改正法案の作成を見たので、今期第五十二議會に之を提出し兩院を通過した。改正法律の要旨は（1）農業倉庫に對する寄托物は現行法では米麥及繭であるが新に砂糖の寄托を許す事　（2）經營主體現在産業組合、各種農會、公益法人及市町村である が産業組合聯合會にも其の經營を許す事の二點である。

次に該倉庫の普及利用の狀況を見るに、本年九月末現在農林省の調査によれば、經營主體總數二、二一九總棟數四、四六九建坪一六七、四四四坪に達し、昨年同期に比すれば收容能力は大正十四年穀物一〇、八五三、一〇七俵　繭六六八、〇九四貫　大正十五年穀物一二、九一一、〇八七俵　繭一、二〇五、七三一貫にして穀物に於て二、〇五七、九八〇俵を繭に於て五三七、六三七貫の增加を呈してゐる。

而して農業倉庫經營に就ての最近の傾向は經營主體が農會公益法人の手より漸次産業組合に移りつつある事でこれは受

寄物に對する資金の直接貸付が町村其他の公益法人では不能とされ即ち銀行其他の金融機關を通じて融通を爲すので金利手數料等がかさむのは自然の勢ひである、加之販賣組合などの經營に於ては公益法人の如くに證券の發行を爲さずに直接受寄物を擔保として貸付を爲すことを得る等組合經營の方が頗る有利であるから將來益々產業組合經營の倉庫が增加するであらう。

4　農業經營上の各種奬勵金

大正十五年度に於ては農業共同施設奬勵、農業倉庫建設奬勵、副業奬勵、下級農會技術員施設奬勵、小麥增殖奬勵、開墾助成金等の名目の下に諸府縣へ國庫の補助金が交付された。

第二節　府縣

各府縣に於ける農業勞働者對策施設としては昨年度と同樣に特筆すべきものなく、概して中央政府の農村振興策の敷衍延長に過ぎないかの觀がある。併し昨年に比し多少趣きを異にせるものを數へるならば、農村社會政策講座（又は國民高等學校）が短期間所謂名士によつて諸地方でなされ、農村住宅改善、家畜保險、農具無料貸付、肥料資金貸出、强制的戾米勵行等々が首唱されてゐるが併し之等は未だ一部地方の特殊施設たるに止り全般的のものではない。以下比較的廣い範圍の地方に實施されてゐる二三の施設を略述するであらう。

1　自作農創設維持資金貸付概況

各府縣中には既に自作農創定資金の貸付を實施してゐる地方もあるが本年度に至つては更にその範圍が擴張され未だ實施されてゐなかつた地方例へば、埼玉、宮城、長野、兵庫、岐阜、秋田、山形、山口、島根等の諸縣に於ても夫々資金貸付規程が制定され貸付が開始されるに至つた。

貸付規程は大體主務省の規程に基いて制定され簡易保險局、產業組合、府縣積立金等の中より低資の融通を受けるもので各地方とも殆ど其規を一にしてゐる。本年より該規程の一部に變更が加へられた、即ち從來は耕地に對してのみ資金の貸付が爲されたのであるが、新に耕地以外に自己の農業經營に必要なる宅地又は宅地に供せんとする土地の購入若くは維持資金としても貸付されるに至つたのである。併し貸付の全般的成績は未發表につき之を知ることができない、主務省の貸付規程は前項政府施設の當該項目を參照されたい。

2　農家經營の改善

諸府縣が農業勞働者に對し經濟助長の意味で爲された農事改善施設は、殆ど前年度のそれと類似のもので概して新味の試みと見らるべきものはないが、本年度に至つて益々擴張され一般化されたかの觀を呈した施設に就て二三列擧すれば、共同經營は共同苗代、共同田植、共同害蟲驅除、共同耕

作等の部分的共同作業より進展して漸次共同經營を爲すに至り、近時共同經營組合が奬勵されつつある。今香川縣下に於ける共同經營組合の規約及成績を拔萃してその一般を窺ふの便としよう。

「香川縣三豐郡太野原村農業共同經營組合規約」(摘要)

第一章　總則　第一條　本組合は隣保相互扶助を精神として農業の共同經營を實行し勞費の節約に努め副業を奬勵し產業組合に於て取扱はざる物品の共同購入を爲し生活の安定を圖るを以て目的となす(第二第三條省略)　第四條　本組合員たるものは本村内に住居し獨立の生計を營む者に限る。第五條　本組合員は同一の目的を有する他の組合に加入することを得ず。第六條　本組合有財產に對する各組合員の持分は出資額に應ずるものとす。第七條本組合員の持分は毎年度末之を算定す。第八條　本組合の存立期日は十ヶ年とす。

第二章　出資及積立　第九條　本組合は自家用蔬菜園を除く耕作地の全部、農具並に農事に必要なる建物を本組合に提供するものとす本組合は前項に應じ毎年通常總會に於て評價を更改することあるべし。

第十條　增資の必要ある場合は本組合は總會の決議に依り前條の外尙出資せしむることあるべし。第十一條　出資に對する配當は毎年總會に於て是を定む。第十二條　本組合は毎年收益の内より積立金をなすものとす。第十三條　本組合に於て積立すべき金額は毎年通常總會に於て是を定む。第十四條　積立金は損失の補塡及左の場合に處分す。

一、組合員中不可抗力に因り著しく家計困難に陷り總會の決議により救濟する場合　一、其他總會に於て必要と認めたる場合(第十五條省略)

第三章　機關。第十六條　本組合に左の役員を置く、一、理事五名。一、監事二名、一、顧問若干名但し理事は組合長一名副會長一名を互選するものとす(第十七條乃至第二十三條省略)　第二十四條　役員は總て無報酬とす但し必要に應じ實費を支給することあるべし(第二十五條乃至第二十九條省略)

第四章　事業の執行　第三十條　本組合の事業年度は二月一日に始まり翌年一月三十一日に終る。第三十一條　本組合の事業は各組合員より提出せし耕作地を利用して農作物の栽培をなし有利に貯藏販賣するものとす。第三十二條　農作物の種類及管理方法並に作業其他一切の方法は理事會に於て定む販賣及購買に就ても亦同じ。第三十三條　本組合員及家族は本組合の事業に絕對從事する義務あるものとす。但し組合長の承認を經たる者は他の事業又は作業に從事し又は組合區域外に出稼ぐことを得。第三十四條本組合の事業に從事する勞働賃金は毎年通常總會に於て之を定む。第三十五條　前條の賃金は年度末に於て支拂をなすものとす但し年度末前に於て賃金支拂の請求ありたる時は其の總額の八割に相當する金額を年度末まで立替をなすことを得。

第五章　收益處分並に損失塡補　第三十六條　本組合の利益は總收入より一切の經營費を控除し剩餘ある場合は之れを四分し一部は各組合員の出資に配當し一部は積立金とし一部は農具償却金に充當し一部は組合に於て經營上提供し勞力をして圓滑ならしむる

爲出役勞働に按分配當をなすものとす。第三十七條　本組合に損失を生じたる場合は積立金を以て補塡し尙不足の場合は其不足額を三分し一つを勞働賃に一つは出資に各按分し一つは各組合員平等に負擔するものとす。

第六章　加入脫退　第三十八條　新たに本組合に加入せんとするものは第九條に規定せる物件及加入金を提供し組合長に申込をなすことを要す加入金額は毎年通常總會に於て之を定む（第三十九第四十條省略）第四十一條　本組合を脫退せんとするものは事業年度末前に書面を以て組合長に申出づることを要す（第四十二條以下附則省略）

次に大正十五年度に於ける經費決算分配狀況（耕地、十四町六反。組合員數廿四戶。作業從業者六〇人。）

共同經營收入（圓單位）

麥賣却	七、〇三三	米賣却	一五、三二
雜穀其他蔬	一、五八五	副收	一、三四六
雜收	四五六	計	二五、六四二

同支出

勞賃	七、五〇九	肥料	三、〇六六
小作料	五、二八二	金利	一、九四三
種苗	二四七	飼料	七五二
農具	二三三	其他	一、五八三
計	二二、二〇二		
差引純益	四、四四〇	所得分配（一戶當）	一、一一〇

副業奬勵　としては農閑撲滅運動、餘裕力の生產化等の名稱を以て頗る宣傳に努めてゐる、而してその種類は地方によつて相違し、頗る雜多であり年々新しき類種を增加してゆく、例へば麥稈さなだあみより毛絲細工に移るが如きである近畿各府縣副業會（四月十六日大垣市共立銀行樓上に於て）可決せる主要事項を擧ぐれば次の如くである。

一、近き將來適當の時期を選び大阪市に於て聯合府縣は見本市場を開設すること。一、副業品取引狀況調査の件。一、副業奬勵技術員を可成多數本省に設置方要望の件。一、副業組合の基礎確立に關する適當なる方法を講ずる件　一、農業倉庫の保管物件中へ副業生產品を明示せらるる樣其筋へ要望の件。一、副業生產品の出荷團體に對し農林省より補助を仰ぐの件。一、販賣機關設置の件。

其他　內地移住開墾奬勵、農事實行組合設立奬勵

第三節　農會

1　帝國農會（附、帝國農政協會）

帝國農會及帝國農政協會に於ける主要なる會合の結果を略記しよう。

全國農會大會——二月十日——東京鐵道協會樓上

【宣言】農村振興は今や朝野の輿論として重要視せらるるに至りたりと雖も產業政策中尙此れに副はざるものあるは誠に遺憾とする處なり今次政府より提出せられたる關稅定率法改正案の如き國家產業の保護と社會政策とを基礎として立案せりと稱するも其の

内容を檢するに商工業を偏重して農業を輕視し特に社會政策にありては都會民のみを考慮して農民を顧みず如斯は農村振興上著しき缺陷を齎すのみならず食糧政策の根抵を危殆に導くものにして國家の不安之より大なるはなし玆に全國農會大會を開き農會多年の主張に基き我國農業の基礎を確立する爲農業物關稅定率改正の必要を絶叫し以て社會の公正なる批判に訴へんとす。敢て宣す

【決議】農產物關稅に對し下記の如く定率改正の實現を期す。一、米及籾、每百斤二圓　一、小麥每百斤二圓　一大豆、每百斤一圓四十錢　一、小麥粉每百斤四圓八十錢　一、牛肉、每百斤五圓　一、豚肉每百斤八圓　一、鳥卵每百斤八圓。

帝國農會第十七回總會——十月廿一日より四日間——農會事務所

【農林省諮問案】農村事情の推移に伴ひ農會の活動上注意すべき事項如何。

【答申要綱】（1）內部的事項　（一）役員には一層適任者を得ることに努むること　（二）農會の精神を一層徹底せしむることに努むること　（三）農會の事業は多種廣汎なるを以て地方の實情に鑑み時勢の推移に應じ最も適切有効なるものを選定し實施することに努むること　（四）經費は會費、事業收入、其本財產收入等により獨立的地步を確立する樣努むること　（五）農會は常に至公至正の態度を保持することに努むること　（2）外部的事項　（一）行政廳においては一層農會を援助しかつ農會の經營に適する事業はこれを農會に移すこと　（二）各種產業團體との聯絡協調に努むること　（3）付帶決議　（一）細目に付ては帝國農會に於て調査すると共に道府縣農會の意見を徵するの要あるものと認む　（二）農會の基本財產造成に關し政府は速かに適當なる方法を講ぜられんことを望む。

【農村教育改善建議要項】農村教育全般に對し注意すべき事項——一、偏智主義の教育法を廢すること　二、宗教心の涵養と國民的信念の確立に努むること　三、家庭教育を重んずること

細目に就て注意すべき事項——第一　小學校に關する事項

（甲）尋常小學校教育　一、兒童をして地に親しましめ農村本位の教育を行ふこと　二、上級においては授業時數を減少し農繁休業を一層長くすること　三、上級學校入學のための準備教育を廢止すること　四、他學科を整理して國語の教授を重んずること　五、尋常小學校は部落本位に設け一校の學級數および一學級の兒童數を少くすること　六、義務教育年限は六年にとゞむること　七、義務教育費中全教員の俸給は國庫において全額負擔すること

（乙）高等小學校教育　一、高等小學校はこれを整理して簡易なる農學校を設くること　二、若し存置する場合は左の事項に注意すること　（イ）農業科を中心として農民的訓練を施すこと（ロ）夏季は授業を半日とし出來得る限り家庭に於る實業に親ましむること

第二、農業補習教育に關する事項、一、年限は前期を二年とし後期は二年乃至六年とすること　二、前期はこれを義務制とすること　三、後期の教員は中等教育程度の資格を有するものたらしむること、

第三　師範教育に關する事項。一、農業科を重んじ農業趣味を

養ひよく農村を理解せしめもつて農村教育に適する教員を養成すること　二、中等農業學校およびその他中等學校卒業生に二ケ年の師範教育を施すをもつて基本とすること、三、高等師範學校はこれを廢止し大學において教員養成の必要なる施設をなすこと。

第四　中等教育に關する事項、（イ）中學校　一、農業地方における中學校はこれを整理し農業學校を增設すること　（ロ）女學校　一、農業地方における女學校は之を整理し家庭學校を增設すること、（ハ）農學校　一、尋常小學校卒業程度をもつて入學資格とし修業年限を二年乃至六年とすること　二、一年の通學期間約六ケ月修業年限一二年の如き農閑學校を設け廣く農民の子弟を教養すること　（ニ）家政學校　一、家政學校は農家の主婦を養成するをもつて目的とし修業年限は農業學校に準ずること、（ホ）教員養成　一、優良なる實業學校教員の養成に努むること　（ヘ）經費　一、中等學校以上の學校の經費は主として授業料をもつてこれを支辨すること、二、實業學校奬勵の意味に於て公費をもつて助成すること。

第五、社會教育に關する事項。（イ）農村社會教育　一、農村社會教育に關する施設を改善しこれが徹底を計ること　二、農村および諸種の講習方法を改善し一層意義あらしむること　（ロ）青年訓練所　一、訓練時數は四年を通じて四百時以內とすること　二、農繁期は休むこと　三、經費は國庫支辨とすること。

帝國農政總會――十月廿六日――農會々議室

【決議】　本會多年の要望たる農村振興の施設漸く實現の域に向ひつつあるが如きも之を實績に徵するに遺憾の點頗る多し吾人は

層一層奮勵努力左記事項の遂行に努め誓て其目的達成を期す一、自作農の維持創設　一、小作法の制定　一、農家負擔の輕減　一、義務教育費國庫負擔の增額　一、農村金融制度の改善　一、農村教育の改善　一、郡市町村農會技術員費國庫補助增額　一、農村振興費の增額使途改善　一、肥料政策の改善　一、自作農業者の取得する田畑に對し登錄稅及不動產取得稅の免除

2　府縣農村聯合會

道府縣農會聯合協議會は十月十四、十五日甲府市商業會議所に開催された。主なる可決事項を擧ぐれば次の如くである

【帝國農會諮問事項】　一、養蠶業の發達及其の經營の改善を一層徹底せしむる爲適切なる方策如何

【答申】　養蠶組合單行法の制定は農業經營の圓滿なる發達を阻害するものと認む、故に現在の養蠶組合は町村農會の活動機關とし系統農會に於て統合し左記各項を實行すること　一、各級農會は養蠶に關する技術員の設置を爲すこと　二、養蠶業に對する官廳の補助金は之を農會に交付せしむること　三、養蠶と普通農事との經濟的關係を明かにし農業經營の善導に一層力むること　四、桑園改良に關し積極的施設を爲すこと　五、產繭販賣に付適切なる方法を講ずること

【可決事項】　一農業保險の制定を政府に要望すること　一、農業經營上土地の交換又は取得による登記稅及不動產取得稅の免除並に土地臺帳謄本抄本手數料廢止を其筋に要望すること　一、小作調査會委員に縣農會長を加ふる樣帝國農會より政府へ建議すること　一、地租免稅點を引上げ同時に總ての自作農に及ぼさるる

様建議すること　一、自作農創設維持事業を擴張する様建議すること

3　府縣農會

府縣農會の活動方針及事業種類を一瞥するに上級農會の決議事項と殆ど等類のものであつて玆に再び同様の記述を繰返すことを避け、特殊事項と見得べきもののみに付て略述するであらう。

農村電化事業協議――靜岡縣農會

（一）電力利用に對する農村の希望　農村は例外なく電力を農業用原動力に使用する事を希望す。（二）現在電力利用の普及せざる事情（イ）農作業の種類が圃場を中心とするもの多く移動し得る動力を希望する　（ロ）電力料金比較的高價なる事、殊に休電料　（八）電力の供給不充分なること　（二）電力供給業者が農業方面の需用に應ずる用意なきこと　（三）將來電力利用を普及せしむる方法（イ）農作業を可及的圃場より一定の場所に集中せしめ作業場の利用を增加すること　（ロ）農業の經營を共同的ならしめ動力利用に適する規模に改め作業種類を增加すること　（八）電力供給業者に對し農業用電力の供給に適當なる便宜を考慮せしめること即ち電力料金引下　（二）現行法規を改正して農業用電力の供給に對する特別の保護を與へること。

「農民教育」に就ては全村大學、農村大學、農村講座等の名目により各地に三日乃至一週間の講習會が盛んに實施されたが本年特に注目すべき事項はない、只農村婦人講習會及び出荷組合に伴ふ荷造講習會が一二あつたことは從來に比し多少趣きを異にせる點であらう。

4　郡市町村農會

郡市町村農會の事業施設も亦府縣農會も全く其の軌を一にし特記すべき事項はない。郡制廢止と共に郡農の存廢問題は可なり重要問題とされ帝國農會は府縣農會へ對し郡農會の存廢に關する諮問案が發せられてゐるが、結局存置に決するやうである。

第三章　中間階級者に對する施設

產業界の不振が、一般勞働者の生活に多大の影響を及ぼすと同様に、中間階級者の生活を脅かすことも亦大である。從つて政府は一般勞働者に對すると同様に中間階級者に對する施設を實施することに努力してゐるやうではあるが、未だその努力も實際には現はれて來ない。本年度に於けるこの種の施設は既に第一篇第五章「中間階級者に對する業主側の施設」及第二篇「勞働施設」中特に第一章第二、第四節に於て述べたところであるが、此外に强いてその主なるものを擧ぐれば次の如くである。

恩給制度改正計畫　政府では恩給制度を改正する爲めに行

政調査會に諮問するところがあつたが、十二月委員會は改正案を決定したといふことである。それによれば恩給金給與の基礎たる在職年限を從來より延長すること、一時恩給金額の增額、受恩給者退職後多額の取得を收むる場合は恩給の全部又は一部を停止すること等々がその改正の主なるものである。

文部省の小學校教員保健施設計畫　從來小學校教員の療養基金として政府は一千万圓(教員基金)を大藏省に預金して居たが、日露戰爭の際この基金は政府に返納され利子のみを支出してゐたけれども、昨年からは豫算緊縮の結果この利子支出も全く廢止されたので、文部省は小學校教員に結核病者の多きに鑑み、國民保健の前途を憂慮して、こゝに小學校教員保健施設の實施を計畫しつゝある、即ち年三回の健康診斷、結核療養所設置、治療の見込なき重症者待遇等々の事項である。

其他東京市の俸給生活者のための貯蓄銀行設立計畫、大阪市の俸給生活者に對する專門職業紹介所開設(一月六日)、京都大日本佛教慈善會の俸給生活者に對する無料診療所開設(七月十日)等があつた。

第四章　婦人勞働者及職業婦人に對する施設

改正工場法施行　改正工場法および同法施行令の改正實施により、婦人勞働者の狀態は從前よりもよりよく改善されなければならなくなつた。即ち同法の災害及衛生施設に關する部分は既に述べたが、其他特に婦人勞働者の狀態を改善すべき施設に關する部分を擧ぐれば、就業時間短縮――最長十二時間を十一時間としたが、その例外たる器械生絲製造、輸出絹織物の業務の外に紡績の業務を加へ、深夜業をなさざる場合にはこの三業務は大正二十年八月末迄十二時間(休憩一時間を含む)の就業を認められた。深夜業禁止猶豫期間短縮――大正二十年八月末迄の猶豫期間を本改正法施行後三年の猶豫に留め、また深夜の範圍を午後十時より午前五時迄とした。母性の保護産後六週間就業を禁じ、醫師の意見に依りては四週間後は就業し得ることとし、新に産前四週間內の就業を、當事者の申出ある場合は禁止した。又生兒哺育中は一日二回各三十分の哺育時間を與ふるやう新に附加した、等である。

長野縣の製絲女工登錄制度廢止　內務省社會局は長野縣工

場課と協力して多年製絲女工登錄制度廢止に努力して來たが、遂に本年三月末日限りこれを廢止することになつた。從つて女工の工場主との雇傭關係はその束縛の度合を減じた譯である。

賃銀前借制廢止計畫　從業主として製絲、紡績、織物等の勞務に從事する女工に行はれてゐた賃銀前借制度は一種の人身賣買に類するものとして、最近內務省社會局はこの制度を廢止するために全國に亙る精細なる調査をなした。

工場附屬寄宿舍取締規則制定計畫　我國工場勞働者の約四割はその附屬寄宿舍に起臥し、しかも寄宿職工の約八割が女子である、即ち寄宿舍の設備改善は婦人勞働者の保護上極めて主要であるために內務省社會局は規則を制定してその取締りをなすことになつた（第二篇第一章第三節參照）。

婦人の坑內勞働及深夜業禁止の決議　國際勞働協會は四月婦人の坑內勞働禁止の決議をなし、十月婦人の深夜業禁止の決議をなした。

婦人の坑內勞働禁止決議大要——婦人の坑內勞働は人道上、母性保護上、又諸外國の一般的傾向に鑑み、產業上相當の犧牲を拂ふと雖も法令を以て禁止するを必要と認む。婦人深夜業禁止決議大要——深夜業は婦人勞働者の健康を害し、ひいては母性を害し、生活の幸福を阻害するが故に、政府は速にワシントン夜業禁止條約案を批准し、且つその實施に必要なる措置をとるべきことを要求す。

尙ほ坑內勞働禁止に就ては內務省社會局は六月開催された工場監督官會議に提案したのであつたが、產業の現狀に於ては今俄に之を禁止し得ないので更に調査すべきであるとし、鑛山勞働事情調査會では未だ之が決定には到つてはゐない。

富山縣の出稼女工の健康診斷　多くの出稼女工を有する富山縣では、出稼女工の約五%の死亡率があり、その四割までは肺結核であるが、女工保護上重大なる問題なりとして縣保安課は衞生課と共にその死亡原因の調査に從事し、一月出稼女工の健康診斷による女工保護施設を實施するやう郡市町村長に通牒を發した、そして十二月、日本赤十字新潟支部は支部の事業として約二万五千の歸還女工の健康診斷をなすことになつた。

この外に群馬縣社會事業協會の女工相談所（前橋市）が開設されることになり、女工保護組合も亦各地に組織された。

第二節　職業婦人に對する施設

本年も亦職業婦人の調査が行はれたが、その主なるものは內務省社會局の「職業婦人に關する調査」と中央職業紹介事務局の「職業婦人調査」とである（第一部勞働者狀態の項參照）。けれども本年度に於けるこの職業婦人に對する施設は、娼妓に關する問題を除いては、中間階級者の場合と同樣に特に擧

ぐべきものは甚だ少ない。即ち次の如きものである。

▲文部省の女教員産前産後に於ける休養實施方通牒――大正十一年九月文部省訓令第十八號（大正十二年度第十二編女子職業問題二四八頁參照）の趣旨により休養督勵　▲大阪市婦人職業紹介所開放（十二月）　▲名古屋市婦人共同宿泊所開放計畫　▲東京府市、横濱市の授産事業奬勵等々、

藝娼妓の待遇改善、特に娼妓のそれは、昨年から各地に問題となり、十二月二十一日婦女賣買禁止に關する國際條約が批准されてからは、更にその聲が高く叫ばれるに至つた、そして本年五月の地方長官會議及警察部長會議に於ける公娼制度の改善に關する意見並にその後提出された意見書により、内務省は公娼制度を存置してその改善をはかる方針の下に審議を進めてゐるが、重要視されてゐる點は、（一）年期の統一（二）外出制限撤廢、（三）年齢引上げ、（四）自由廢業の手續等であつてなほこのほか娼妓賦金の撤廢、府縣娼妓紹介人取締規則の統一改善、檢黴方法の改善等も研究されることになつてゐる。然るに各府縣に於ては警察部長會議以來、公娼制度改善に關する調査研究に力を注ぎ、機會あるごとに貸座敷營業者の取締りを嚴にし、例へば長崎、富山では營業取消、東京、神奈川、宮城、愛知、岡山、廣島、鳥取、島根、愛媛、高知、鹿兒島等の府縣では三日乃至百日間の營業停止處分を行ひ、廢業せしめた娼妓が數十名に及んだ。他方に於ては、樓主側の或者は廢娼若くは待遇改善の聲が高まるや、先祖追善供養等の名の下に自ら娼妓の前借を無條件で取消し廢業せしむる者が現はれた、即ち富山縣では十一人を、宮崎縣では五人を、廣島縣では一人を、三重縣では七人を、大阪市では一人を、長野縣では四人、名古屋市では三人を、京都市では四人を夫々廢業せしめた。斯の如く警察の樓主に對する嚴重なる取締りに、或は所謂奇特なる樓主の出現に刺戟されて、各地の娼妓は夫々樓主に對する待遇改善の要求をなすもの、（職業婦人の爭議の項參照）、或は自由廢業の屆出をなすものが甚だ多くなつた。そこで貸座敷業主はこの警察の取締りに對し、或は自由廢業に對する對策を講ずる爲めに、各府縣で業主大會を開くと共に九月十日東京に於て全國貸座敷業臨時聯合大會が開催された。而してその決議に曰はく

「公娼制度の改善、娼妓の優遇は吾人の立場として双手を擧げて贊成するに吝ならず、然れども公娼制度の存立を認むる限り國家は貸座敷營業並に之が從業員に對して相當の考慮を拂ひ、濫に不當の壓迫を加へてその生活を脅かすべからず。最近發布せられた府縣の改正取締規則を見るに概ね不公平にして統一なく、加ふるに著しく娼妓優遇に偏し、貸座敷をして殆んど營業不可能の狀態に陷れたるもの少からず。吾人は茲に敢て當明なる内務省の反省を促すと同時に、一部の地方官吏をして越權不法の處置なきやう嚴に取締られんことを望む。右決議す。」

又長い間廢娼に努力してゐる廓清會及婦人矯風會は「この

期逸すべからず」として盛んに全國的運動をなしてゐるが、先きの貸座敷業者大會に對抗して十月一日東京に全國廢娼大會を開催して次の決議をなした。

【決議】「公娼制度は人道に悖り正義に反する惡制度にして、風紀及衞生政策上より觀るも時代の進歩に伴はざる不適當なる施設と認む依て速に廢止すべし。」

尙ほ本年娼妓取締規則細則の改正された府縣は秋田、宮城千葉、奈良、島根、香川、愛媛、福岡、大分等の諸縣であり、このうち稼業年限の制限は多くは五ヶ年であり、日出後日沒前はその居住する市町村内であれば任意に外出を許してゐる。

第五章　少年勞働者に對する施設

改正工場法實施　改正工場法ではその適用範圍の擴張されたことは既に述べたところであるが、少年勞働者の就業禁止の範圍も亦、使用者の家族のみを傭使する事業を除き、廣く工場、鑛山、土木、建築、運輸等一切の工場に及ぼし、就業時間の制限、休日、休憩、夜業禁止等の就業制限を受くる保護職工の範圍を女子及十六歳未滿の者（但し三年の猶豫期間を置く）とし、就業時間の短縮及その例外に就ては婦人勞働者の場合と同樣である（婦人勞働者に對する施設の項參照）。

工業勞働者最低年齡法實施　大正十二年三月公布（法律第三四號）された工業勞働者最低年齡法は改正工場法と共に本年七月一日から實施されることとなつた（大正十三年版五〇二頁及本年鑑附錄勞働法規參照）。卽ち十四歳を以て工業勞働者の最低年齡とし、十二歳以上にして尋常小學校を修了した者及現に就業しつゝある十二歳以上の者に付ては例外を認めた。

少年求人求職者取扱並就職後の指導保護要領　內務省及文部省が小學校卒業生の就職に關して昨年七月各地方長官宛ての要綱を通牒したが（大正十五年版三九四頁參照）。本年はその取扱並就職後の指導保護要領を通牒した。次の如くである（二月十五日中央職業紹介事務局長ヨリ地方職業紹介事務局長ヘノ通牒）

一、職業紹介所ニ於テ求人ノ申込ヲ受ケタル場合ハ求人者ニ就キ左ノ事項ヲ調査スルコト、地方職業紹介事務局ニ於テ求人ノ申込ヲ受ケタルトキ亦同シ。イ、事務經營ノ狀態及業務ノ性質。ロ、就業場設備ノ良否。ハ、職業ニ對スル危險ノ有無。ニ、職業ニ對スル將來ノ進路。ホ、勞働條件ノ適否及雇傭條件履行ノ確否。二、地方職業紹介事務局ハ管內各地方ニ於ケル求人又ハ求職者ノ狀況ヲ調査シ之カ需給調節ニ努ムルコト。三、求人者ニシテ職業ノ性質上特ニ少年ノ心身ニ危險ヲ及ホシ又ハ其ノ虞アルモノ又ハ勞働條件カ少年ニ對シテ荷重ナリト認メラルルモノ

ニ對シテ紹介セサルコト。四、雇傭主ニ對シテハ就職少年ノ爲左ノ事項ヲ爲ス樣勸奬スルコト。イ、特ニ職業的指導ヲ與フルノ道ヲ開クコト。ロ、相當ナル福利施設ヲ設クルコト。ハ、可成修學又ハ補習教育ヲ受ケシムルノ便宜ヲ與フルコト。五、就職後轉職セムトスルトキハ少年ノ父兄又ハ保護者ヲシテ可成職業紹介所又ハ少年職業指導ニ關スル委員ノ設置アルトキハ之ニ相談セシムルコト。六、職業紹介所ハ紹介後必要ト認ムル期間中隨時就職少年ニツキ左ノ調査ヲ行フコト。イ、現在ニ於ケル業務ノ適否。ロ、雇傭條件履行ノ狀況。ハ、就職後業務練達ノ程度。ニ、就職後精神上及身體ニ及ホセル影響。ホ、職業ニ對スル感想。ヘ、其ノ他必要ト認ムル事項。七、職業紹介所ハ紹介就職セシメタル少年ニ對シテハ就職後ノ心得フヘキ事項ヲ印刷シテ配布スル等指導ニ努ムルコト。八、第一項及第六項ノ調査ニシテ直接調査困難ナルトキハ最寄ノ職業紹介所又ハ所轄地方職業紹介事務局ニ之ヲ依囑スルコト。九、少年職業選擇指導ノ爲特ニ委員ノ設置アルトキハ該委員ニ對シテモ就職後ノ指導及保護ニ當ラシムルコト。一〇、少年職業紹介ニ際シテハ豫メ職業ニ對スル概念ヲ與フル爲工場見學若ハ豫備知識ヲ與フル爲ノ短期講習會ヲ開催スル等適當ナル方法ヲ講ズルコト。一一、其他少年就職後ノ指導並保護ニ關シテ必要ト認メラルル施設ヲ講スルコト。一二、第六項ノ調査ヲ行ヒタルトキハ其ノ都度地方職業紹介事務局ニ報告スルコト、地方職業紹介事務局ハ中央職業紹介事務局ニ之ヲ報告スルコト

而して各府縣ではこの通牒に基き夫々協議會を開催して努力した結果、本年三月小學校卒業兒童の職業指導紹介は次表の如くであつて、就職者の業態別百分比は見習工三九%、小店員二六%、給仕一六%、事務員六%、其他一三%である。

紹介所數	聯絡小學校數	卒業兒童	職業ニ從事希望者數	求職者數	就職者數	卒業兒童ト就職希望者割合	就職率
一〇九	一、九三五	三四、八〇一	四九、七二一	一六、四〇七	六、三〇一	一四・四%	三八%

尙ほ文部省は少年職業指導施設に關する調査を開始し、內務省は地方職業紹介委員會に對し「少年職業紹介に關し一層その實績を擧ぐるに最も適切有効なる施設に關する意見」を諮問してゐる。

この他に、東京市は「商工講座」(五月から十二月迄)、名古屋商業會議所では「工業徒弟勞力檢定」を開始した。

第六章　海外移民に對する施設

一九二四年七月一日米國に於て新移民法が實施せられて以來、カナダ、濠洲、中米等擧つて米國の例に倣らひ太平洋の彼岸には有色移民殊に黃色移民排斥の氣勢が澎湃として起り爲めに日本の移民はその捌け口を全く塞がれ、我國の人口問題及食糧問題解決の前途に一大暗影を投じ、幣原外相をして第五十一議會に於て「欲せざる國へは移民を送らず」と聲明せしむるに至つたが、かくの如きは何等策といふことを得ないので、外務省では右の如き事態に適應する移民政策の研究に

着手し、先づ南米に企業移民の試作を行ひ、次いで南洋に之を試みたが大正十五年に至りその結果頗る良好にして、移民數も激增するに至つたので、從來試案たるにすぎなかつた我國移民政策の根本方針を確定するに至つた、その方針は大略次の如くである。

一、企業移民の奬勵
二、同化主義に據ること
三、移民費用の節約

次に本年中に於て政府のなした施設及計畫の主なるもの次の如くである。

▲企業實行費二万圓――從來の移民調査費六万圓中より二万圓を企業實行費として支出し、ボルネオの一地點を租借して椰子の試作をなす。
▲國立移民宿泊所設立の計畫――神戸。
▲ブラジル移民救濟　八十五万圓支出――旱天收穫半減救濟
▲產業組合法改正の計畫（移住組合追加規定計畫）

尙右の他、本年中に於て創立又は計畫せられた府縣の海外協會は次の如くである。

靜岡縣海外協會、島根縣海外協會、岐阜縣移民協會、宮城海外協會

第七章　移入民に對する施設

我國における移入民はその殆んど總てが朝鮮人であるから從つて移入民に對する施設も亦對移入鮮人施設である。日鮮融和問題については早くから有識者間に喧傳せられてはゐるが、未だ人種的偏見と言語の不通等によつて融和ができず、殊に勞働階級の間にあつては相反目して時には流血の慘を見る事さえあり、他方に於ては在內地鮮人の生活難、住宅難あり又教育程度頗る低き狀態にある。かゝる狀態にあつて對鮮人施設の主なるものは融和施設、救濟施設、教化施設である。今大正十五年中の施設の主なるものを見れば次の如くである

▲日鮮融和慈無量講――靜岡――一月▲日鮮愛保會和歌山本部發會――一月▲苅田町鮮人夜學會――福岡。▲大日本佛教信順會鮮人無料宿泊所救護所計畫――三月　▲土岐可兒兩郡一心會發會――岐阜――三月。▲神奈川縣內鮮協會設立――四月。▲下關保鮮會營業部新設（失業鮮人をして行商せしむ）――五月。▲松本在住鮮人共濟會――長野――八月。▲內鮮協和會鮮人住宅竣成――大阪――八月。▲西九條內鮮融和會創立――大阪――八月。▲山口縣社會事業協會の下關隣保館及鮮人職業紹介所の計畫――八月。▲岡崎鮮人相助會無料宿泊所落成――十月。▲相愛會大阪本部鮮人無料宿泊所及貸家新築落成大阪猪飼野――十一月。▲國營鮮人職業紹介所（釜山）の計畫。

第三篇　勞働者運動對策

第一章　工・鑛・交通業勞働運動對策

第一節　勞働爭議對策

勞働爭議調停法

大正十四年一月十五日發表せられた勞働爭議調停法社會局原案をば、行政調査會及閣議の審議に移して修正し漸く成案を得たる憲政會内閣は、之を大正十五年二月九日第五十一議會衆議院に上程した。同法は勞働者階級の反對にも拘らず、遂に三月二十二日憲本新三派の贊成を以て森田委員長報告通り衆議院にて可決、更に二十五日貴族院を通過し、(社會局原案の全文、政府案抄錄及法律は昨年度年鑑に既に掲載されたから、參照せられたい。)次いで四月八日法律第五十七條として公布せられ、治安警察法十七條三十條廢止實施勅令と共に六月二十四日同法施行令(勅令百九十六號)及勅令百九十七號公布、七月一日より實施せられた。(同施行令は附錄「勞働法規」中に收錄)施行令の要綱は次の如くである。

一、調停法第一條にいふ行政官廳とは一般勞働にありては地方長官たること、

一、海員勞働にありては遞信省、遞信局長たること。

一、勞働爭議が二府縣以上にわたる場合の行政官廳はその發生地の行政官廳たること。

一、調停委員會を開催せんとするときは行政官廳は當事者雙方に通知すると同時に一般に公表すること。

一、調停委員會の調停手續結了したる時は直に一般に公表すること。

一、調停委員會および調停法中に規定する當事者またはその代表者その他利害關係人、參考人などに對する旅費、日當、止宿料などの規定は小作調停法に準ずること。

尙調停法第一條第五號で勅令に委任したる「公衆ノ日常生活ニ直接關係スル事業」いはゆる公共事業の範圍は差當りこれを廣める必要にせまられてゐないに加へ議會での希望もあつたにかんがみ、この勅令には全然指定せられなかつた。

次に調停法第一條第六號に於て決定を勅令に委任せられた軍事工業は大正十五年七月九日單行勅令(勅令第二百五十三號)を以て次の如く決定せられた。

▲陸軍航空本部▲陸軍技術本部▲陸軍兵器廠(東京、大阪、名古屋、小倉等)▲陸軍造兵廠(東京、名古屋、大阪、王子、小倉、平壤▲海軍工廠(横須賀、吳、佐世保、廣)▲要港部工作部(舞鶴、馬港、大湊、鎭海)▲海軍火藥廠▲海軍技術研究所▲海軍艦政本部製圖工場。

勞働爭議調停法施行につき同事務處理のため增員するの必

要を生じたので、政府は社會局官制、警視廳官制、北海道廳官制、地方官々制を改正し、五月六日之を公布した。右增員の內容は、

▲社會局――事務官二名、屬四名▲府縣及北海道――調停官（地方事務官）五名、調停官補（屬）三十四名。

右調停官吏の配當は次の如くである。

廳府縣專任調停官吏配置表

	調停官	調停官補		調停官	調停官補
北海道	一	一	千葉	一	一
東京	一	四	廣島	一	一
京都	一	二	栃木	一	一
大阪	一	五	和歌山	一	一
愛知	一	二	三重	一	一
福岡	一	一	愛媛	一	一
神奈川	一	二	靜岡	一	一
兵庫	一	四	岐阜	一	一
長崎	一	一	長野	一	一
埼玉	一	一	岡山	一	一
			計		五

尙、社會局勞働課は事務過重につき、右官制改正と同時に分科規定をも改正し勞政課、勞務課の二課に分つた。

最後に調停法實施後大正十五年中に於けるその成績を見るに、本法による調停委員會の開設せられたものは全くなかつたが、一般に調停の入つた爭議は增加の傾向がいちじるしいのを見る。（社會局調査）

	爭議數	調停	爭議に對する百分比
大正十五年七月―十二月	七三	一七	二三・七%
大正十四年七月―十二月	四三	五	一三・三%

第二節　勞働運動對策

1　暴力行爲等處罰に關する法律

益々白熱化する勞働運動に對する政府の態度も亦必然に益々强硬となつてくる。五十議會では治安維持法が制定せられたが、政府當局は更に又第五十一議會に暴力行爲等處罰に關する法律を提出これを制定した。政府當局は所謂暴力團を取締る必要上と稱しては居る。卽ち同法は大正十四年十二月「暴威取締法案」と稱して發表せられたが、翌十五年二月ド旬內務司法の諒解を得て法制局修正を加へ、これを三月十八日先づ第五十一議會衆議院に提出、兩院に可決せられて、四月九日法律第六十號として公布、二十日後より實施せられた。

然し同法制定の目的は暴力團拔扈を口實とするに拘らず寧ろ、一方爭議調停法實施と同時に治警十七條は廢止さゝる運命にあつたとともに、他方勞働運動農民運動水平運動の益々盛になるを見たる政府當局がこれ等の運動を取締る必要上制定したるものの如く、一部からは解されてゐる。さうして、同法案の衆議院に上提されたるとき議員山口政治氏の質問に對し「勞働運動その他山口君の述べられた運動（小作運動水平運動を指す）はこれによつて取締らうとは毛頭考へてゐな

い）と答へたるに拘らず、同法實施後この種の運動に適用さるゝことと頗る多いのは上記の見解を裏書するもののやうに思はれる。（同法最初の草案及法律文は昨年度年鑑に掲載されてゐる）

2　警察諸會議

今次、政府當局の勞働者の運動に對する對策、取締方針を知らんがために、大正十五年五月一日警察部長會議及九月における全國高等警察事務打合せの概要を見ることとする。

警察部長會議（五月一日　秘密會議）

【議題】一、社會主義運動の取締に關する件。一、無產政黨に關する件。一、鮮人保護に關する件。

次に同會議第四日目（五月五日）における江木法相及小山檢事總長の訓示を見るに政府當局の方針が那邊に存するかを知ることが出來る。

【江木法相訓示要旨】（上略）我國に於ける共產主義無政府主義等過激なる思想に基く社會運動は漸次深刻の度を加へ社會諸方面にその威力を逞うせんとする實情にあり、この禍害實に恐るべきものあり、之を以て各位は須くその本源を洞察し、若し事犯を見るに至らば機宜を失せず適當の措置を執り些の遺漏なきを期せらるべく。（中略）……

【小山檢事總長訓示】（上略）現今學生にして共產主義を信奉し名を科學にかり尙團體を組織し學外の主義者と相會し所謂敎化運動に從事するものあり甚しきは自ら子弟を敎育すべき敎職を奉ずるものにして奇矯の說を唱導するものなきに非ず、其弊害の及ぶ所測り知るべからざるものあり。學術研究の範圍を超越し苟も國體を變革し又は社會組織の根底を破壞せんとする言論をなし、若くはその實行に關する協議をなすに至りては毫も假藉する所なく之を糺彈せざるべからず。暴力團なるものの跋扈するに至りたるは諸多の原因あるべしと雖も從來法の規定不備にして嚴重なる警戒を加へ彼等を膺懲する事能はざりしこと其一因なりと爲さざるを得ず。今や暴力行爲等處罰に關する法律新に施行せられたるを以て各位は法の制定の趣旨を體し苟も法にふるるものあらば直に犯人を檢擧し以て新法の威力により速に事弊を匡救せられんことを望む（下略）

全國高等警察事務打合せ會

【九月十四日（第一日）】先づ松村警保局長より、一、大衆運動二、社會主義運動、三、小作爭議、四、水平運動、五、外國人の取締に關して「十分注意」「の取締を嚴にする」樣訓旨ありて次の三事項を審議。一、特別警察事務報告の簡略　二、高等警察上の名簿整理　三、地方新聞紙中の無屆新聞取締り

【九月十五日（第二日）】一、勞働農民黨に關する各報告　二、青年同盟に關する報告　三、學生運動に對する學校側と警察との取締聯絡の統一　四、情報通報の省略統一　五、勞働爭議に關し、六、小作爭議に伴ふ犯罪事件の審理敏速、七、支那人勞働者許可法改正の件

【九月十六、十七日】社會局所管事務、諮問及協議事項　一、最近における勞働爭議實狀報告、二、勞働運動調査資料に關する件

三、勞働者調査事務と爭議調停事務との連絡に關する件、四、融和問題に關する件

【九月十七日午後】　社會局と特高課長との秘密會議

第三節　勞働組合對策

大正九年來、歷代內閣の懸案となつてゐた勞働組合法は大正十四年八月に至り漸く社會局案なるものが公表されるに至つたが、同案は、行政調査會の審議にうつされ、資本家及同團體の猛烈なる原案反對運動に動されて幾多の重要條項に改正を加へて、大正十五年二月四日內閣に廻付され六日閣議を經て政府案をつくり上げ、これを二月十六日、第五十一議會衆議院に上提せられたが同法は尙資本家團體の要求を充す能はず、且一方勞働團體の反對運動をまきおこし、終ににぎりつぶしのまゝ第五十一議會は閉會された。

同法の社會局原案及政府案は之を大正十五年度年鑑に揭載したから本年鑑にはこれを再錄しない。大正十五年度年鑑を參照せられることを望む。社會局原案に對する各方面の態度については產業勞働調査所發行產業勞働時報第一卷第四號を參照せられたい。(尙五十二議會に提出された經過については次年度年鑑に讓る)

第二章　農業勞働者運動對策

（小策爭議對策）

第一　政府

政府の小作爭議對策として見らるべきものは、直接的には小作爭議調停法であり、間接的には農村振興策と自稱する處の自作農維持創定以下の諸施設以外にはない。本年に至つて小作法は彼岸より此岸の問題として取扱はれはしたが遂に成立するに至らなかつた。

本年度に於ける小作爭議調停法の成績に就ては既述（小作爭議の項參照）の如くであるが、更に七月廿六—廿八日農林省主催東京中央會議所に於て全國小作官會議が開かれ、その協議題は次の如くである。

一、小作調停委員の專任活動に關する件　一、小作調停法の方針に關する件　一、小作調停成立後調停條項不履行の場合の措置

一、小作調停法に關し今後改善を要すべき事項　一、小作法に關する件　一、小作組合法に關する件　一、小作爭議の範圍及統計に關する件　一、土地賃貸價格調査實施に當り注意すべき事項

一、小作官執務上に關する件

第二　農會

本年度に於て上級乃至下級農會を通じ特に小作爭議調停の機關を設置して調停方面に活動せられし資料を有さないが、

徳島縣下に僅かに之を有したのみで他は機關はあるも殆ど活動は休止してゐる狀態である。茲には只香川縣農會が小作爭議對策大綱として同縣下に發表されしものを擧げて置く。

（甲）爭議豫防策　一、思想の善導（建國の精神及社會協調に關する講演等）二、農業愛護精神の鼓吹（講演、懇談等）三、農業經濟の振興（經營方法改善、經濟的增產、副業、共同事業互助救濟等）四、自作農奬勵（低資、產業組合餘裕金融通）五、補習教育の徹底（自治、農業に關する專門家を時々派遣）六、移民奬勵（團體移民、奬勵の徹底的施設）

（乙）爭議解決策　一、地方的審議機關を設けしめ裁判所と聯絡をとり調停の圓滑促進を期すること　二、地方的審議機關として相當小作料を定めしむること、これに對し縣は指導を爲すこと

第三章　國際勞働協會

大正十四年三月二十二日社會經濟方面の學者、思想家、貴衆兩院議員、有力なる雇傭主團體所屬員、主要勞働團體の首腦者等を以て、「ヴェルサイユ平和條約勞働篇の前文に明示せられたる理想に贊同し、社會的正義の實現に協力するを以て目的」として、創立せられた國際勞働協會の大正十五年の活動の大要は次の如くである。

諸委員會の活動、變遷。大正十五年中における各種委員會の活動新設、合併等の概要は次の如くである。

（一）勞働條約委員會、大阪に於て第五回會合より第十回會合に至る前後六回會合。

（二）一般委員會。大正十四年十一月八日の第二回常務委員會の決定に基き、團結權委員會と國際聯絡委員會の二者等を併合新設せられ、大正十五年に入り東京に會合を開くこと七回。（第二回—第八回）

第二回會合にて決定せられた調査項目は次の如くである。

一、勞働者の結社團結權に關する事項　二、海外に於ける國際的諸協會との聯絡に關する事項　三、勞働狀態の國際的比較に關する事項　四、勞働者教育に關する事項　五、婦人勞働に關する事項、六、少年勞働及び徒弟に關する事項　七、傷病者保護に關する事項　八、勞働時間に關する事項　九、賃金に關する事項

右の內四及五については調査協議の便宜上夫々臨時委員を委囑することに可決。

尙又第七回會合にて決定された協議立案事項は次の如くである

一、婦人の勞働狀態改善二、勞働保護法制の適用範圍擴張三、勞働條件及勞働法制の國際的比較

（三）婦人勞働委員會　大正十五年一月二十日一般委員會の決定に基き、婦人勞働問題に關する事項の調査立案を目的として一時的に設けられ、三月一日以降十月八日迄に九回會合を東京に開いたが、後十月十六日の一般委員會の決定に基き一般委員會に附屬する常設委員會として存置し、婦人及少年勞働問題の調査立案を擔當することとなつた。委員長加藤高子、

幹事市川房枝　他委員二十九名。

右婦人勞働委員會はその第一回會合の決定に從つて數回に亘り下記地方に實地視察を行ふた。第一回　常磐地方炭山及日立銅山視察　第二回　東京地方六紡績工場視察　第三回　關西地方紡績工場其他視察　第四回　第二回視察の續き、

(四)勞働者教育小委員會　大正十五年一月二十日一般委員會の決定に基き、勞働者教育に關する諸事項の調査立案を目的として一時的に設けられ、二月十日より七月十日までに前後六回の會合を東京に開き、七月十日一般委員會第七回會合の決定に基て解散。

(五)失業委員會　創立當初設置せられたが大正十五年第三回常務委員會の決定に基き一般委員會へ合併された。大正十五年に於ては第七、八、九の三回會合協議した。

次に本年度に於て協會の委員會に於て採決せられたる決議は次の如くである。

第三常務委員會のみに附議決定したるもの。

一、海上勞働問題に關する決議

二、勞働組合法要綱に關する決議（行政調査會要綱反對）

第二回總會に附議決定したるもの。國際勞働協會の大正十五年度年次總會（第二回通常總會）は十一月六日東京市協調會館にて開かれた。出席會員六十五名。規約一部改正したる外、當日可決された決議は次の如くである。

一、工業における勞働時間制限に關する決議　二、國際勞働會議への勞働代表選定につき農民組合の參加を容認することに關する決議　三、婦人の坑内勞働禁止に關する決議　四、紡績業に於ける徹夜作業禁止に關する決議。

尙本總會に於て議決せられた四つの決議の實行に就ては、差當り協會は次の如き措置をとつた。一、政府への建議　二、各政黨政務調査機關への進言　三、雇傭主諸團體への進言。

大正十五年度年次總會（第二回總會）

國際勞働協會の大正十五年度年次總會第二回通常總會は十一月六日午後三時半より東京市協調會館内に於て開かれた。常務委員長代理堀江歸一氏より開會の挨拶ありたる後、議長副議長の選擧に入り、當日開會の常務委員會推薦の通り議長に下村宏氏副議長に那須皓氏、何れも全會一致を以て選擧せられた。議案の討議に入り、先づ議長は、失業防止並に失業保險に關する二案は、當日の常務委員會に於て總會への附議を保留することに決定したる旨を述べ、プログラムの順序に從ひ、先づ西尾末廣氏登壇し、「工業に於ける勞働時間制限に關する決議案」に就て說明した。この議案は全會一致を以て原案通り可決せられた。次に杉山元治郎氏登壇し、「國際勞働會議への勞働代表選定に就き農民組合の參加を容認すべきことに關する決議案に就て說明した。那須、添田、杉山、西尾の諸氏並に淺利主事の間に質疑應答、討論等あり、結局那須氏の修正の意見を容るることゝなり、第三第四議案の討議を終りたる後那須氏の發案通り、原案の字句を修正して全會一

致之を可決した。次で議案第三「婦人の坑內勞働禁止に關する決議案」に就て市川房枝氏之を說明し、川崎、市川氏間に質問應答ありたる後、石原修氏は社會醫學上の見地より原案に關する說明を補ひ、米窪氏は原案第一項の字句修正、第二項及第三項の削除を主張し、又川崎氏より附帶決議削除の說出で結局、米窪、川崎兩氏の修正意見通り、原案を修正したる上大多數を以て之を可決した。次に議案第四、「紡織業に於ける徹夜作業禁止に關する決議案」に就き金子芳氏之を說明し、森、金子、村上の諸氏間に質疑應答ありたる後、石原氏より附帶決議削除の說出で、結局、決議主文のみを大多數を以て可決した。かくて議案全部を議了した。當日可決せられた議案は次の通りである。

▲工業に於ける勞働時間制限に關する決議

▲國際勞働會議への勞働代表選定につき農民組合の參加を容認することに關する決議

第三回國際勞働會議の採擇したる農業勞働者の團結權に關する條約案は日本の小作人をも農業勞働者と同視するの趣旨なる事、並に農業勞働によりて生活する力作人の利益は當然國際勞働會議に於て代表せらるべきものなることに鑑み、本協會は、政府が國際勞働會議への勞働代表選出につき小作人を含む農業勞働者の組合にも選出權を容認すべきことを要求す。

▲婦人の坑內勞働禁止に關する決議

本協會は風教上の要求と保健衞生並に母性保護の必要に鑑み且又諸外國に於ける一般的趨向に鑑み、產業上相當の犧牲を拂ふと雖も、可及的速かに婦人の坑內勞働を禁止することを必要と認む

▲紡績業に於ける徹夜業禁止に關する決議

國際勞働協會は紡績工場に於ける婦人の勞働狀態につき調査したる本協會婦人勞働委員會の報告に基き此等工場に於て約二十二萬の婦人勞働者が現に從事しつゝある徹夜作業につき左の如く決議する。

徹夜の勞働が、大多數未だ成熟せざる婦人勞働者の健康に著しき惡影響を及ぼし延いてはその母性を通じて將來の國民の健康にも甚だしき害惡を蒙らしめつゝある事實を認め、徹夜作業に基く變則なる生活方式は婦人勞働者より尋常なる人間生活の幸福とその教養娛樂の機會とを奪ひつゝあるの事實を認め、婦人勞働者の徹夜作業の禁止は、曩に一九〇六年のベルン條約として締結せられ、更に又一九一九年のワシントン第一回國際勞働會議に於て條約案として採擇せられ、既に文明諸國の一般的に實行せる所たるのみならず、ワシントン條約の採擇に方りては、我國の政府並びに雇傭主代表が何れも贊成の意を表して其實行を約諾せるの事實に鑑み、我國が夜業禁止條約案の批准實施を徒らに延引し、今日にいたつても尙徹夜作業を實行しつゝあるの事實は、人類文明の進歩を阻害しつゝあるのみならず、先に忠實にこの條約案を批准實施したる印度其他の國に於ける紡績業も國際經濟上不利なる地位に陷れつゝありとの理由に基き、近年屢々國際勞働會議に於て論難攻擊の的となれるの事實に鑑み、多數の纖弱なる婦人勞働者と、此等婦人を母として產まるゝ未來の國民との福祉のため並びに國

際的協力による人類文明促進の爲めに、政府が速かにかの午後十時より午前五時にいたる時間を含む繼續十一時間に亘る夜業の禁止も規定したるワシントン夜業禁止條約案を批准實施するがため、必要なる措置をとるべきことを要求し、且つこの繼續十一時間の夜業禁止に到達する過渡的方法として少くとも現行工場法中の附則第三項「午後十時より午前五時迄の徹夜作業の禁止を大正十八年六月三十日迄猶豫する規定」を削除し深夜七時間の作業禁止を即時に實施するがため必要なる措置をとるべきことを要求する。

第四篇　勞働問題並に社會事業關係調査

勞働問題が我國に於ても益々重要なる位置を占めつゝあり從つて之が對策の基礎となるべき調査も亦重大視されつゝある。從來の區々獨立的になされたこの方面の調査が全國的のものに就ては統計局に於て總括し、夫々の調査目的によつてそれに相應する機關によつて爲され、その結果も之を一般民間にも利用せしめ得る樣になつた事は統計調査上の一進歩である。

勞働問題及び社會事業に關する各方面の諸調査中本年中になされたもの及び前年の調査の發表せられたる結果の主要なるものに就て目次的に列擧する事とする。尚卷尾の附錄に收錄してある調査及統計表目次を參考せられたい。

第一章　勞働者一般に關する調査

勞働問題關係の統計として內閣統計局より「勞働統計要覽」及び「賃銀物價統計月報」商工省より「賃銀統計月報」が定期的に刊行されつゝある。

第一　第二回國勢調査

大正十四年十月一日の第二回國勢調査の結果中第四卷府縣編が分冊として發表刊行された。

第二　失業調査の結果

前記調査と同時になされた本調査の結果表が發表刊行された。概略は第一部失業狀態の項中に記述してある。

第三　勞働移動調査

名古屋地方職業紹介事務局が「勞働移動」に就き內外の文獻及事實に就き研究せるものを發表した。その他は

『季節的出稼調査概要』—石川縣珠洲郡調査大正十四年の事實に就き調査、珠洲德報第五卷第三號にて發表

第四　家計調査

家計調査は今日まで各方面で數多くなされたが、全國的のものとしては協調會のものがあつたのみであるが、內閣統計局によつて、本年九月より翌年八月まで一ケ年間一道三府十

五縣に亙つて給料生活者、勞働者及農家の生計調査を行ふことゝなつた。九月に於ける記入者數は實に七千八百五十六世帶の多數に上つてゐる。この結果の發表せられたる時に於て初めて我國に於ける生活指數といふものが確立せられるであらう。本年發表せられたるものに

▲『炭坑鑛夫家計調査』――社會局及鑛業勞働事情調査會共同調査大正十四年四月より同六月まで、四百三十世帶に就き調査發表。▲『滿鐵中國人生計費調査』――滿鐵調査課、大正十四年七月より同九月に亘り滿鐵の鐵道、工場、炭鑛に從事する中國人に就き調査發表▲『地代、空家に關する調査』――東京府社會課調査、大正十年より同十四年間に於ける住宅組合員の借地契約による調査發表

第五　産業組合調査

▲『市街地購買組合調査』――産業組合中央會調査、大正十四年度事實成績に就き調査發表、『全國信用組合調査』――農林省調査▲『農村市街地信用組合金融事情調査』――産業組合中央金庫調査、第一回は大正十四年二月、第二回は大正十五年一月現在にて調査發表▲『利用組合に關する調査』――産業組合中央會調査、土地及家事經濟利用に就き調査發表

右の外産業組合中央會は組合法施行五十年記念に際して「産業組合文獻目錄」を刊行した。

第六　庶民金融機關調査

政府は四月金融制度調査準備委員會を設け金融制度全班の改善につき調査をなしたが、その中に於て庶民金融機關に就ても調査するところがあつた。

▲『公設質舗』――東京市政調査會調査、都市庶民金融に關する調査第四册として發表、▲『質屋業の統計調査』――東京市統計課調査、東京都市計畫區域内の大正十四年度の事業と就き調査發表、

第二章　工・鑛・交通業勞働に關する調査

第一　勞働狀態調査

第一回勞働統計實地調査は未發表であるが、勞働狀態に關する定期的調査刊行に前記した以外に、社會局の「勞働時報」「工場監督年報」、産業福利協會の「産業福利」及び商工省の「工場統計表」がある。本年中の調査及發表されたるものは

▲『大阪市勞働年報』―大阪市社會部調査課調査、職工百人以上使用工場大正十三年度末現在調査發表。▲『工場勞働者採用條件及募集方法』――大阪市社會部調査課調査、大正十五年四月職工百人以上工場に就き調査發表、▲『本邦造船勞働事情』――吉田章氏報告、社會政策時報第七五號所載。▲『本邦製鐵業勞働事情概況』――橋本能保利氏報告、社會政策時報第六四、六五、六六、六九、七〇、七一號所載。▲『就業案内より見たる織物業勞働事情』――桂皋氏報告社會政策時報第七三、七四號所載。▲『綿絲紡績工場に於ける職工共濟組合』――片山早苗氏報告、社會政策時報第六七、六八、六九七〇號所載。▲『勞働統計』――横須賀海軍工廠、大正十三年

一月に於ける職工狀態、住宅及び家族狀態に就き調査し第一卷として發表。『鐵道從業員勞働調査』――鐵道省現業員調査課大正十五年十月十日調査。▲『筑豐炭坑勞働事情』――大阪地方職業紹介事務局調査發表、▲『陶磁器製造從業員の生活狀態調査』――愛知縣社會課大正十五年十一月現在。▲『タクシー經營と其の雇傭狀態』――大阪市社會部調査課調査發表、▲『船員身元調査』――日本船主協會調査日本海事懇談會所屬二百隻の乘組員に就き昭和元年末調査、▲『工場能率調査』――大阪府立產業能率研究所、大正十五年七月調査。

第二　工場衞生調査

▲『工場保健調査』――福井縣工場課調査、大正十五年十月、職工百人以上使用工場三十八、六千七百人に就て調査。▲『疾病負傷統計上より見たる紡績工場』――社會局監督課、勞働保護資料第一輯として發表、▲『工場鑛山に於ける業務上の不具廢疾者の現狀に關する調査』――社會局監督課、大正十三年末現在にて調査發表。▲『鑛山衞生』――南俊治氏、横牛社會衞生叢書第十二册として發表。▲『工場の換氣に關する研究』――大西清治氏勞働科學研究第三卷第一號所載。▲『工場作業場內空氣の理化學的性質に關する調査』――社會局勞働部調査勞働保護資料第二十輯として發表。▲『溫度及濕度の身體的及精神的機能に及ぼす影響』――勞働科學研究第三卷第二、三號所載。▲『晝夜轉倒作業の生理學的考察』――石川知福氏、勞働科學研究第三卷第一號所載。▲『鐵道省筋肉勞働者の疲勞調査』――鐵道省保健課調査、▲『釀造業に於ける重大傷害統計』――社會局監督課大正九年より同十三年迄の統計に就て發表。▲『共濟社員殊に鐵道從業員の肺結核統計的觀察』――滿鐵地方部衞生課調査、大正十二、三年度に就き調査發表。

第三　その他

▲『我國に於ける勞働委員會制度』――協調會調査發表。▲『工場鑛山に於ける圖書閲覽施設』――協調會教務課調査發表。▲『工場地主の福利事業調査』――愛知縣社會課大正十五年六月調査。

第三章　農業勞働に關する調査

農業問題の深化せる爲政府當局は本年五月小作調査會を設けて小作法案を審議せしめた。亦從來の農業經營調査、米生產費調査以外に特殊作物の調査に關しても之を奬勵するところがあつた。

第一　農業經營調査

農家經濟調査及農業經營調査は前年末引き續きなされてゐるが全國的には未發表である。

▲『農家經濟調査』――九州帝國大學農學部附屬農場に於て大正十四年來調査す。▲『米生產費調査資料』――帝國農會調査部調査、大正十一年より同十三年度迄の調査に就き總括發表、▲『麥類生產費調査』――帝國農會調査部調査、大正十一年より同十三年度迄の調査に就き、會報第十六卷第十四號に發表。▲『生糸生產費に關する研究』――蠶糸業同業組合中央會が大正十二度に就き調査發表▲『蠶業勞働移動調査』――中央職業紹介事務局調査、▲『農家

の家計』―井出皓氏、統計集誌第五四二、五四三、五四四、五四五號所載▲『農業センサスの提案並に其範圍方法と我國の準備』―長譯柳作氏、統計集誌第五四三、五四四號所載。

第二　小作運動調査

▲『小作爭議地及其隣接地に於ける小作料並土地賣買價格の變動に關する調査』――帝國農會調査部調査、大正十五年四月。▲『小作料減免に關する慣行調査』――帝國農會調査、會報第十六卷第十四號所載。

第三　漁業に關する調査

▲『鰊漁業勞働の季節的移動』――遊佐敏彥氏調査、社會政策時報第六五、六七所載。▲『漁村部落の金融狀態調査』――廣島縣社會課大正十五年六月調査。▲『漁民の生活狀態調査』――岡山縣社會課調査。▲『富山縣下新川郡出漁團』――名古屋地方職業紹介事務局が大正十三年迄の事實に就き調査發表、

第四章　其他の勞働者に關する調査

▲『日稼勞働者の失業事情』――神戸市立中央職業紹介所大正十五年八月調査發表、▲『失業救濟事業從事勞働者調査』――社會局が大正十四年度失業救濟事業從事勞働者に就き調査發表、▲『家內勞働事情』――社會局が國際勞働會議に對する資料として二府十一縣に對し委囑調査す。▲『名古屋市內自由勞働者調査』――名古屋市社會課調査發表。

第五章　中間階級者に關する調査

近年中間階級特に官公吏及び教員の待遇改善の問題が喧しくなつて、本年に於ては行政調査會に於て恩給法、雇員扶助及び下給者優遇等の問題に就き對策が講究された。又中間階級者の失業救濟に就ても職業紹介委員會の諮問事項たりし事は前年述べたところであつたが、從つて本年はこれ等に關する調査が各方面でなされた。

『各府縣立中等學校教員俸給調』――文部省普通學務局調査。▲『小學校教員生活調査』――東京市社會局教育課調査。▲『主要府縣甲種實業學校卒業生就職狀況調』――中央職業紹介事務局調査發表。▲『會社銀行に於ける學校卒業生採用狀況調』――中央職業紹介事務局が資本金壹千萬圓以上の會社銀行につき調査。▲『學校卒業者就職狀況調査』――東京市社會局が前年に引き續き第二回の調査をなす。▲大阪市に於ける給料生活者需給の狀況』――大阪市社會部調査課が大正十二年より同十四年にわたる事情につき調査發表。▲『智識階級者雇傭狀況並卒業生就職狀況調査』――兵庫縣社會課が四百六の會社工場等に就き調査。▲『學校卒業生就職狀況調査』――神戸市社會課が大正十三年及同十四年の事情に就き調査發表。▲『中等學校卒業生の狀況』――山形縣統計課が大正十一より同十五年の事情に就き調査發表。▲『給料生活者生活狀態』――廣島市社會課が大正十四年八月の調査結果發表。▲『警視廳巡査

採用に關する調査』――中央職業紹介事務局調査。▲『警官生活狀態調査』――本年八月各縣に於て警部補以下の警官に就て調査を行つた。

第六章　婦人職業に關する調査

▲『宮崎縣下に於ける製絲職工に關する調査』――大正十五年十一月、三十八工場男女五千六百五十人に就き調査、▲『工場に於ける寄宿舍の現況に關する調査』――社會局勞働調査、勞働保護資料第廿一輯とし發表。▲『山口縣に於ける製糸、織物工場寄宿舍女工に關する調査』――山口縣工場課調査▲『富山縣下新川郡女工保護組合調査』――名古屋地方職業紹介事務局が調査資料第七として發表。『▲歸鄕女工健康調査』――社會局調査。▲『女工健康調査』――長野縣工場課大正十五年七月代表工場十工場に就き調査。▲『生産曲線に關する研究』――八木高次氏勞働科學研究第三卷第三號所載。▲『婦人に於ける生理的週期と作業能』――桐原葆見氏、勞働科學研究第三卷第一、二號所載。▲『女工の感冒及胃腸病に關する考察』――古瀨安俊氏勞働保護資料第二輯として發表。▲『女給生活調査』――大阪府保安課調査。▲『職業婦人生活狀態』――廣島市社會課大正十五年四月八百名に就き調査。▲『職業婦人調査』――京都市社會課大正十五年六月調査。▲『女中の調査』――東京市社會局大正十五年四月調査。▲『藝娼妓酌婦紹介事業に關する調査』――中央職業紹介事務局調査發表。▲『警視廳管内娼妓調査』――警視廳調査發表。

第七章　少年勞働に關する調査

▲『小中學卒業生の就業狀況』――文部省普通學務局大正十五年九月就業狀況及施設に就き調査。▲『夜間通學青少年勞務者生活狀態調査』――廣島市社會課大正十五年二月在廣島七校生徒に就き調査發表。▲『商工徒弟調査』――京都市社會課大正十五年六月調査。

第八章　海外移民に關する調査

▲『在伯本邦移殖民に關する視察報告』――通商局が井上雅二氏の意見書を刊行す。▲『パラック居住朝鮮人の勞働と生活』――大阪市社會部調査課大正十五年十二月調査。▲『鮮人生活調査』――神戸市社會課大正十五年五月調査。▲『在廣鮮人生活狀態』――廣島市社會課大正十四年五月の調査結果發表。

第九章　社會事業に關する調査

第一　一般に關する調査

政府は施政方針として屢々社會事業の擴充を聲明してゐたが、本年七月内務大臣を會長とする社會事業調査委員會を設けて社會事業體系、兒童保健、細民地區改良、不良住宅地區改良、救貧法及母子扶助法等に就て夫々調査攻究するところ

あり、その中のあるものは施設として實施せられたものもあつた。社會事業に就ては從來單にその事業成績の報告に失する傾向にあつたのが、漸次その事業對象の現狀又は原因に就ての調査がなされる樣になつて來た。社會事業に關する全般的の調査報告としては社會局社會部より「本邦社會事業概要」及び「社會事業統計要覽」が刊行されてゐたが、本年中央融和事業協會より「融和事業年鑑」が刊行せられた。

▲『市町村青年團基本調査』——日本青年館調査課大正十五年七月調査。▲『住宅年報』——大阪市社會部調査課が大正十三年度の借家爭議に就き調査發表。▲『不良住宅地區の調査』——社會事業調査會の調査事項に就き主要都市に於て夫々なされた。

第二　細民及救助に關する調査

▲『細民並乞食の調査』——社會局が細民及窮民につき大正十五年八月調査。▲『東京市內細民の出產率に關する調査』——東京市社會局大正十五年八月調査。▲『細民區域に關する調査』——東京市役所が大正十四年度の現住人口、死亡及び乳兒死亡に就き調査。▲『細民の營養調査』——東京市社會局調査。▲『東京府郊外の細民街の衞生調査』——東京府社會課が大正十五年四月より九月に亘り調査。▲『浮浪者に關する調査』——東京市社會局が第二回國勢調査に附隨してなせるものゝ結果を發表す。▲『公園內に於ける無宿者調査』——大阪市社會部調査課が大正十四年八月より九月に亘つて爲せる調査結果發表。▲『大阪市に於ける窮民』——大阪市社會部調査課が大正十二年六月より同十五年三月までの初回被救助者一千名に就き調査發表。▲『貧困調査』——鹿兒島縣社會課調査。▲『富山縣に於ける窮民狀況調査』——富山縣調査發表。▲『細民生計調査』——仙臺市社會課大正十五年十月調査發表。▲『貧困寡婦調査』——社會局が社會事業調査會の調査資料として調査す。▲『軍事救護を受くる者の貧困調査』——鹿兒島縣社會課が第一回の本調査をなす。▲『行路病人、行路死亡人に關する調査』——東京府社會課が大正十三年同十四年の事實に就き調査發表。

第三　乳幼兒及兒童に關する調査

▲『乳幼兒保護に關する報告』——內務省衞生局が國澤健雄氏の報告を發表す。▲『夏季に於ける體育的施設の狀況調査』——文部省學校衞生課調査發表。▲『夏季林間託兒場に於ける兒童身體檢査成績』——東京市社會局が大正十四年夏のそれに就き調査發表。▲『乳幼兒死亡調査報告』——警視廳衞生部が大正十三年度の調査發表。▲『乳兒死亡率に關する調査』——東京市社會局が大正十三年五月より一ケ年間に亘り二千三百五人の死亡に就き調査發表。▲『乳、幼、兒童死亡率及乳兒死亡の社會的原因』——廣島市社會課が大正十三年度の調査結果發表。▲『親の結婚と產兒調査』——大阪府衞生課調査。▲『感化事業に關する統計』——社會局社會部調査發表。▲『不良青少年少女に關する參考表』——大阪府警察部刑事課調査發表。▲『愛知學園兒童鑑別所彙報(第一回)』——愛知縣調査發表。▲『愛知縣兒童研究所紀要(第一輯)』——同所調査發表。▲『特殊兒童の研究』——九州大學醫學部精神科に於て九州地方の感化院生徒に就き調査。

第五篇　勞働及社會事業

立法

財政上その他の原因で實施のおくれてゐた諸法令やその他爭議調停法等は大正十五年七月一日を期して一齊に實施せられた、今これを列擧すれば次の如し。(一)勞働爭議調停法　同施行令　(二)健康保險法　同施行令　同法施行規則(三)改正工場法　工場法施行令中改正　施行規則中改正、工業勞働者最低年齡法　同施行規則　(四)鑛夫勞役扶助規則中改正　(五)傭人扶助令中改正

第一　改正工場法施行令

改正工場法はすでに大正十二年三月二十九日法律第三十號を以て改正制定せられ同法施行令勅令も既に十二年秋樞密院に御諮詢になるまで手續きが進行したがその後內閣の變動及財政關係と他方資本家側の種々なる背後の策動によつてこれが通過を阻止したが爲、施行令の公布を見るに至らなかつたが、大正十五年に入つて四月二十七日三十日五月三日十一日の四回樞府は精査委員會を開き修正を求め、政府も之に同意し二十二日樞密院に再諮詢せられ六月三日樞密院臨時本會議を以て可決せられ、關係諸法規とともに左の如くいづれも公布せられ法律制定後三ケ年半を經過したる大正十五年七月一日より漸く實施さるゝに至つた。

▲工業勞働者最低年齡法及工場法中改正法律、施行期日公布(六月五日勅令第一五二號上記二法律は七月一日より施行の旨公布)

▲工場法施行令中改正　(同日勅令第一五三號)▲工場法施行規則中改正(六月七日內務省令第一三號)▲工業勞働者最低年齡施行規則(六月七日內務省令第一四號)

尙工場法及施行令の內容に就ては第三部第二篇第一章參照

第二　鑛夫勞役扶助規則改正

工場勞働者に對して七月一日から改正工場法が實施されることになり、鑛山勞働者に對しても、これに準じて鑛夫勞役扶助規則を改正し、六月二十四日內務省令第十七條を以て公布七月一日より實施せられた。

改正の要點は一、保護鑛夫(少年及女子)の就業時間を一日最高十一時間とする(內休憩一時間)　二、扶助額の增額　三、一定溫度以上の坑內にて女子及十六歲未滿の者を就業せしめざること　四、保護鑛夫の就業年齡十五歲を十六歲に引上ぐ(但大正十八年七月一日より)　五、健康保險法との關係。

第三　傭人扶助規則改正

改正工場法實施に伴ひ官營工場鑛山の傭人扶助規則も改正するの必要を生じ六月二十九日閣議に於てその改正勅令を決定し三十日勅令第二百三十九號を以て公布、改正工場法と同じく七月一日より實施せられた。右規則を適用さるる勞働者は官業勞働者十八万中共濟組合員外の職工たる三千三百人と

官營鑛山(新原二瀬等)坑夫一万八千人計約二万二千人。改正内容は改正工場法に準じて扶助額の増加である。

第四 健康保險法

健康保險法も亦實施さるべくして財政上の關係により延期中の所漸く、第五十一議會に豫算計上され六月三十日施行令公布せられ大正十五年七月一日より實施さるゝに至つた。(但し保險給付費用負擔に關する事項は翌昭和二年一月一日より實施)尙大正十五年中における健康保險關係法規の改正制定次の如くである。

▲健康保險法中改正(三月二十九日法律第三四號、七月一日より施行)▲同上特別會計法(同日法律第二六號)▲同上施行令(勅令第二四三號六月三十日公布)

尙右の外昭和二年一月一日より健康保險法の給付及負擔が實施さるゝに當り官業各共濟組合規則は各省令を以て改正公布された。(詳細は第三部第二篇第一章第六節參照)

第五 勞働組合法勞働爭議調停法

治安警察法中改正

これ等に就ては前篇勞働運動對策中に述べたるが故にこゝには之を省略する。

第六 小作法

小作法制定の目的を以て五月二十四日勅令を以て設置せられた小作調査會はその後或は特別委員會を或は小委員會を開き或は地主及小作人代表者の意見を聽取し、十月三十日終に小作調査會總會にて小作法案要綱を決定し、これを農林大臣の方へ答申したその項目は次の如くである。

一、小作契約の第三者に對する効力　二、小作地賃借權の讓渡　三、小作地の轉貸借　四、小作地賣却の通知　五、小作契約の繼續及消滅　六、小作契約消滅の場合の賠償　七、小作料一時的減額免除　八、小作料の供託および一部辨濟　九、調停の効力　十、調停困難なる場合の臨時處分　十一、小作委員會　十二、訟訴及調査の促進。

而して十二月末農林省に於ては小作法案を決定した。

第七 小作爭議調停法

大正十五年四月十四日勅令第六十五號を以て、更に長崎、福島、山形、秋田及鹿兒島の五縣に六月一日より同法を施行することになつた。これで三府三十九縣に施行されることになり未施行政は宮城、岩手、青森、沖繩となつた。

第八 暴力行爲等處罰に關する件

大正十五年四月法律第六〇號として公布(詳細は第三部第三篇第一章參照)

第九

尙右の外大正十五年中に於て制定された勞働關係の法令の主なるものは次の如くである。

一、船員法施行細則中改正(一月二十八日)　二、簡易生命保險法

改正五月一日より實施(法律第四號、勅令六七號、勅令六八號)
三、郵便年金(十月一日より實施)(法律第三九號、第四〇號、勅令第二八〇號、二八一號、二八二號)四、自作農創設、維持、補助規則(農林省令第十號五月二十一日) 五、衆議員議員選擧法施行規則(二令(大正十五年一月勅令第三號) 衆議院議員選擧法施行規則(二月內務省令第四號) 六、農業倉庫法中改正(大正十五年三月法律第三二號) 七、產業組合法中改正(大正十五年四月法律第五四號)

丙第一表(其一)大正十二度全國工場扶助給與ヲ受ケタル職工數業務別

業務	負傷 死亡者	負傷 終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	負傷 終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ	負傷 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ	負傷 健康舊ニ復スルコト能ハザルモノ又ハ	負傷 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	負傷 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハズト	負傷 雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得	負傷 ルモノ	負傷 其ノ他
染織工場	二三〇	五	二〇	八六	三八二	一六、八二一	二六	—	—	一
機械器具工場	一〇六	九	三一	二三七	七二五	六八、三五四	一	—	—	二
化學工場	八六	六	一一	三九	一一七	一三、八〇六	三	—	一	—
飲食物工場	一三	—	—	五	一一	二、九二〇	—	—	—	—
雜工場	五九	二	三	一〇	六八	三、三八八	一	—	—	—
特別工場	六	—	二	七	二二	二、五一一	—	—	—	—
總計	四九〇	二三	六七	三八四	一、三二四	一〇六、八〇〇	三二	—	一	二

業務	疾病 死亡者	疾病 終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	疾病 終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ	疾病 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ	疾病 健康舊ニ復スルコト能ハザルモノ又ハ	疾病 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	疾病 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハズト	疾病 雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得	疾病 ルモノ	疾病 其ノ他
染織工場	五、八二七	二四六	五	二〇	八六	三八二	二三、六四八	一〇七	六	五二一
機械器具工場	三六三	一〇七	九	三一	二二九	七二八	六八、七一七	八九	二	二三
化學工場	四三五	八九	六	一三	三九	一一七	一三、二四一	一三	三	六八
飲食物工場	一六八	一三	—	—	五	一一	三、〇八八	六〇	二	三六八
雜工場	一七二	六〇	二	三	一〇	六八	三、五六〇	二	七	一、三二七
特別工場	七一	六	—	二	七	二二	二、五八二	二	二	一一三、八三六
總計	七、〇三六	五二一	二三	六八	三六八	一、三二七	一一三、八三六			

丙第一表(其二)大正十二年度全國工場扶助給與扶助期間業務別

業務	男女別	一週間未滿	一週間以上一ヶ月未滿	一ヶ月以上三ヶ月未滿	三ヶ月以上六ヶ月未滿	六ヶ月以上一ヶ年未滿	一ヶ年以上二ヶ年未滿	二ヶ年以上三ヶ年未滿	三ヶ年以上	合計
染織工場	男	五、八二五	三、一五三	七九八	一二七	三五	二五	八	—	九、九七一
	女	九、〇七四	三、五五〇	五七二	七一	四〇	三三	二	—	一三、三五一
機械及器具工場	男	四八、五三三	一〇、七九七	三、五九九	一、六八三	二四二	一三三	七〇	二四	六五、〇八一
	女	一、六三二	一三一	二四	二	三	一	—	—	一、七八三
化學工場	男	六、六〇一	四、六八九	七八〇	一一九	四〇	一〇	三	—	一三、二四二
	女	二六九	一九六	三二	八	二	—	一	—	五〇九
飲食物工場	男	一、六九二	六八四	一〇四	一三	七	一	—	—	二、五〇一
	女	三三一	二四六	六	—	—	—	—	—	五八三
雜工場	男	一、八六九	一、〇五八	二五三	三九	八	—	—	二	三、二二九
	女	一六七	一四二	二六	—	—	—	—	—	三三五
特別工場	男	一、一二六	七六四	一七七	二六	一〇	三	二	—	二、一〇八
	女	三四	一四	二	—	—	—	—	—	五〇
合計	男	六五、六四六	二一、一四五	五、七一一	二、〇〇七	三四二	一七二	八三	二六	九五、一三二
	女	一一、五〇七	四、二六九	六六二	八一	四五	三四	一二	一	一六、六一一

丙第一表(其三)大正十二年度全國工場扶助給與扶助種類及歸鄉旅費業務別

業務	施療 件數	施療 金額	療養費 件數	療養費 金額	休業扶助料 件數	休業扶助料 金額	傷害扶助料 件數	傷害扶助料 金額	遺族扶助料 件數	遺族扶助料 金額
染織工場	四一、五六七	六六、四一二・八七圓	一〇、二三九	九三、六一四・〇一圓	一四、一四	一二九、五五〇・七五圓	五〇八	四三、二一七・二九圓	二四一	六一、五二四・八三圓
機械及器具工場	七二、七一一	三一二、一二七・四一	一三、〇二五	一七〇、一五三・八四	一九、七六八	四九三、〇九九、九八	一、〇〇三	一一六、五七五・九八	一〇七	七五、五七〇・二七

業務	葬祭料 件數	葬祭料 金額	令第十四條ニ依ル扶助料 件數	令第十四條ニ依ル扶助料 金額	歸郷旅費 扶助ヲ受ケタル職工 件數	歸郷旅費 扶助ヲ受ケタル職工 金額	歸郷旅費 未成年者又ハ女子 件數	歸郷旅費 未成年者又ハ女子 金額	合計 件數	合計 金額
染織工場	二四五	九、〇〇六・〇三	—	—	四〇五	三、一〇三・一九	一七	三、七二一・五四	八〇、一七三	四五九、一三七・四〇
機械及器具工場	一〇七	六、四七九・四三	二	六、九六七・七六	一七	二六一、七二	—	—	一〇六、七六六	一、一八一、三五八・三一
化學工場	八八	四、一一八・二三	一	一八〇・〇〇	一六	三六八・五九	七	二四・〇一	三三、二三五	三九〇、九九三・四六
飲食物工場	三	六三九・三五	—	—	七	二四・〇一	三	六〇・〇〇	四、八四三	五二、一九三・八〇
雜工場	六一	一、二六二・四九	—	—	二四	一四八・九九	七	三四・九七	六、二七八	一〇八、六九〇・三二
特別工場	六	四八五・〇〇	—	—	一	一・八五	—	—	四、九六〇	七五、八五一・八一
總計	五一九	三一、九九〇・五一	三	七、一四七・六六	四七二	三、九〇七・三五	一三、九四二	五二、九四二・二四	二一、二六八	二、二六八、二四一・〇一

丙第一表(其四)　大正十三年工場種別扶助件數調（大正十三年第九回工場監督年報ニ據ル）

治癒シタル者	障害ヲ殘サザリシ者	障害ヲ殘シタル者	小計	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計
	三七、〇三五	五〇四	三七、五三九	九九、三三一	一、一二五	一七、〇八五	四、六三六	四、六六六	二、三三五	一六五、〇五八
						二三〇	三六	一〇九	一九	二、〇三三
				一〇〇、四五六		一七、三一五	四、六七一	四、七七五	二、三三四	一六七、〇八一

負傷	治癒セザリシ者	死亡者	五四	七四	六〇	一四	三六	一〇	二四八
		工場法施行令第十四條ニ依リ扶助ヲ打切ラレタル者	一	二	一	二	—	一	七
		小計	五五	七六	六一	一六	三六	一一	二五五
	未治ノ爲翌年繰越ノ者		三九六	一、〇八〇	四九八	五七	六〇	一〇二	二、一九三
	計		三七、九八〇	一〇一、六一二	一七、八七四	四、七四五	四、八七一	二、四四七	一六九、五二九
疾病	治癒シタル者	障害ヲ殘サザリシ者	六、二六三	一、二七八	三四〇	一三〇	八八	三五	八、一三四
		障害ヲ殘シタル者	一	三七	—	—	—	—	三八
		小計	六、二六四	一、三一五	三四〇	一三〇	八八	三五	八、一七二
	治療セザリシ者	死亡者	六	二	二	三	—	—	一三
		工場法施行令第十四條ニ依リ扶助ヲ打切ラレタル者	—	—	—	—	—	—	—
		小計	六	二	二	三	—	—	一三
	未治ノ爲翌年繰越ノ者		二三〇	二六	二〇	四	六	一八	三〇四
	合計		六、六〇〇	一、三四三	三六二	一三七	九四	五三	八、四八九

丙第一表（其五）　大正十三年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數及歸鄕旅費調（大正十三年第九回工場監督年報ニ據ル）

		染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計
療養費		圓 一二一、八〇五	圓 四六六、三六二	圓 一九三、八二六	圓 四三、一三九	圓 五四、六八二	圓 三二、五八二	圓 九一三、三九六
休業扶助料		一二九、九八一	四三〇、四五一	一三〇、七一七	二四、三五二	三五、〇三六	一八、二〇四	七六八、七四一
障害扶助	工場法施行令第七條第一號該當	三、二九七	一七、四二九	三、四二七	六〇〇	二、九二五	九一六	二八、五九四
	工場法施行令第七條第二號該當	七、一二五	二一、六二	一二、三〇六	一、一五二	二、一九八	—	四四、三九二
	工場法施行令第七條第三號該當	一六、二七五	六一、七五一	九、一七一	一六八	四、〇一九	一、二三二	九二、六一六

扶助金額 (負傷) 障害扶助料 工場法施行令第七條第四號該當	扶助金額 (負傷) 遺族扶助料	扶助金額 (負傷) 葬祭料	扶助金額 (負傷) 工場法施行令第七條第十四號ニ依ル打切扶助料	扶助金額 (負傷) 計	扶助金額 疾病 療養費	扶助金額 疾病 休業扶助料	扶助金額 疾病 障害扶助料 工場法施行令第七條第一號該當	扶助金額 疾病 障害扶助料 工場法施行令第七條第二號該當	扶助金額 疾病 障害扶助料 工場法施行令第七條第三號該當	扶助金額 疾病 障害扶助料 工場法施行令第七條第四號該當	扶助金額 疾病 遺族扶助料	扶助金額 疾病 葬祭料	扶助金額 疾病 工場法施行令第七條第十四號ニ依ル打切扶助料	扶助金額 疾病 計
三、八四八	二〇、六七三	三、六三八	八〇〇	三六、四四一	一三、〇四五	九、二七八	—	—	—	五六	八八四	六四	—	二三、三二七
八六、八二六	三八、五一三	五、八四八	一、四四六	一、一三〇、二三七	五、〇五九	四、八二九	—	—	六四三	二一四	五四五	四〇	—	一一、三三〇
二、五〇五	四〇、八五四	三、四六一	九五九	四〇六、二二六	四、三九四	四、四七三	—	—	—	—	八五〇	四〇	—	九、七五七
一、七七五	五、四五九	七四三	九六八	七八、三五六	九三三	七四七	—	—	—	—	八一三	六〇	—	二、五五三
五、五八四	二、四八八	二、〇七二	—	一二八、〇〇四	五〇七	一五六	—	—	—	—	—	—	—	六六三
六三五	五、一八六	六一三	八三一	六〇、一一九	八七	三三	—	—	—	—	—	—	—	一二〇
一三九、一七三	一三三、一七二	一六、三七五	五、〇〇四	二、一一九、四六三	二四、〇二五	一九、五一六	—	—	六四三	二七〇	三、〇九一	二〇四	—	四七、七四九

休業扶助料支給日數 負傷 男	休業扶助料支給日數 負傷 女	休業扶助料支給日數 負傷 計	休業扶助料支給日數 疾病 男	休業扶助料支給日數 疾病 女	休業扶助料支給日數 疾病 計
九一、七四九	五七、九四一	一四九、六九〇	一、六七七	二二、一七一	二三、八四八
三三七、六六七	三、九一六	三四一、五八三	一七、四五七	一、五八四	一九、〇四一
一三四、三九七	五、五一七	一三九、九一四	三、三九二	四六八	三、八六〇
三〇、七一六	一、四三一	三二、一四七	九〇五	二	九〇七
三二、五四五	一、九七四	三四、五一九	一三四	八〇	二一四
一六、五八九	八七	一六、六七六	五八	—	五八
六二三、六六三	七一、八六六	六九四、五二九	二三、六二三	二四、三〇五	四七、九二八

歸鄉旅費調	歸鄉旅費ヲ受ケタル職工數	歸鄉旅費額
歸鄉旅費	一四、六九五圓	五〇、一六三圓

丙第二表(其一)　大正十二年度官設工場扶助給與ヲ受ケタル職工數（第八回工場監督年報ニ據ル）

		負傷					疾病					合計				
		死亡者	終身自用ヲ辨ズルコトノモルザハ能トコルス	終身勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス	從來ノ勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス健康ノ復トコルスノモルザハ能トコルス女子ノ外貌ニ殘シタルノモルタ痕醜ヲ	身體ノ傷害ヲ復トコルスノモルザハ能トコルス引續キ從來ノ勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス雖モ	其他ノ	死亡者	終身自用ヲ辨ズルコトノモルザハ能トコルス	終身勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス	從來ノ勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス健康ノ復トコルスノモルザハ能トコルス女子ノ外貌ニ殘シタルノモルタ痕醜ヲ	身體ノ傷害ヲ復トコルスノモルザハ能トコルス引續キ從來ノ勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス雖モ	其他ノ	死亡者	終身自用ヲ辨ズルコトノモルザハ能トコルス	終身勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス	從來ノ勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス健康ノ復トコルスノモルザハ能トコルス女子ノ外貌ニ殘シタルノモルタ痕醜ヲ	身體ノ傷害ヲ復トコルスノモルザハ能トコルス引續キ從來ノ勞務ニ服トコルスノモルザハ能トコルス雖モ	其他ノ
內閣	一九	—	—	—	—	二	一〇	四	—	—	—	—	三	二三	—	一三
內務省	一一	—	—	—	六	一九	一、一九一	—	—	—	—	八	四〇	一	—	一、三三一
大藏省	三	—	—	—	七	五五	六三〇	—	—	—	—	—	—	一三	—	七五
陸軍省	四三	—	—	—	一六	六五	六、三五	一	—	—	—	八	三五六	四	—	一六
海軍省	三八	五	八	一六	二六	四二	六、二〇七	二〇	—	—	—	二三	二六	二六	二六	四、四二八
農商務省	二六	—	—	二	三	四五四	二、五〇一	—	—	—	—	八	二〇	三	—	一、五〇一
遞信省	一八	二	三	四八	二	二三〇	一三、四五六	四	一	三	二	一	七六	三	一五	五〇
合計	四八八	三〇	二〇六	一、一六六	一八	二四	一、四二六	二九	一	三	一八	二四	一、四二六	四七七	三九	二三四

丙第二表(其二) 官設工場扶助期間表

		内閣	内務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農商務省	遞信省	鐵道省	合計
一週間未滿	男	二	四五	二三五	一、三八	一、一五五	九一四	—	八、八八八	一三、八七七
	女	—	一	一五六	四二	三	三	—	一一五	三五八
一週間以上一箇月未滿	男	—	四〇〇	一、六九	二、六六〇	三、五九四	一、五五六	—	四、七〇〇	一三、〇七九
	女	三	—	八七	一一五	一〇三	二五	—	四一	三七三
一箇月以上三箇月未滿	男	九	四八	二九	二、五九二	二、五五八	四三	—	七二六	六、〇〇八
	女	—	—	三〇	一〇九	一〇〇	八	—	五	一五一
三箇月以上六箇月未滿	男	八	九	一一	七	二七	空一	—	三八	三三九
	女	—	—	—	二〇	—	—	—	一	二三
六箇月以上一年未滿	男	—	一八	—	九	八	三	—	二五	三七一
	女	—	—	—	—	—	二	—	一	三
一年以上二年未滿	男	—	—	—	一	一	四	—	七二	七九
	女	—	—	—	—	—	—	—	一	一
二年以上三年未滿	男	—	—	—	三	三	—	—	三	一八
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三年以上	男	—	—	—	一	一	—	—	四	六
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	男	一九	一、一〇〇	四三四	六、五〇一	七、三四四	二、六一〇	—	一四、七六六	三二、七五五
	女	四	一	二七四	二八六	二三四	四七	—	一六四	一、〇一〇

丙第二表（共三）　大正十二年度官設工場扶助給與扶助種類及歸鄉旅費表

	內閣	內務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農商務省	鐵道省	合計
施療 件數	—	一〇六	五、七六五	八、六二一	四、九〇六	一六九、〇三八	—	一八八、四三六
施療 金額（圓）	—	九八二・三〇	二、四四七・六一	四一、七〇〇・五七	三、五五二・八二	四一、九四八・〇〇	九三、六三一・三〇	
療養費 件數	二三	一、一五五	一七二	二三四	七	四四	一三、二七六	一三九、〇一〇
療養費 金額（圓）	一、七四一・七八	八、六〇七・一九	二、四一七・六一	二、五六九・八六	五三八・五〇	一、〇八二・二六	六七、〇八〇・六三	八四、〇三七・八三
休業扶助料 件數	二四	三二七	四四六	一、四三一	七、三八二	二、九七〇	五、一四〇	一七、七二〇
休業扶助料 金額（圓）	一、五七九・三三	五、二〇三・六一	七、九二三・一四	三〇、六二一・〇四	一五一、二三二・五九	一〇六、六八二・三一	三三、二九九・六三	四三〇、五二〇・六五
傷害扶助料 件數	二	八	六二	四三二	四九一	四五四	一五九	一、六〇二
傷害扶助料 金額（圓）	二、四一二・一一	一、四六二・六〇	四、七二〇・四九	二五、六一七・七二	九一、六〇一・五五	四八、三六六・〇〇	四五、一三四・三八	二二九、三三四・八五
遺族扶助料 件數	三三	二	一三	一一	三八二	一九	二五	四七五
遺族扶助料 金額（圓）	六、九三三・二二	五四〇・〇〇	一二、二九五・八〇	六、五八二・六〇	二五八、二五一・八五	二四、九五二・〇〇	一六、五八一・八四	三二五、一三七・三一
葬祭料 件數	二三	一	一三	八	四	一九	二四	九二
葬祭料 金額（圓）	一、三二三・三〇	二〇・〇〇	二九九・三〇	一四一・二〇	一七二・七四	七六〇・〇〇	二、六〇八・八〇	五、三二五・三〇
令第十四條ニ依ル扶助料 件數	—	—	—	—	—	—	—	—
令第十四條ニ依ル扶助料 金額（圓）	—	—	—	—	—	五、二〇九・〇〇	—	五、二〇九・〇〇
歸鄉旅費 職工 扶助ニ據ル 件數	—	—	—	—	—	—	—	—
歸鄉旅費 職工 扶助ニ據ル 金額（圓）	—	—	—	—	—	—	—	—
歸鄉旅費 未成年者又ハ女工 件數	—	—	—	—	—	—	—	—
歸鄉旅費 未成年者又ハ女工 金額（圓）	—	—	—	—	—	—	—	—

丙第二表（其四）　大正十三年度官設工場扶助件數調（大正十三年第九回工場監督年報ニ據ル）

		內閣	內務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農林省	商工省	遞信省	鐵道省	計
負傷	治癒シタル者 障害ヲ殘サザリシ者	一八四	一、二三七	四、二七四	四、五四八	五、六八九	一五	一九、一八一	二	一八、六三一	五四、二七〇
	治癒シタル者 障害ヲ殘シタル者	一五	二	五四	九二	一九九	—	五一三	—	一七二	一、〇五五
	治癒シタル者 小計	一九九	一、二四八	四、三二八	四、六四〇	五、八八八	一五	二〇、一九三	二	一八、八〇二	五五、三二五
	治癒セザリシ者 死亡者	一	—	—	八	二〇	—	一三	—	五	四七
	治癒セザリシ者 工場法施行令第十四條ニ依リ扶助ヲ打切ラレタル者	—	—	—	二	—	—	—	—	五	七
	治癒セザリシ者 小計	一	—	—	一〇	二〇	—	一三	—	一〇	五四
	未治ノ爲翌年繰越ノ者	一八	三七	—	九八	一四〇	一	二、三六五	—	三五五	三、〇一四
	計	二一八	一、二八五	四、三二八	四、七四八	六、〇四八	一六	二二、五七一	二	一九、一六八	五八、三九三
疾病	治癒シタル者 障害ヲ殘サザリン者	九四	二	—	一七二	一	一四	一七四	—	六九九	一、一六五
	治癒シタル者 障害ヲ殘シタル者	—	—	—	—	—	一	七	—	一	九
	治癒シタル者 小計	九四	二	—	一七二	一	一五	一八一	—	七〇〇	一、一七四
	治癒セザリシ者 死亡者	一三	二	一	四	一	—	二	—	一〇	三三
	治癒セザリシ者 工場法施行令第十四條ニ依リ扶助ヲ打切ラレタル者	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇	三〇
	治癒セザリシ者 小計	一三	二	一	四	一	—	二	—	四〇	六三
	未治ノ爲翌年繰越ノ者	一	—	一三	六	—	—	一〇	—	二四	五三
	計	一〇八	一三	一三	一八二	二	一五	一九三	—	七六四	一、二九〇

丙第二表（其五）　大正十三年官設工場扶助金額及休業扶助料支給延月數及歸鄉旅費調

（大正十三年第九回工場監督年報ニ據ル）

扶助金額	疾病						負傷								
	療養費	休業扶助料	障害扶助料				療養費	休業扶助料	障害扶助料				遺族扶助料	葬祭料	工場法施行令第七條第十四條ニ依ル打切扶助料
			工場法施行令第七條第一號該當	工場法施行令第七條第二號該當	工場法施行令第七條第三號該當	工場法施行令第七條第四號該當			工場法施行令第七條第一號該當	工場法施行令第七條第二號該當	工場法施行令第七條第三號該當	工場法施行令第七條第四號該當			
內閣	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
內務省	四、四八九	一五、九二六	一、八九五	一〇、八七一	—	—	—	四、六五五	一、四二四	二、〇八八	四、七八九	—	一四、六九五	三一、八三七	三、二三二
大藏省	九、六二三	二四、四七六	一三、五六六	一六、六三七	—	一、四六四	一、〇七三	—	三、七六九	一〇、六八八	二、一二六	五九五	四〇、三六七	—	二八二
陸軍省	圓	圓	—	—	—	—	—	—	七、一三一	一五、六九二	一六、三〇二	九一四	八三、六八九	二八二	二、八〇四
海軍省	圓	圓	四、四三〇	一三、一二三	—	—	—	—	三、三二五	三六、八七六	三五、八九七	—	九三、六五一	—	五
農林省	圓	圓	七三一	二五八	—	—	—	—	—	—	—	—	九八九	三八八	一〇二
商工省	圓	圓	一〇七、三七六	一二〇、一七三	—	—	—	—	一〇、二五九	四六、八一三	八、一一八	一、四六〇	二九四、一九八	九七三	一、〇八九
遞信省	圓	圓	五二	一七〇、八五三	—	五五〇	—	六、〇五五	三〇、一七九	一〇、五〇〇	九、五八〇	八八二	三、三〇四	二、七四二	五、九六〇
鐵道省	圓	圓	八〇、七三六	三四七、三七六	二四七、八三九	二、〇一四	七、一二八	五九、三一八	一二二、四三七	七四、一一一	八六四〇	三、三〇四	八七二、一六七	四、五五三	一三、三九六
合計	圓	圓	一、一七〇、八三九	一、四二四、三七六	二、四七、八三九	二、〇一四	七、一二八	五九、三一八	一、二二二、四三七	九、五八〇	八八二	三、三〇四	五二	二、七四二	五、九六〇

遺族扶助料	五、六二一	四二〇	—	—	—	—	一、六二一	—	四、七五八	一三、四〇〇
葬祭料	六一八	一四〇	—	九六六	—	—	三三一	—	四九五	二、四五〇
工場法施行令第七條第十四條ニ依ル打切扶助料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	九、四六一	九三一	—	四、〇五三	五	四九〇	四、四三一	—	一四、九〇五	三四、二六六
休業扶助料支給延日數 負傷 男	一、九四三	五、七〇一	五、六四六	一〇、八五五	一五、九二七	二〇三	六九、一三七	—	九七、一八〇	二〇六、五九一
休業扶助料支給延日數 負傷 女	二七三	二八	二、三四九	一、八三四	三九	—	八九六	—	一九四	五、六一三
休業扶助料支給延日數 負傷 計	二、二一六	五、七二九	七、九九五	一二、六八九	一五、九六六	二〇三	七〇、〇三三	—	九七、三七四	二一二、二〇四
休業扶助料支給延日數 疾病 男	一、七三三	六四六	—	二、一八一	—	二七三	六二六	—	一八、〇八九	二三、五四八
休業扶助料支給延日數 疾病 女	二、六三九	—	—	一、八九四	六	二〇	—	—	一、七一九	六、二七八
休業扶助料支給延日數 疾病 計	四、三七一	六四六	—	四、〇七六	六	二九三	六二六	—	一九、八〇八	二九、八二六
歸郷旅費調 歸郷旅費ヲ受ケタル職工數	—	—	二	一	—	—	—	—	—	三
歸郷旅費調 歸郷旅費額	—	—	一三	一	—	—	—	—	—	一五

丙三表　大正十四年中鑛夫扶助給與額　（社會局調）

總計（金屬山、石炭山、石油山、其他ノ鑛山）

	負傷 男	負傷 女	疾病 男	疾病 女	計
扶助人員	一九〇、四八七	三一、四五六	九〇〇	三九三	二二三、二三六人
扶助日數	二、九〇八、六五五	五九八、〇〇九	三一、一一三	七、一七八	三、五三六、九七五日
療養費	一、三五五、四九二、七四九	二〇九、二六三、六八〇	九、九四六、三六〇	二、六四六、七〇〇	一、五七七、三四九、四八九厘
療養手當	二、三九三、六三〇、五八三	四五〇、九一五、七五九	一六、五一一、〇六〇	四、〇二七、七九〇	二、八六五、〇八五、一九二（厘）
不具疾病者扶助料	六〇四、〇三三、一二〇	七八、三七八、三九〇	四八三、六九〇	一〇〇、〇〇〇	六八二、九八五、二〇〇（厘）

日本労働年鑑

	金岡山							
	負傷			病疾			計	
	男	女	計	男	女	計		
扶助人員	六、八五二	一、九六一	八、八一三	七二	四	七六	八、八八九人	
扶助日数	四〇、一七四	三、七六二	四三、九三六	六三二	二六〇	八九二	四三、八二八日	
療養費	二、三四、七四四	八、二二四、〇三〇	一、〇五六、七八五	六、四二、六四〇	三、九三五、六〇	九、八二七、〇〇〇	二、〇五六、七八五円	
療養費不請求者	三〇三、九四四	八、二二四	三一六、一六八	九五六、七〇〇	九、三五〇	九六五、〇五〇	三、二一九、六一〇円	
遺族扶助料	六、七五、九四〇	三四、二六〇	六、八二五、二〇〇	一	100、000	1、六二二、000円	六九、三二〇、六九〇円	
葬祭料								
計								

	石炭山							
	負傷			病疾			計	
	男	女	計	男	女	計		
扶助人員	一五九、一九七	二九、七九九	一九〇、〇三六	六六三	三五三	一九〇、〇三五人		
扶助日数	二、四六七、三七九	五三四、三六〇	三、〇六九、一二五	二〇、三五三	六、八一三	三、〇六九、一二五日		
療養費	一、〇五六、七八五、七八五	一九二、二〇九、六四〇	一、二四八、九九五、四二五	七、二〇六、七一〇	二、〇三二、二三〇	一、二五六、二二七、〇四〇円		
療養費不請求者	二、五一九、六一〇、六九〇	四二、四六七、九三九	二、五六一、〇七七、六二九	一四、五〇五、〇九〇	三、九三五、六四〇	二、五七九、〇二二、二六九円		

不具疾病者扶助料	五三五、一三二、八八〇	七八、〇三七、一一〇	四八三、六九〇	—	六〇三、六七三、六八〇(厘)
遺族扶助料					三一七、七六三、八〇〇(厘)
葬祭料					一六、〇〇三、七一〇(厘)
計					四、七一五、一七八、二六五

丙第四表(共一)組合員數累年表

	印刷局現業員共濟組合	專賣局現業員共濟組合	陸軍共濟組合	海軍共濟組合	遞信省部內職員共濟組合	國有鐵道共濟組合	林野現業員共濟組合	警察共濟組合	土木事業從業員共濟組合	造幣局共濟組合	製鐵所共濟組合
大正九年度末	四、四三〇	三八、七三五	四〇、九三〇	八三、〇三三	一〇七、一六三	一三〇、一九九	四、九四八	五〇、二四一	—	—	—
大正十年度末	四、七六八	三九、三〇四	三八、〇九二	七六、二七六	一一六、七九二	一五五、六六三	五、二九三	五一、五三三	—	—	—
大正十一年度末	四、七三一	三八、五八二	三九、七七四	六七、六六四	一三五、三七〇	一六六、三八一	四、八四二	五三、一七六	＊七、二二四	一、四四一	一八、三〇〇
大正十二年度末	三、九六二	三七、六二六	三八、〇七一	六〇、六〇六	一三八、四四五	一七三、一八三	四、七七一	五七、〇九七	＊六、九三八	一、三三七	一九、三三八
大正十三年度末	三、四〇五	三五、六〇五	三三、四六一	五三、四〇六	一三九、四九九	一八一、四八三	未詳	五八、〇八七	＊五、八二三	四七九	一九、五〇〇
大正十四年度末	三、六二七	未詳	三〇、八一九	五一、三九〇	一三七、三二三	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	二〇、一七八

註 ＊ヲ附シタルハ翌年度始メ調査デアル

丙第四表(共二)官廳現業員共濟組合成績表 (大正十五年第四十五回統計年鑑ニ據ル)

	組合員數			收入金		支出金	給與人員
	男	女	計	總額 圓	組合員掛金 圓	圓	
印刷局現業員共濟組合(大正十四年度)	一、八九四	一、七二三	三、六一七	二五四、五七八	八九、七五八	二一四、九二五	一、五三一
警察共濟組合(大正十三年度)	五八、〇八七	—	五八、〇八七	一、三九五、二六八	六七二、六五六	七三九、六六九	二六、六〇一

*土木事業從事員共濟組合（大正十四年度）	五、八一二	—	五、八一二	四四〇、六一七	二一一、八〇六	八八、〇七一	二、三一〇
專賣局現業員共濟組合（大正十三年度）	八、四四二	二七、一六三	三五、六〇五	八三〇、四五九	三六八、八二一	四六一、四二七	一四、八二六
造幣局共濟組合（大正十三年度）	—	—	四七九	三九、八七四	二〇、一四五	三五、三六二	九五九
陸軍共濟組合（大正十四年度）	—	—	二〇、八一九	八二三、七四五	三七七、五三一	四九二、六四〇	一五、八六六
海軍共濟組合（大正十四年度）	五〇、七二一	八六九	五一、五九〇	四、八〇九、八三七	一、八一六、一六四	一、四一三、九八六	八、二五四
林野現業員共濟組合（大正十二年度）	—	—	四、七七一	一一三、七五二	六三、四四〇	七〇、九四九	二、四九四
製鐵所共濟組合（大正十四年度）	一九、三九一	七八七	二〇、一七八	五、一二五、〇六四	六八一、八三五	三八九、六八三	三、五四一
遞信部內職員共濟組合（大正十四年度）	一〇一、一九〇	三六、〇二三	一三七、二一二	六、〇三〇、〇二七	二、六七二、九三五	二、四〇六、〇一八	五三、六〇〇
國有鐵道共濟組合（大正十三年度）	—	—	一八一、四八三	一三、四一一、三七八	六、三八六、三五九	五、八七七、八三九	一一五、四六八

備考＊土木事業從事員共濟組合ノ組合員數ハ年度初、他ハ年度末現在數ナリ

丙第五表（其一）職業紹介所府縣別經營主體別表（大正十五年六月末現在）

道府縣名	市立	町村立	私立	計	群馬	二	二	一	五	新潟	二	—	一	三
北海道	六	—	一	七	千葉	一	—	—	一	宮城	一	—	—	二
東京	一六	五	一六	三七	茨城	一	—	—	二	福島	二	—	—	三
神奈川	六	三	—	九	栃木	二	—	—	二	岩手	一	—	—	二
埼玉	一	一	—	二	山梨	一	—	—	二	青森	一	—	—	一
					長野	三	—	—	三	山形	三	—	—	三

丙第五表(其一)大正十五年職業紹介所業態別取扱成績表(職業紹介公報ニヨル)

	求人數			求職登錄者數			就職者數		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
工業及鑛業	一三三、五七三	三〇、四七九	一五三、〇五二	一九七、六二三	一六、三一九	二一三、八四二	四三、六二九	七、二七二	五〇、九〇一
土木建築	一〇八、四八三	三三〇	一〇八、八一三	七五、五二六	二八〇	七五、八〇六	三八、五〇九	一八〇	三八、六八九
商業	一七五、九一八	一五、六七九	一九一、五九七	一六七、八四六	六、八〇九	一七四、六五五	四八、〇七四	二、六五三	五〇、七二七
農林業	三、五九八	二八五	三、八八三	四、四四〇	一三六	四、五七六	二、〇三八	八九	二、一二七
水産業	四四四	六	四五〇	四七七	五	四八二	三〇〇	二	三〇二
通信運輸	一八、四九六	一、一二九	一九、六二五	二八、三四二	一、二〇四	二九、五四六	六、八一〇	三五一	七、一六一
戸内使用人	一八、〇一八	九三、四四五	一一一、四六三	六〇、九六六	四七、四〇四	一〇八、三七〇	九、八五七	二六、三六一	三六、二一八
雜業	一一七、二六四	二三、六二三	一四〇、八八七	一三六、七二五	二一、二九五	一五八、〇三〇	三一、二二五	五、六六一	三六、八七六
無希望	五六四、七九四	一六四、九七六	七二九、七七〇	一四、五六〇	七四一	一五、三〇一	一八〇、四三一	四二、五六九	二二二、〇〇一
合計				九四、〇九三		七八〇、六〇八			

秋田	一	一	二	和歌山	一	熊本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪	一六	一	六	徳島	一	愛知	五	一	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京都	二	二	三	香川	一	静岡	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵庫	七	一	八	愛媛	三	三重	三	一	一	八	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滋賀	一	一	一	高知	一	岐阜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島根	一	一	一	福岡	四	福井	一	一	一	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡山	二	二	四	長崎	二	石川	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廣島	三	三	六	佐賀	一	富山	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山口	二	一	二	鹿児島	一																														

丙第五表(其三)大正十五年中職業紹介所紹介數月別表　(出所同前)

	求職者數 求人數	求職者數 登錄數	求職者數 再來數	就職者數	求人超過	求職超過	求人數ニ對スル求職者割合 %	求職者數ニ對スル就職者割合 %
一月	五七、一四六	六一、七四六	一八、三四三	一五、〇七五	—	四、六〇〇	一〇九	二四
二月	六三、二〇一	五九、五三九	一九、三七三	一六、三二一	二、六二二	—	九六	二七
三月	八二、七九五	七一、二三七	二〇、〇五六	二〇、〇五六	一、五六八	—	八六	二八
四月	七二、八四〇	七二、〇八九	二〇、五六二	一九、九七八	七五一	—	八七	二九
五月	六六、一五一	七三、〇一〇	二四、五九二	二〇、〇四五	—	五、八五九	一〇九	二六
六月	六四、六五九	七〇、二一五	三二、五七二	一九、〇七一	—	五、五五六	一一三	二九
七月	五七、八〇一	六五、四八七	二一、〇五二	一八、六一六	—	七、六八六	一〇九	二九
八月	五七、一四九	五九、四七四	一八、一七〇	一八、六一六	—	八、六五二	一〇四	三一
九月	六二、六三六	七二、四八九	三二、九八一	二一、三〇六	—	八、六五二	一一四	二九
十月	五六、七五五	六四、二二二	二〇、四八八	一九、〇五七	—	七、四六七	一一三	三〇
十一月	五二、〇一七	六五、五七八	二一、五三一	一八、八五二	—	一三、五六一	一一六	二九
十二月	三六、六二〇	四六、三二一	一四、九二〇	一四、〇七二	—	九、七二一	一三七	三〇
合計	七二九、七七〇	七八〇、六〇八	二九、七五一	二三二、〇〇一	—	五〇、八二八	一〇七	二九

丙第五表(其四)大正十五年中職業紹介所紹介數各月男女別表　(出所同前)

	紹介所數 求人數 男	紹介所數 求人數 女	紹介所數 求人數 計	紹介所數 求職者數 登錄數 男	紹介所數 求職者數 登錄數 女	紹介所數 求職者數 登錄數 計	紹介所數 求職者數 再來數 男	紹介所數 求職者數 再來數 女	紹介所數 求職者數 再來數 計	紹介所數 就職者數 男	紹介所數 就職者數 女	紹介所數 就職者數 計
一月	四二、六八五	一三、四六一	五七、一四六	五、九二二	六一、七四六	一六、九六〇	一、三八三	一八、三四三	三、四九九	二、五七六	一五、〇五五	

丙第五表（其五）大正十五年中職業紹介所府縣別成績表（出所前同）

道府縣	求人數	求職者登錄數	就職者數
北海道	一四、〇六四	一五、一九二	六、六四四
東京	二九一、〇九八	三〇〇、〇三五	八二、三六一
神奈川	三二、三八五	三一、三四一	九、七五六
新潟	六、二七九	三、六九八	一、四〇三
埼玉	一、二二〇	八一五	四二八
群馬	四、二八〇	二、五五六	一、〇六四
千葉	六八四	五五九	【一七六
茨城	三、七一三	二、四一六	八三七
栃木	一七、六七七	一、六九六	一九、三七三
山梨	一九、二四四	二、〇一六	二一、二六〇
長野	三三、二〇九	二、二五九	二四、四六八
宮城	二二、〇九九	二、四九三	二四、五九二
福島	三〇、〇九四	二、四七八	三三、三七二
岩手	一九、一三〇	一、九二三	二二、〇五三
青森	一六、三八九	一、七八一	一八、一七〇
山形	二〇、六五六	二、三三五	二三、九八一
秋田	一八、五五〇	一、九二八	二〇、四八八
愛知	一九、六〇八	一、九二三	二一、五三一
静岡	一三、五一三	一、四〇七	一四、九二〇
三重	二三六、一二九	二三、六三三	二五九、七五一
計	七八〇、六〇八	二三、〇〇一	六三八、四三一

第三部　丙　統計表

	求人數	求職者登錄數	就職者數
十二月	一七〇	四八、五六九	一三、六三二
十一月	一六九	六五、四四四	一七、三五一
十月	一七三	五八、六一六	一四、二二四
九月	一七三	五三、二八五	一三、八六六
八月	一七三	五一、五二五	一三、一三四
七月	一七三	四五、三三三	一二、四六八
六月	一七九	四三、二七八	一三、八七一
五月	一七八	四六、七八二	一六、八五四
四月	一七九	四三、四八七	一四、二六八
三月	一七九	三八、九七〇	一三、〇四七
二月	一七九	二六、八二〇	九、八〇〇
一月	一七〇	五六四、七九四	一六四、九七六
十二月	一七〇	四八、五六九	一三、六二〇
十一月	一六九	六五、四四四	一七、三五一
十月	一七三	五八、六一六	一四、二二四
九月	一七三	五三、二八五	一三、八六六
八月	一七三	五一、五二五	一三、一三四
七月	一七三	四五、三三三	一二、四六八
六月	一七九	四三、二七八	一三、八七一
五月	一七八	四六、七八二	一六、八五四
四月	一七九	四三、四八七	一四、二六八
三月	一七九	三八、九七〇	一三、〇四七
二月	一七九	二六、八二〇	九、八〇〇
一月	一七〇	五六四、七九四	一六四、九七六
計	二、〇一一	五五、九〇六	六、六二二
十二月	一七、六七七	一、六九六	一九、三七二
十一月	一九、二四四	二、〇一六	二一、二六〇
十月	二三、二〇九	二、二五九	二四、四六八
九月	二二、〇九九	二、四九三	二四、五九二
八月	二〇、〇九四	二、四七八	二三、三七二
七月	一九、一三〇	一、九二三	二二、〇五三
六月	一六、三八九	一、七八一	一八、一七〇
五月	二〇、六五六	二、三三五	二三、九八一
四月	一八、五五〇	一、九二八	二〇、四八八
三月	一九、六〇八	一、九二三	二一、五三一
二月	一三、五一三	一、四〇七	一四、九二〇
一月	二三六、一二九	二三、六三三	二五九、七五一
計	七八〇、六〇八	二三、〇〇一	六三八、四三一
十二月	一、七二二	一、九七一	二、七九二
十一月	一、九七一	二、七九二	三、一二三
十月	二、七九二	三、一二三	三、六〇七
九月	三、一二三	三、六〇七	一、六一九
八月	三、六〇七	一、六一九	一、五九七
七月	一、六一九	一、五九七	二、二二四
六月	一、五九七	二、二二四	一、二五七
五月	二、二二四	一、二五七	二六、一七〇
四月	一、二五七	二六、一七〇	九、八九四
三月	二六、一七〇	九、八九四	二、一五九
二月	九、八九四	二、一五九	四三三
一月	二、一五九	四三三	

岐阜	一、八二三	二、二三四	八八九	和歌山	四〇七	四二六	二四七
福井	二、九三九	二、二四二	八五二	徳島	四、三七一	四、四一一	一、四四四
石川	五、一〇七	四、四八八	一、五六八	香川	一、三三三	一、九〇六	五七五
富山	四九三	五九〇	一五六	愛媛	七、三三九	七、四五七	三、五六一
大阪	一七〇、四三五	二二一、七六一	三七、七三四	福岡	二〇、〇九九	一八、四九四	六、七三三
京都	二八、三四〇	三〇、四六一	一二、二〇七	長崎	六、〇八五	七、三一九	一、三八五
兵庫	三五、五三八	三八、三四二	一六、九二七	佐賀	二、九五五	三、〇二六	一、六八七
滋賀	三四九	四三三	三五	鹿兒島	一、二七六	一、七七七	三六九
岡山	一〇、〇六二	七、九六二	三、五五三	島根	一、〇四〇	一、〇四一	二四〇
廣島	一七、四〇四	一六、四八九	七、五七七	熊本	一、二八〇	一、一三七	二四八
山口	二、六六一	三、〇一九	七九八	高知	九九七	一、〇八五	二六六

丙第五表（其六）大正十五年職業紹介所日傭勞働紹介成績表（出所前同）

毎月	取扱別	紹介所數	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職者數 男	求職者數 女	求職者數 計	紹介件數 男	紹介件數 女	紹介件數 計
大正十五年											
一月		四二	二一八、四四三	三、七三六	二二二、一七九	二五六、二七八	三、八五二	二六〇、一三〇	二一五、五四	三、七三六	二一九、二九〇
二月		四二	三一二、四五三	六、四七六	三一八、九二九	三三四、三一六	六、五四九	三四〇、八六五	三〇七、六九二	六、四七六	三一四、一六八
三月		四二	三九二、〇二四	六、一五六	三九八、一八〇	三九九、五九一	六、二一四	四〇五、八〇五	三八三、〇〇四	六、一五六	三八九、一六〇
四月		四二	二一五、九四二	三、九〇一	二一九、九四三	二五九、八七〇	四、〇五八	二六三、九二八	二一三、三五九	三、九四〇	二一七、二六三
五月		三七	一八一、五六七	二、七〇六	一八四、二七三	一八七、一六九	二、八二八	一八九、九九七	一六二、七三二	二、六八三	一六五、四一五
六月		三五	一六八、二五九	一、八六三	一七〇、一二二	一八一、九五五	二、〇〇二	一八三、九五七	一六七、〇五七	一、八六三	一六八、九二〇
七月		三四	一六六、九八二	一、九六九	一六八、九五一	一八三、一三四	二、〇五二	一八五、一八六	一六五、五二三	一、九一六	一六七、四二九
八月		三四	一七一、〇六六	二、三八六	一七三、四五二	一八五、四六六	二、五〇三	一八七、九六九	一六九、六六〇	二、三四一	一七二、〇〇一
九月		三四	一五一、四九一	二、〇七四	一五三、五六五	一六五、八一六	二、一〇七	一六七、九二三	一五〇、六一二	一、九六九	一五二、五八一

十月	三二	一五〇、九三三	二、一〇七	一五三、〇四〇	一六七、〇七六	二、二三二	一六九、三〇八	一五〇、三六九	二、一〇七	一五二、四七六
十一月	三二	一五六、八九〇	二、六〇三	一五九、四九三	一七八、八二六	二、七一二	一八一、五三八	一五六、六五八	二、六〇三	一五九、二六一
十二月	三五	一九七、九三五	二、二一二	二〇〇、一四七	二五四、四七〇	二、三〇八	二五六、七七八	一九七、五六〇	二、二一二	一九九、七七二
合計		二、四八三、九八五	三八、一八九	二、五二二、一七四	二、七五三、九六七	三九、四一七	二、七九三、三八四	二、四三八、七八〇	三八、〇〇二	二、四七七、七八二

丙第六表（其一）　簡易保險成績累年表（大正十四年度簡易保險局統計年報ニ據ル）

		大正十四年度	同　十三年度	同　十二年度	同　十一年度	同　十年度
新契約	件數	二、五〇〇、〇九三	一、九二六、一四九	一、四〇七、五五二	一、五二二、九四〇	一、一五七、九二一
	保險金（圓）	三三三、三〇八、三七三	二八一、六二四、三三八	一九九、〇五六、三〇一	一九六、四七七、四二三	一三四、七七一、四〇一
復活	件數	五一、八六一	五四、八五二	三七、二三六	二九、七六四	二〇、一六九
	保險金（圓）	六、六三九、四三二	六、八六七、四二一	四、二九八、五四八	三、三二八、〇九一	二、一八五、六三三
死亡	件數	八四、一八一	七二、二八一	六五、七一四	四四、五六〇	三二、三六七
	保險金（圓）	一一、〇六二、一八七	九、〇八五、五七五	八、一〇七、三七七	四、九七五、七三六	五、四五七、七七八
解約	件數	九七、七八七	六、三五五	五三、四三四	四六、九九七	三〇、六四〇
	保險金（圓）	一四、一八五、二九五	八、六八九、五二九	六、八二二、四四五	五、八七七、〇〇三	三、七四八、〇六二
失效	件數	五七六、三四一	四七七、〇三九	三七七、一七四	三三四、八四八	二五一、三五一
	保險金（圓）	七八、四五三、二五二	六五、二七八、七六四	四五、八五〇、〇四二	三六、九五三、四二七	二六、九九六、九八五
其他ノ事由ニ因ル減	件數	三、〇七三	二、〇一六	一、二五一	一、一一八	四二七
	保險金（圓）	四、一一六、八一八	二、四二五、五六二	一、五三五、三八七	一、一六二、八七四	五〇七、二八〇
年度末現在高	件數	八、三一三、六八八	六、五二三、一一六	五、一五七、〇〇六	四、二〇九、七九一	三、〇八四、六一〇
	保險金（圓）	一、〇五三、七七九、八九二	八二一、六四九、六四一	六一八、六三七、三一四	四七七、五九七、七一七	三三六、七六一、二四五

丙第六表(其二)　簡易保險契約狀況　(大正十四年度末現在)

	終身保險			養老保險			總計		
	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計
件數	三、〇七一、〇九八	一三、一一〇	三、一九二、二〇八	四、九九四、六三〇	一二六、八五〇	五、一二一、四八〇	八、〇六五、七二八	二四七、九六〇	八、三一三、六八八
保險料(圓)	一、五六一、九七八	四〇、七〇九	一、六〇二、六八七	四、一九三、〇七一	五三、八九〇	四、二四六、九六二	五、七五五、〇四九	九四、六〇〇	五、八四九、六五〇
保險金額(圓)	三九四、〇四九、二〇六	一三、一一四、三八一	四〇七、一六三、五八七	六三七、二三九、六四五	九、三七六、六五九	六四六、六一六、三〇四	一、〇三一、二八八、八五二	二三、四九一、〇四〇	一、〇五三、七七九、八九二
保險件數、個人團體契約比例	九六・八	三・二	一〇〇	九八・六	一・四	一〇〇	九七・九	二・一	一〇〇

丙第六表(其三)　簡易保險新契約及月末現在高月別表

大正十五年	新契約件數	月末現在			
		件數	保險金	人口千人ニ對スル新契約件數	人口千ニ對スル月末現在件數割合
			圓		
一月	八二、〇八七	七、九六五、一八二	一、〇一一、三八二、五〇四	一・三七	一三二・八九
二月	一七六、一五三	八、〇六九、五二六	一、〇二五、四六九、九七〇	二・九四	一三四・六三
三月	三三〇、八七〇	八、三四〇、七五三	一、〇五六、九〇八、六六六	五・五二	一三九・一五
四月	一四六、二五三	八、三八八、三三三	一、〇六四、一三五、二四一	二・四四	一三九・九五
五月	二三八、九〇五	八、五六二、三五七	一、〇九〇、〇六〇、二六五	三・九九	一四二・八五
六月	二六〇、一八二	八、七六八、七〇〇	一、一二〇、一八六、二一七	四・三四	一四六・二九
七月	一八九、四一四	八、八九九、三七〇	一、一三九、七六九、二七六	三・一六	一四八・四七
八月	一三〇、三六三	八、九五五、六五一	一、一四九、七三六、六七二	二・一七	一四九・四一
九月	三〇六、三九一	九、一九八、三〇九	一、一八〇、九七〇、九七二	五・一一	一五三・四六
十月	一九八、七五六	九、三三〇、七九四	一、一九八、九六八、二四八	三・三〇	一五五・一四
十一月	一七四、七二一	九、四四三、八九六	一、二一五、五五一、三六六	二・八七	一五五・〇〇

十二月	110,011	九,四九,六五	1,111,三六,三1	1.六1	1三.三三
合計	三,四三,三10				

丙第六表(其四)　簡易保險死亡解約失効件數月別表

		死亡件數	死亡率	解約件數	失効件數	失効解約率
一月		七,三0三	0.000九四	九,七六0	四0,四六	0.00三三0
二月		七,三0七	0.000九1	七,九七三	六0,四六四	0.00六四六
三月		六,0九0	0.00三三	八,11三	五0,三六六	0.00三0四
四月		七,七11四	0.000九三	九,0三1	五六,八四七	0.00三六六
五月		七,八三七	0.000九三	九,四八1	五三,三三九	0.00三三四
六月		七,八七六	0.000九0	10,101	四1,0八三	0.00三六四
七月		九,四三六	0.0010六	九,九01	四四,九0三	0.00六1六
八月		七,三五六	0.000八三	九,八三0	六三,1100	0.00八0四
九月		六,三三七	0.000六九	10,1六1	三1,六1七	0.00六三1
十月		九,三三九	0.00101	10,六1九	四九,0六六	0.00六六六
十一月		八,六三三	0.,C01	九,九四七	四七,1六九	0.00六0三
十二月		七,三九1	0.000 0	11,三六三	四六,六六0	0.00六1四
計		九三,四三四	0.000九八	11六,三三三	六0三,三八四	0.00九六六

丙第六表(其五)　簡易保險積立金運用累年狀況表

	大正十四年度	同　十三年度	同　十二年度	同　十1年度	同　十年度
	圓	圓	圓	圓	圓
運用貸付額	四九,六七,0四八	三八,四三,1三0	四0,三四,三1 0	三九,九0,六八	三,三三,三三三
住宅資金	10,三0,1三1	1三,八六,四三0	1三,00,三13	10,10九,六0	三,111,六三1
共同宿泊所	四10,000	三六0,010	三0,000	三三1,000	一

第三部　丙　統計表

簡易食堂	一四六、〇四九	一七七、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一一五、〇〇〇	
市場	二、六〇八、八三一	三、七六六、〇〇〇	二、九八〇、〇〇〇	一、七一三、六〇〇	一、〇七五、〇〇〇	
廉價供給	一八、二〇〇	六一、〇〇〇	六一、〇〇〇	五八、〇〇〇	四二、〇〇〇	
實費診療	六三八、七四七	一、四四九、〇〇〇	一、三一四、〇〇〇	五八七、〇〇〇	—	
產院	六七、四〇〇	六七、四〇〇	六七、四〇〇	一八〇、〇〇〇	—	
職業紹介所	二七一、八三八	五七二、七〇〇	五六〇、七〇〇	三三六、七〇〇	三三六、七〇〇	
質屋	二六五、五二九	三七九、三〇〇	三六二、三〇〇	七九、三〇〇	二九、三〇〇	
託兒所	二一四、七三八	三九五、二〇〇	二八五、二〇〇	二九六、五〇〇	七二、五〇〇	
公益浴場	一〇一、九八六	一九〇、〇〇〇	二〇四、〇〇〇	二九一、〇〇〇	—	
自作農創設維持	八、九三二、四一五、二六〇	九、二〇一、九〇〇	五、九九〇、九〇〇	二、四〇九、〇〇〇	—	
地方改善地區整理	一五四、〇〇〇、〇〇〇	二六一、〇〇〇	—	—	—	
傳染病院	五六一、〇一二、四〇〇	七〇一、二〇〇	三九九、〇〇〇	二六三、〇〇〇	—	
農業倉庫	六一六、五九六、四〇〇	六六六、八〇〇	二六四、六〇〇	九三、〇〇〇	—	
下水道	三六四、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	
同上舊債償還	一、二六〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	
小學校建築	一四、五八六、五八五	一七、二〇二、二〇〇	一〇、八八四、一〇〇	五、五〇九、六〇〇	一、八四二、八八〇	
同上舊債償還	一、二二二、四〇〇	—	—	—	—	
實業補習學校	八、二三二	三九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	
公立病院	五〇、〇〇〇	—	—	—	—	
上水道	六、一九七、三三三	四、八五五、〇〇〇	—	—	—	
同上舊債償還	五〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	
契約者貸付	三、〇三二、四二二	一、三〇七、五八四	七八八、五五五	三三三、五七六	五二、九九四	
帝國政府公債證券放資	一一、四八三、七七七	三、二〇〇、五六二	一、五〇六、三二五	二、二五七、〇五一	六、〇三三、五四〇	
地方債證券放資	五、三五二、五九八					

預金部預金	二三、一三四、五〇四	四〇、三九四、二九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
現金	五〇一、四九八、八二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	九三、二〇一、八四九、七四二	六一、四二四、二八六	二四、九〇五、七八八	一四、七一三、二四七													

丙第七表(恤救統計)(其一) 大正十三年恤救人員及救助金 (內務省統計年報ニ據ル)

	越人員			新救助人員			年末現在			救助金		
	國庫費	地方費	計	國庫費	地方費	計	國庫費	地方費	計	國庫費	地方費	計
廢疾	三三	七〇七	一、〇三九	七三	二五九	三三二	三五三	七四五	一、〇九八	一九、〇〇三圓	三六、〇五一圓	五五、〇五四圓
老衰	三八一	二、五〇三	二、八八四	一七九	一、〇〇〇	一、一七九	四六三	二、五三四	二、九九七	二三、六四〇	九四、三九四	一一七、〇三四
疾病	三三	一、五五一	一、八六四	一四〇	一、三〇四	一、四四四	三〇五	一、六九一	一、九九六	一二、五七六	九二、七七九	一〇五、三五五
幼弱	一六八	一、一九六	一、三六四	八三	六八三	七六六	二一六	一、三八九	一、六〇五	四、三五一	一五〇、二八六	一五四、六三七
其他		三〇八	三〇八	—	五九九	五九九	—	四一五	四一五	—	一四、六九二	一四、六九二
合計	一、一九四	六、二六五	七、四五九	四七五	三、八四五	四、三二〇	一、三三七	六、七七四	八、一一一	五八、五七〇	三八八、二〇二	四四六、七七二

備考 救助金中地方費ニハ國庫費救助ニ補給シタル金額ヲ含ム。

丙第七表(其二) 大正十三年養育ニ係ル棄兒 (內務省統計年報ニ據ル)

	越人員			新養育人員			年末現在			養育費		
	國庫費	地方費	私費	計	國庫費	地方費	私費	計	國庫費	地方費	計	國庫費	地方費	計
	五二七	八九	五八	六七四	一三	二	一四	一四六	五三一	八九	六二	六八二	一三、六八五圓	七九、〇五〇圓	九二、七三五圓

備考 養育費中地方費ニハ國庫費養育ニ補給シタル金額ヲ含ム。

丙第七表（其三）大正十三年行旅病人（內務省統計年報ニ據ル）

新被救護人員	死亡者	年末現在	道府縣費ヨリ辨償金額
六、三二	二、〇八三	二、四三三	四七、八三五圓

丙第七表（其四）行旅死亡人（大正十三年）（內務省統計年報ニ據ル）

病死	變死	計	道府縣費ヨリ辨償金額
一、〇五五	二、五二二	三、五七七	五一、九七三圓